



令和7年

ふみ みやこ
文の京

障害者福祉の

てびき



相談の窓口

1

手帳

2

障害者総合支援法と
児童福祉法のサービス

3

手当・年金・貸付等

4

医療

5

福祉用具等の給付

6

日常生活の支援

7

災害・緊急時

8

情報支援

9

タクシー・自動車・
駐車場・駐輪場

10

各種料金の割引

11

税の軽減

12

住宅

13

障害のある子どもの
サービス一覧

14

保育園・幼稚園・学校等

15

仕事

16

余暇活動の支援

17

各種訓練・講座

18

権利擁護

19

障害の理解促進

20

地域のささえあい

21

施設

22

参考資料

障害者福祉のてびきのご利用に当たって

- ※ このてびきは、障害のある方に対するサービスの内容と利用方法などを掲載しています。
- ※ 各項目にあるの **身知精難** 表示は、それぞれ身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者を対象としているサービスであることを示しています。
また、**児** の表示は、18歳未満の障害児を対象に含んでいることを示しています。
- ※ 各サービスの説明は、簡単にしてあります。これだけでわからないとき、もっと詳しく知りたいときは、お気軽に各担当窓口にお問い合わせください。
- ※ 内容は、令和7年5月末現在で作成しております。発行後、金額等記載内容が変わることがあります。あらかじめ、ご了承ください。
- ※ このてびきの内容は、文京区ホームページでも見ることができます。

文京区 てびき

検索



も く じ

障害程度別対象事業一覧表	8
1 相談の窓口	14
(1) 障害福祉課	14
(2) 予防対策課	16
(3) 保健サービスセンター・保健サービスセンター本郷支所	17
(4) 教育センター 総合相談室	19
(5) 介護保険課	20
(6) 国保年金課	20
(7) 健康推進課	20
(8) 子育て支援課	21
(9) 子ども家庭支援センター	21
(10) 文京区児童相談所	22
(11) 幼児保育課	22
(12) 児童青少年課	23
(13) 教育指導課	23
(14) 文京区障害者基幹相談支援センター	23
(15) 生活あんしん拠点（地域生活支援拠点）	24
(16) 障害を理由とする差別に関する相談窓口	25
(17) 障害者虐待防止センター	25
(18) 身体障害者相談員・知的障害者相談員	26
(19) 東京都心身障害者福祉センター	27
(20) 東京都児童相談センター	27
(21) 東京都立精神保健福祉センター	28
(22) 東京都難病相談・支援センター／東京都多摩難病相談・支援室	28
(23) 東京都発達障害者支援センター	29
(24) 夜間こころの電話相談	29
(25) こころのLINE相談（精神保健福祉相談）	30
(26) 東京都立小児総合医療センター こころの電話相談室	30
(27) 手をつなぐ あんしん相談	30
2 手 帳	31
(1) 身体障害者手帳	31
(2) 愛の手帳	32
(3) 精神障害者保健福祉手帳	33
【コラム】『道しるべ』の発行	34
3 障害者総合支援法と児童福祉法のサービス	35
(1) 障害者総合支援法と児童福祉法に基づくサービス	35
(2) 障害福祉サービス等の種類	36

障害者総合支援法に基づくサービス	36
① 自立支援給付	36
② 地域生活支援事業	37
児童福祉法に基づくサービス	38
申請から利用までの流れ	39
(3) 利用者負担	41
(1) 月ごとの利用者負担上限額	41
(2) 国の軽減制度	41
① 医療型個別減免	41
② 食費等実費負担の軽減	41
③ 就学前の障害児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置	42
④ 幼児教育・保育無償化	42
⑤ 高額障害福祉サービス等給付費等の支給	42
⑥ 生活保護への移行防止策	42
(3) 都の軽減制度 児童発達支援事業所等利用支援事業	42
(4) 区の負担軽減制度	43
① 利用者負担軽減	43
② 就学前の障害児通所支援に係る利用者負担額等の助成	43
③ 同行援護及び移動支援の利用者負担減免	43
④ 意思疎通支援事業の利用者負担減免	43
⑤ 日常生活用具給付事業の利用者負担減免	43
⑥ 文京区グループホームの家賃助成	43
⑦ 給食費の利用者負担額の軽減	43
4 手当・年金・貸付等	44
(1) 心身障害者等福祉手当（区制度）	44
(2) 精神障害者福祉手当（区制度）	45
(3) 重度障害者特別給付金（区制度）	46
(4) 特別障害者手当等（国制度）	46
(5) 重度心身障害者手当（都制度）	48
(6) 特別児童扶養手当（国制度）	48
(7) 児童扶養手当（国制度）	49
(8) 児童育成手当（区制度）	50
(9) 国民年金（障害基礎年金）	51
(10) 特別障害給付金	51
(11) 厚生年金保険（障害厚生年金・障害手当金）	53
(12) 東京都心身障害者扶養共済制度	54
(13) 障害者等に対する生活福祉資金貸付制度	54
(14) 自動車事故による被害者の方への支援	55
5 医 療	56
(1) 心身障害者医療費助成（マル障）	56

(2) 子どもの医療費助成（マル乳・マル子・マル青）	57
(3) 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）	57
(4) 小児精神障害者入院医療費助成	58
(5) 難病（特殊疾病）の医療費助成	59
(6) 小児慢性特定疾病の医療費助成	59
(7) ひとり親家庭等医療費助成	60
(8) 後期高齢者医療制度への加入	60
(9) 障害者歯科診療	61
(10) 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導	62
(11) 高齢者用肺炎球菌(23価)・带状疱疹・高齢者インフルエンザ・ 新型コロナウイルス感染症・予防接種費用の一部助成	62
(12) 骨粗しょう症健康診査事業の健診費用の免除	64
(13) 都立北療育医療センター	64
(14) 心身障害児総合医療療育センター	65
(15) 都立心身障害者口腔保健センター	65
6 福祉用具等の給付	66
(1) 補装具費の支給	66
(2) 日常生活用具の給付	67
(3) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	75
(4) 心身障害者・児紙おむつ支給事業	77
(5) 中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成	78
(6) 車椅子の貸出し	78
(7) 補助犬の給付	80
7 日常生活の支援	81
(1) 布団乾燥消毒・丸洗い	81
(2) 理美容サービス	81
(3) 巡回入浴サービス	82
(4) 軽度障害者入浴	82
(5) 障害者・児移動支援事業	82
(6) 重度脳性麻痺者介護事業	83
(7) 在宅心身障害者・児緊急一時介護委託費助成	83
(8) 心身障害者(児)短期保護事業	84
(9) 医療的ケア児在宅レスパイト事業	85
(10) 医療的ケア児の社会体験プログラム	85
(11) 医療的ケア児支援ルームひまわり	86
(12) 重度障害者等就労支援事業	86
(13) 居宅訪問型保育事業	87
(14) 在宅重症心身障害児(者)等訪問事業	87
(15) 地域安心生活支援事業	88
(16) 緊急時受入れ支援事業	89

(17) ファミリー・サポート・センター	89
(18) いきいきサポート	90
(19) シルバーお助け隊事業	90
(20) ごみの訪問収集	91
(21) 商店街宅配事業補助	91
8 災害・緊急時	92
(1) 救急代理通報システム	92
(2) 警視庁【110番アプリシステム・FAX110番】	92
(3) 東京消防庁【緊急ネット通報・119番ファックス通報】	93
(4) 避難行動要支援者名簿	94
(5) 福祉避難所の設置	95
(6) 「文の京」 安心・防災メール／防災アプリ	96
(7) 家具転倒防止器具の設置	98
(8) ヘルプカード	98
(9) ヘルプマーク	99
9 情報支援	100
(1) 手話通訳者の派遣・要約筆記者の派遣	100
(2) 手話通訳者の設置	100
(3) 遠隔手話通訳サービス	100
(4) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	101
(5) 点字図書の給付	101
(6) 点字・声の広報	101
(7) 手話通訳・要約筆記による本会議・委員会の傍聴	102
(8) 手話通訳によるケーブルテレビ(CATV) 番組の視聴	102
(9) 無料公衆無線LAN (フリーWi-Fiサービス)	102
(10) 音声誘導装置の設置	103
(11) 磁気ループの設置	104
(12) 区立図書館の利用支援	104
(13) 点字図書館	106
(14) 電話リレーサービス	106
(15) ヨメテル(文字表示電話サービス)	107
(16) カラーユニバーサルデザインを含む情報提供ガイドライン	107
10 タクシー・自動車・駐車場・駐輪場	108
(1) 福祉タクシー・自動車燃料費助成	108
(2) リフト付福祉タクシー	109
(3) 福祉車両の貸出	110
(4) 心身障害者自動車運転免許取得経費補助	110
(5) 身体障害者自動車改造費助成	110
(6) 駐車禁止の対象除外	111
(7) 駐車料金の減額	113

(8) 定期利用制自転車駐車場使用料の減額	113
11 各種料金の割引	114
(1) 障害者割引が適用される方向けの「障がい者用ICカード(PASMO、Suica)」のサービス	114
(2) 都営交通の無料乗車券	115
(3) 都営交通の介護者割引	117
(4) 民営バス運賃の割引(身体障害者・知的障害者)	117
(5) 民営バス運賃の割引(精神障害者)	117
(6) 有料道路通行料金の割引	118
(7) JR線旅客運賃の割引	119
(8) 東京メトロ旅客運賃の割引	120
(9) 私鉄旅客運賃の割引	120
(10) タクシー運賃の割引	120
(11) 航空運賃の割引	121
(12) 旅客船運賃の割引	121
(13) テレビ受信料の減免(NHK)	121
(14) 水道・下水道料金の減免	122
(15) 携帯電話使用料等の割引	123
(16) 郵便料金・ゆうパック運賃等の減免	123
(17) 通常郵便葉書(青い鳥郵便葉書)の無料配布	124
12 税の軽減	125
(1) 所得税・住民税の障害者控除	125
(2) 住民税の非課税	126
(3) 相続税の軽減	126
(4) 特定障害者に対する贈与税の非課税	127
(5) 個人事業税の減免など	127
(6) 少額貯蓄の利子等の非課税	128
(7) 自動車・軽自動車等に関する税の減免	128
(8) 関税の免除	130
13 住 宅	131
(1) 住宅設備改善費の助成	131
(2) 高齢者等住宅修築資金の助成	132
(3) 耐震改修工事等の助成	133
(4) 移転費用等の助成	134
(5) すみかえサポート事業	134
(6) 住まいの協力店	134
(7) すまいる住宅登録事業	135
(8) あんしん居住制度助成	135
(9) 障害者住宅	135
(10) 都営住宅	136

(11) UR賃貸住宅	137
14 障害のある子どものサービス一覧	138
【コラム】マイ・ファイル「ふみの輪」のご案内	143
15 保育園・幼稚園・学校等	144
(1) 保育園要配慮児保育	144
(2) 幼稚園特別保育	144
(3) 育成室の要配慮児保育	144
(4) 特別支援教育相談（就学相談）	144
(5) 学校教育（特別支援学級等）	145
(6) 就学奨励費	147
16 仕事	148
(1) 文京区障害者就労支援センター	148
(2) 飯田橋公共職業安定所（ハローワーク飯田橋）	148
(3) 東京障害者職業センター	149
(4) 東京障害者職業能力開発校	149
(5) 国立職業リハビリテーションセンター（中央障害者職業能力開発校）	151
(6) 公益財団法人東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課	152
(7) IT技術者在宅養成講座（東京都重度身体障害者在宅パソコン講習）	153
17 余暇活動の支援	154
(1) 心身障害者・児バスレクリエーション	154
(2) 障害者団体バス借上経費助成	154
(3) みんなのスポーツひろば	154
(4) フットサル教室	155
(5) レクリエーション教室	155
(6) プールレクリエーション	155
(7) 小学生水泳教室	156
(8) おでかけスポーツ	156
(9) 区立施設等の入場料・利用料金の免除	157
(10) 都立公園等の入場料・駐車料金の免除	157
(11) 東京都障害者スポーツセンター（北区・国立市）	158
(12) 「四季の郷薬師温泉やまびこ荘」の利用	159
(13) 東京都障害者休養ホーム	160
(14) 東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課事業	161
(15) ぶんぶんまるしえ（障害者・高齢者の手作り作品代理販売事業）	161
【コラム】障害者多数雇用事業所	162
18 各種訓練・講座	163
(1) 中途失聴者・難聴者手話講習会	163
(2) 視覚障害者生活サポート事業	163
(3) 喉頭摘出者発声訓練	163
(4) オストメイト社会適応訓練講習会	164

(5) 吃音者発声練習と講習会	164
(6) 東京都読話講習会	164
19 権利擁護	165
(1) 成年後見制度	165
(2) 成年後見制度利用助成事業	166
(3) 権利擁護センター「あんしんサポート文京」	166
(4) 障害者差別解消法	167
(5) 障害者虐待の防止	168
(6) 選挙の投票	169
(7) 裁判員制度参加者への支援	170
20 障害の理解促進	171
(1) ふれあいの集い	171
(2) 心のバリアフリーハンドブック	171
21 地域のささえあい	172
(1) 民生委員・児童委員	172
(2) 高齢者・身体障害者家庭「話し合い員」	172
(3) ボランティア活動等	172
【コラム】文京区社会福祉協議会	174
22 施 設	176
(1) 教育センター（児童発達支援センター）	176
(2) 文京総合福祉センター	177
(3) 障害者会館	178
(4) 国立障害者リハビリテーションセンター（自立支援局）	179
(5) 東京都障害者福祉会館	180
(6) 東京都障害者IT地域支援センター	180
(7) 東京都盲ろう者支援センター	181
(8) 東京都盲人福祉協会	181
(9) 社会福祉法人聴力障害者情報文化センター	182
(10) 障害者・児サービス事業所一覧	183
参 考 資 料	191
1. 身体障害者障害程度等級表	191
2. 知的障害（愛の手帳）判定基準表	195
3. 精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準	198
4. 障害者総合支援法の難病患者等対象疾病一覧	199
5. 心身障害者等福祉手当（区制度）指定の疾病一覧	201
6. 所得制限限度額基準表	204
さ く い ん	206

障害程度別対象事業一覧表 (○対象・△一部対象)

事業	障害の種別	本文 頁	所得 制限	身体障害者手帳								
				視覚障害						聴覚又は平衡 感覚機能障害		
				1	2	3	4	5	6	2	3	4
手当・年金・貸付等												
心身障害者等福祉手当(区制度)	44	有	○	○	○					○	○	
精神障害者福祉手当(区制度)	45	有										
重度障害者特別給付金(区制度)	46	有	△	△						△		
特別障害者手当等(国制度)	46	有	△	△						△		
重度心身障害者手当(都制度)	48	有										
特別児童扶養手当(国制度)	48	有	○	○	○					○	○	
児童扶養手当(国制度)	49	有	○	○	○					○	○	
児童育成手当(区制度)	50	有	○	○						○		
国民年金(障害基礎年金)	51		本文参照									
特別障害給付金	51		本文参照									
厚生年金保険(障害厚生年金・障害手当金)	53		本文参照									
東京都心身障害者扶養共済制度	54		○	○	○					○	○	
障害者等に対する生活福祉資金貸付制度	54		○	○	○	○	○	○		○	○	○
医療												
心身障害者医療費助成(マル障)	56	有	○	○						○		
自立支援医療(更生医療)	57	有	○	○	○	○	○	○		○	○	○
自立支援医療(育成医療)	58	有	本文参照									
自立支援医療(精神通院医療)	58	有										
小児精神障害者入院医療費助成	58											
難病(特殊疾病)の医療費助成	59											
小児慢性特定疾病の医療費助成	59		本文参照									
ひとり親家庭等医療費助成	60	有	本文参照									
後期高齢者医療制度への加入	60		本文参照									
障害者歯科診療	61		○	○	○	○	○	○		○	○	○
高齢者用肺炎球菌(23価)予防接種費用の一部助成	62		本文参照									
带状疱疹・高齢者インフルエンザ予防接種費用の一部助成	62		本文参照									
新型コロナウイルス感染症予防接種費用の一部助成	62		本文参照									
骨粗しょう症健康診査事業の健診費用の免除	64		本文参照									
福祉用具等の給付												
補装具費の支給	66	有	○	○	○	○	○	○		○	○	○
日常生活用具の給付	67		本文参照									
小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	75		本文参照									
心身障害者・児紙おむつ支給事業	77		○	○	○	○	○	○		○	○	○
車椅子の貸出し	78		本文参照									
補助犬の給付	80	有	△							△		
日常生活の支援												
布団乾燥消毒・丸洗い	81		△	△						△		
理美容サービス	81		△	△						△		

身体障害者手帳														愛の手帳				脳性麻痺	特殊疾病(難病)	精神障害
聴覚又は平衡感覚機能障害		音声・言語		肢体不自由 上肢・下肢・体幹						内部障害				1	2	3	4			
5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4							
		○		○	○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○	
																				△
				△	△					△	△			△	△					△
				△	△					△	△			△	△					△
		○		○	○	○	△			○	○	○		○	○	○				△
		○		○	○	○				○	○	○		○	○	○				△
				○	○					○	○			○	○	○		○		△
本文参照																				
本文参照																				
本文参照																				
		○		○	○	○				○	○	○		○	○	○	○	○		△
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
本文参照																				
				○	○					○	○	○		○	○					△
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
本文参照																				
																				○
																				○
																		○		
本文参照																				
本文参照																				
本文参照																				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
本文参照																				
本文参照																				
本文参照																				
本文参照																				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	
本文参照																				
本文参照																				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
本文参照																				
				△	△															
本文参照																				
				△	△					△	△			△	△			△	△	
				△	△					△	△			△	△			△	△	

障害程度別対象事業一覧表 (○対象・△一部対象)

事業		障害の種別	本文 頁	所得 制限	身体障害者手帳									
					視覚障害						聴覚又は平衡 感覚機能障害			
					1	2	3	4	5	6	2	3	4	
巡回入浴サービス		82												
軽度障害者入浴		82		本文参照										
障害者・児移動支援事業		82		○	○									
重度脳性麻痺者介護事業		83												
在宅心身障害者・児緊急一時介護委託費助成		83												
心身障害者(児)短期保護事業		84		○	○	○					○	○		
医療的ケア児在宅レスパイト事業		85		本文参照										
居宅訪問型保育事業		87		本文参照										
在宅重症心身障害児(者)等訪問事業		87		本文参照										
地域安心生活支援事業		88												
ごみの訪問収集		91		本文参照										
災害・緊急時														
救急代理通報システム		92		△	△						△	△		
避難行動要支援者名簿		94		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
家具転倒防止器具の設置		98		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
情報支援														
手話通訳者の派遣・要約筆記者の派遣		100									△	△	△	
手話通訳者の設置		100									△	△	△	
点字図書の給付		101		△	△	△	△	△	△					
点字・声の広報		101		○	○	○	○	○	○					
手話通訳による本議会の傍聴		102									○	○	○	
手話通訳によるケーブルテレビ(CATV)番組の視聴		102									○	○	○	
音声誘導装置の設置		103		△	△	△	△	△	△					
磁気ループの設置		104									△	△	△	
タクシー・自動車・駐車場・駐輪場														
福祉タクシー・自動車燃料費助成		108	有	○	○							△		
リフト付福祉タクシー		109		本文参照										
福祉車両の貸出		110		本文参照										
心身障害者自動車運転免許取得経費補助		110	有	△	△	△					△	△		
身体障害者自動車改造費助成		110	有											
駐車禁止の対象除外		111		○	○	○	△				○	○		
駐車料金の減額		113		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
定期利用制自転車駐車場使用料の減額		113		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
各種料金の割引														
都営交通の無料乗車券		115		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
都営交通の介護者割引		117		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
民営バス運賃の割引(身体障害者・知的障害者)		117		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
民営バス運賃の割引(精神障害者)		117												
有料道路通行料金の割引		118		本文参照										
JR線旅客運賃の割引		119		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

障害程度別対象事業一覧表 (○対象・△一部対象)

障害の種類 事業		本文 頁	所得 制限	身体障害者手帳								
				視覚障害						聴覚又は平衡 感覚機能障害		
				1	2	3	4	5	6	2	3	4
東京メトロ旅客運賃の割引		120		○	○	○	○	○	○	○	○	○
私鉄旅客運賃の割引		120		○	○	○	○	○	○	○	○	○
タクシー運賃の割引		120		○	○	○	○	○	○	○	○	○
航空運賃の割引		121		○	○	○	○	○	○	○	○	○
旅客船運賃の割引		121		○	○	○	○	○	○	○	○	○
テレビ受信料の減免		121	有	△	△	△	△	△	△	△	△	△
水道・下水道料金の減免		122	有	本文参照								
携帯電話使用料等の割引		123		○	○	○	○	○	○	○	○	○
郵便料金・ゆうパック運賃等の減免		123		本文参照								
通常郵便葉書（青い鳥郵便葉書）の無料配布		124		○	○					○		
税の軽減												
所得税・住民税の障害者控除		125		○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民税の非課税		126	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○
相続税の軽減		126		○	○	○	○	○	○	○	○	○
特定障害者に対する贈与税の非課税		127		本文参照								
個人事業税の減免など		127	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○
少額貯蓄の利子等の非課税		128		○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車・軽自動車等に関する税の減免		128		○	○	○	△			○	○	
関税の免除		130		本文参照								
住宅												
住宅設備改善費の助成		131										
高齢者等住宅修築資金の助成		132		○	○	○	○			○	○	○
耐震改修工事等の助成		133		本文参照								
移転費用等の助成		134	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○
すみかえサポート事業		134		○	○	○	○	○	○	○	○	○
すまいる住宅登録事業		135		○	○	○	○			○	○	○
あんしん居住制度助成		135		○	○	○	○	○	○	○	○	○
障害者住宅		135	有	○	○	○	○			○	○	○
都営住宅		136	有	○	○	○	○	△	△	○	○	○
UR賃貸住宅		137		○	○	○	○			○	○	○
余暇活動の支援												
心身障害者・児バスレクリエーション		154		○	○	○	○	○	○	○	○	○
区立施設等の入場料・利用料金の免除		157		○	○	○	○	○	○	○	○	○
都立公園等の入場料・駐車料金の免除		157		○	○	○	○	○	○	○	○	○
「四季の郷薬師温泉やまびこ荘」の利用		159		○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都障害者休養ホーム		160		○	○	○	○	○	○	○	○	○

身 体 障 害 者 手 帳														愛の手帳				脳 性 麻 痺	特 殊 疾 病 (難 病)	精 神 障 害
聴覚又は平衡 感覚機能障害		音声・言語		肢体不自由 上肢・下肢・体幹						内部障害				1	2	3	4			
5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4							
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			△
本文参照																				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
本文参照																				
				○	○					○	○			○	○					
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
本文参照																				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
○		△		○	○	△	△	△	△○	○	○	○	△	○	○	○				△
本文参照																				
				△	△	△				△	△	△	△						△	
		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		○	○	△
本文参照																				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○				○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○				
△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△			△
		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○					△
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				△
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○

1

相談の窓口

(1) 障害福祉課 【シビックセンター 9階 北側】 **身知児**

障害福祉についての相談及び各種の事業を実施しています。

1. 身体障害に関する相談および支援、補装具費の支給、日常生活用具の給付、自立支援医療（更生医療）

内 容	ページ	担 当
①身体障害者相談員	26	【身体障害者支援係】 電話番号 03-5803-1219 FAX番号 03-5803-1352
②身体障害者手帳	31	
③障害福祉サービス等の利用申請	39	
④自立支援医療（更生医療）	57	
⑤補装具費の支給	66	
⑥日常生活用具の給付	67	
⑦中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成	78	
⑧補助犬の給付	80	
⑨障害者・児移動支援事業	82	
⑩医療的ケア児在宅レスパイト事業	85	
⑪医療的ケア児の社会体験プログラム	85	
⑫重度障害者等就労支援事業	86	
⑬点字図書の給付	101	
⑭身体障害者自動車改造費助成	110	
⑮住宅設備改善費の助成	131	

2. 知的障害に関する相談および支援

内 容	ページ	担 当
①知的障害者相談員	26	【知的障害者支援係】 電話番号 03-5803-1214 FAX番号 03-5803-1352
②愛の手帳	32	
③障害福祉サービス等の利用申請	39	
④グループホームの家賃助成	42・43	

⑤障害者・児移動支援事業	82	
⑥重度障害者等就労支援事業	86	

3. 医療費助成、各種手当の支給、交通機関の割引に関することなど

内 容	ページ	担 当
①心身障害者等福祉手当（区制度）	44	【障害者在宅サービス係】 電話番号 03-5803-1212 FAX番号 03-5803-1352
②重度障害者特別給付金（区制度）	46	
③特別障害者手当等（国制度）	46	
④重度心身障害者手当（都制度）	48	
⑤東京都心身障害者扶養共済制度（都制度）	54	
⑥心身障害者医療費助成（マル障）	56	
⑦心身障害者・児紙おむつ支給事業	77	
⑧布団乾燥消毒・丸洗い	81	
⑨理美容サービス	81	
⑩巡回入浴サービス	82	
⑪軽度障害者入浴	82	
⑫重度脳性麻痺者介護事業	83	
⑬在宅心身障害者・児緊急一時介護委託費助成	83	
⑭救急代理通報システム	92	
⑮手話通訳者・要約筆記者の派遣	100	
⑯福祉タクシー・自動車燃料費助成	108	
⑰リフト付福祉タクシー	109	
⑱心身障害者自動車運転免許取得経費補助	110	
⑲都営交通の無料乗車券 （身体障害者・知的障害者）	115	
⑳民営バス運賃の割引 （身体障害者・知的障害者）	117	
㉑有料道路通行料金の割引	118	
㉒テレビ受信料の減免	121	
㉓心身障害者・児バスレクリエーション	154	
㉔障害者団体バス借上経費助成	154	
㉕ふれあいの集い	171	

4. 障害福祉サービス費の支給、障害福祉サービス事業者等の実地検査

給付指導係 TEL 03-5803-1816 FAX 03-5803-1352

5. 障害者（児）福祉施設の整備に係る支援や助成

障害者施設担当 TEL 03-5803-1285 FAX 03-5803-1352

6. その他、以下に関する事項

内 容	ページ	担 当
①障害を理由とする差別に関する相談窓口	25	【障害福祉係】 電話番号 03-5803-1211 FAX番号 03-5803-1352
②ヘルプカード・ヘルプマーク	98・99	
③手話通訳者の設置	100	
④裁判員制度参加者への支援	170	
⑤生活あんしん拠点（地域生活支援拠点）	24	【障害者施設担当】 電話番号 03-5803-1324 FAX番号 03-5803-1352
⑥心身障害者（児）短期保護事業	84	
⑦地域安心生活支援事業	88	

（２） 予防対策課 【シビックセンター 8階 南側】 精難児

精神障害（発達障害を含む）、難病の方についての相談、各種申請を受け付けています。
対象の難病は、障害者総合支援法の難病患者等対象疾病一覧（別表190ページ）を参照してください。

内 容	担 当	電話番号	ページ
①精神障害者保健福祉手帳	精神保健担当	03-5803-1230	33
②精神障害者福祉手当（区制度）			45
③心身障害者医療費助成（マル障）			56
④自立支援医療（精神通院医療）			58
⑤小児精神障害者入院医療費の助成			58
⑥予防接種（高齢者・子ども）	感染症対策担当	03-5803-1834	62・138
⑦障害福祉サービス等の利用申請（精神・難病）	精神保健担当	03-5803-1847	39
⑧補装具費の支給（難病）			66
⑨日常生活用具の給付（精神、難病）			67

⑩日常生活用具の給付 (小児慢性特定疾病児童)	精神保健担当	03-5803-1847	75
⑪障害者・児移動支援事業(精神、難病)			82
⑫重度障害者等就労支援事業			86
⑬住宅設備改善費の助成(難病)			131
⑭裁判員制度参加者への支援			170

※①及び④については、保健サービスセンター本郷支所でも受け付けています。

※⑥については、16階北側が窓口になります。

(3)

保健サービスセンター【シビックセンター 8階 北側】

精 難

保健サービスセンター本郷支所【千駄木5-20-18】

児

精神障害・難病の方及びその家族から、病気や健康に関する相談を地区担当の保健師が受け付けています。また、以下の申請を受け付けています。

サービス内容

	内 容	ページ
保健サービスセンター 健康相談係	①難病（特殊疾病）医療費助成	59
	②小児慢性特定疾病医療費助成	59
	③骨粗しょう症検診費用の免除	64
	④在宅重症心身障害児（者）等訪問事業	87
保健サービスセンター 本郷支所	①精神障害者保健福祉手帳	33
	②自立支援医療（精神通院医療）	58
	③小児精神障害者入院医療費助成	58
	④難病（特殊疾病）医療費助成	59
	⑤小児慢性特定疾病医療費助成	59
	⑥在宅重症心身障害児（者）等訪問事業	87

また、精神科医による個別相談を各所2回予約制で行っています。

相談場所	保健サービスセンター 文京シビックセンター3階	保健サービスセンター 本郷支所
相談日	第一金曜13時30分～ ※4・9・1月は除く 第三水曜13時30分～	第二金曜14時～ 第四月曜14時～
費用	無 料	

お住まいの地域を管轄する保健サービスセンター

保健サービスセンター シビックセンター8階北側 TEL 03-5803-1807 FAX 03-5803-1371	後楽1・2丁目、春日1・2丁目、小石川1～5丁目、白山2・3・4丁目、千石1～4丁目、水道1・2丁目、小日向1～4丁目、大塚1～6丁目、関口1～3丁目、目白台1～3丁目、音羽1・2丁目、本郷1・2丁目、本郷4・5・6丁目、西片1丁目
保健サービスセンター 本郷支所 〒113-0022 千駄木5-20-18 TEL 03-3821-5106 FAX 03-3822-9174	白山1・5丁目、本郷3・7丁目、湯島1～4丁目、西片2丁目、向丘1・2丁目、弥生1・2丁目、根津1・2丁目、千駄木1～5丁目、本駒込1～6丁目

本郷支所の交通案内

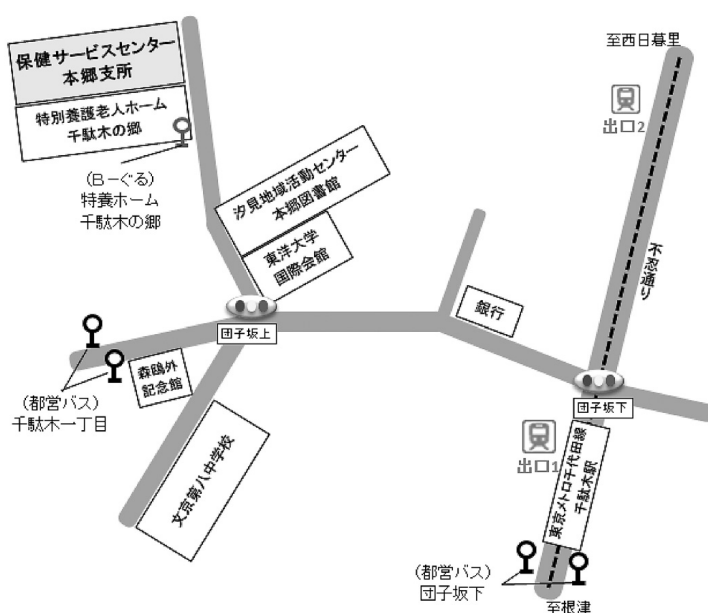
東京メトロ千代田線：「千駄木」駅徒歩8分

都バス：【上58】「団子坂下」徒歩6分

【草63】「千駄木一丁目」徒歩5分

Bーぐる：千駄木・駒込ルート

「特養ホーム千駄木の郷」徒歩1分



(4) 教育センター 総合相談室

身知精難児

子どもの発達や教育に関する相談を行っています。

【来所による相談】

子どもの心身の障害や発達上の何らかの心配について、また、不登校、集団生活になじみにくいなど教育上の悩みについて、専門のスタッフ（心理、言語、運動機能等）が相談に応じています。必要に応じて、個別・グループ療育等を行っています。

対 象 区内在住または在学する0歳から18歳までの方とその保護者

申 込 み 電話または来所にて申し込み。相談は予約制です。

総合相談室直通 TEL 03-5800-2594 FAX 03-5800-2590

受 付 時 間 【月～金曜日、第2・4土曜日】（休日及び年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時

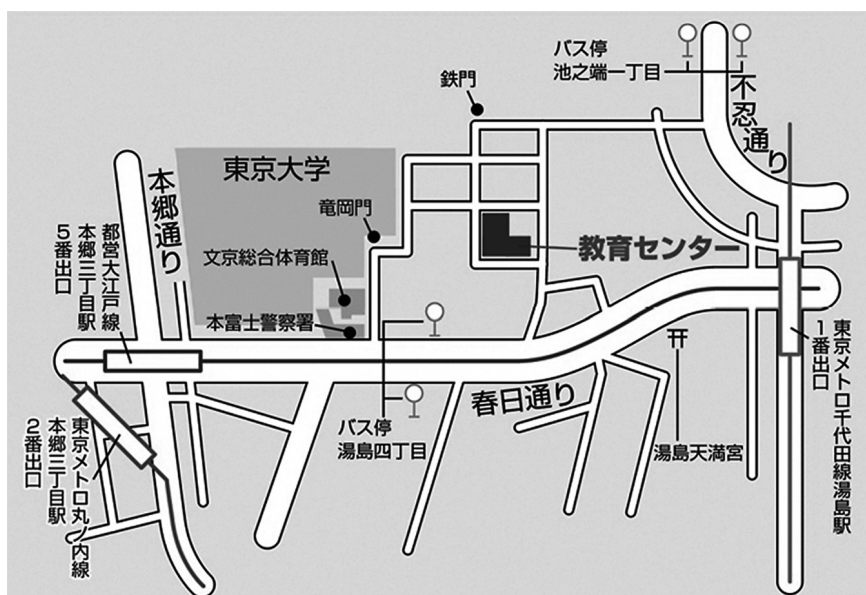
【電話での相談（24時間・年中無休）】

電話による子どもの教育等についての相談を受け付けています。

電話教育相談	TEL 03-5800-2595
いじめ電話相談	TEL 03-5800-2596

所 在 地 〒113-0034 文京区湯島4-7-10

交 通 案 内 電車 東京メトロ千代田線「湯島」駅（1番出口）徒歩8分
東京メトロ丸ノ内線「本郷三丁目」駅（2番出口）徒歩10分
都営地下鉄大江戸線「本郷三丁目」駅（5番出口）徒歩8分
バス 都バス「湯島四丁目」徒歩5分
都バス「池之端一丁目」徒歩8分



(5) 介護保険課 【シビックセンター 9階 南側】

介護保険に関する下記の事業を実施しています。また、裁判員制度参加者への支援を行っています。詳しくは、170ページをご覧ください。

内 容	担 当	電話番号
①介護保険の相談・苦情に関すること	介護保険相談係	03-5803-1383
②要介護・要支援認定の申請・調査に関すること	認定調査係	03-5803-1377
③要介護・要支援認定審査に関すること	認定審査係	03-5803-1378
④被保険者の資格の得失・保険料に関すること	資格保険料係	03-5803-1379
⑤介護給付・予防給付・高額介護サービス費の支給等に関すること	給付係	03-5803-1388
⑥介護保険事業計画等に関すること	介護保険管理係	03-5803-1389

各係ともFAX 03-5803-1380

(6) 国保年金課 【シビックセンター 11階 南側】

国民年金に関する相談・申請を受け付けています。

内 容	担 当	電話番号	ページ
①障害基礎年金に関すること	国民年金係	03-5803-1196 ~1197	51
②特別障害給付金に関すること			51
③後期高齢者医療制度の任意加入に関すること	高齢者医療係	03-5803-1205	60

各係ともFAX 03-5803-1347

(7) 健康推進課 【シビックセンター 8階 南側】

下記の内容の申請等を受け付けています。

内 容	担 当	電話番号	ページ
①育成医療(自立支援医療)に関すること	健康増進係	03-5803-1961	58
②障害者歯科診療に関すること	保健係	03-5803-1229	61

③在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導に関すること	保健係	03-5803-1229	62
----------------------------	-----	--------------	----

各係ともFAX 03-5803-1355

(8) 子育て支援課 【シビックセンター 5階 南側】 児

乳幼児・義務教育就学児・高校生等・ひとり親家庭等の医療費助成、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童手当の支給を行っています。

内 容	問い合わせ先	ページ
①特別児童扶養手当（国制度）	子育て支援事業コールセンター TEL 03-5803-1288 FAX 03-5803-1345	48
②児童扶養手当（国制度）		49
③児童育成手当（区制度）		50
④子どもの医療費助成		57
⑤ひとり親家庭等医療費助成		60

(9) 子ども家庭支援センター 【シビックセンター 5階】 児

区内在住の18歳未満の方とその保護者等を対象に、子育てや家庭の悩み等についての相談を行っています。また、児童虐待に関することについても対応しています。

問い合わせ先 児童相談係 相談専用 TEL 03-5803-1109 FAX 03-5803-1987

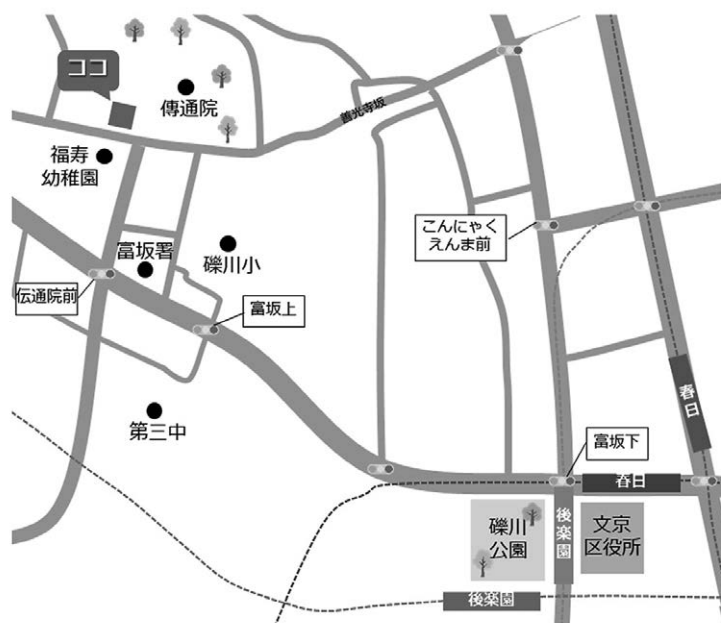
児童を緊急かつ一時的にお預かりする子どもショートステイ、トワイライトステイ事業を行っています。

問い合わせ先 家庭支援係 TEL 03-5803-1894 FAX 03-5803-1345

(10) 文京区児童相談所

児童のさまざまな問題について相談に応じ、専門スタッフが支援等を行います。障害児入所施設への入所（→38ページ）、愛の手帳の相談、判定（→32ページ）も行っています。

対 象	区内在住の児童（原則18歳未満）
受 付 時 間	平日 午前9時～午後5時
所 在 地	〒112-0002 文京区小石川3-14-7
交 通 案 内	電車 春日駅・後楽園駅から徒歩 12分 バス バス「伝通院前」下車 3分 徒歩 文京区役所から徒歩 12分



問い合わせ先 児童相談所 TEL 03-3811-5241 FAX 03-3811-5226

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189番

虐待通告など緊急のご相談がある場合には、189番で対応します。お近くの児童相談所につながります。

※ 夜間及び土・日・祝日も対応します。一部のIP電話からはつながりません。

(11) 幼児保育課 【シビックセンター 12階 南側】

幼稚園・保育園等に関する事業を実施しています。

居宅訪問型保育事業については87、139ページ、要配慮児保育についての相談については144ページをご覧ください。

内 容	問い合わせ先	電話番号
①認可保育園・区立幼稚園の入園相談	入園相談係	03-5803-1190
②私立保育園（認可外保育施設を含む）に関する こと	保育施設指導 担当	03-5803-1845
③区立保育園に関すること	幼児保育係	03-5803-1189
④私立幼稚園に関すること	施設給付・ 私立幼稚園担当	03-5803-1823

各係ともFAX 03-5803-1346

(12) 児童青少年課 【シビックセンター 20階 北側】 (児)

児童館や育成室に関する事業を実施しています。育成室の要配慮児保育については、144ページをご覧ください。

問い合わせ先 児童係 TEL 03-5803-1188 FAX 03-5803-1368

(13) 教育指導課 【シビックセンター 20階 北側】 (児)

特別な支援が必要な子どもに対して、教育的ニーズに応じた支援が行われるよう、特別支援教育に係る相談を行っています。

内 容	ページ
①幼稚園特別保育	144
②特別支援教育相談（就学相談）	144
③学校教育（特別支援学級等）	145
④就学奨励費	147

問い合わせ先 特別支援教育担当 TEL 03-5803-1298 FAX 03-5803-1368

(14) 文京区障害者基幹相談支援センター (身知精難児)

障害者・児とその家族に対する相談支援の中核的な役割を担い、障害の種別や年齢にかかわらず、各種相談や情報提供などの支援を行っています。

対 象 区内在住で、疾病や障害により地域生活に困難を抱えている方とその家族
受 付 時 間 文京区民や関係機関の方

【月～金曜日】 午前9時～午後6時

【土曜日】 午前9時～午後5時 ※日曜・祝日・年末年始は休み

問い合わせ先 〒112-0006 文京区小日向2-16-15 文京総合福祉センター1階
 TEL 03-5940-2903 FAX 03-5940-2904

(15) 生活あんしん拠点（地域生活支援拠点）

障害者とその家族が安心して地域に住み続けることができるように、障害者等からの相談支援や地域づくりなどを行っています。

対 象 区内在住の障害者及びその家族や関係機関の方

開 所 時 間 【月～金曜日】 午前10時～午後5時30分

※土・日・祝日・年末年始は休み

【富坂生活あんしん拠点（富坂地区地域生活支援拠点）】**対 象 地 区**

対象地区	後楽1～2丁目、春日1丁目、春日2丁目1～7・9～26、小石川1～4丁目、5丁目1～4・8～17・20～41、白山1丁目1・2・5～8・11～14・16～22・30～37、白山2～5丁目、千石1～4丁目、水道1丁目1・2・11・12、小日向4丁目1～2、大塚3丁目31～44、大塚4丁目1・2（6～14）・3（5～11）・4（1～3）、西片1丁目19、本駒込2丁目9（7～17）・10～11・29、本駒込6丁目1～12
------	---

問い合わせ先 〒112-0011 文京区千石1-15-5 千石文化苑ビル101号

TEL 03-5810-1530 FAX 03-6912-1228

メールアドレス tomisaka@kyoten-bunkyo.jp

【大塚生活あんしん拠点（大塚地区地域生活支援拠点）】**対 象 地 区**

対象地区	春日2丁目8、小石川5丁目5～7・18～19、水道1丁目3～10、水道2丁目、小日向1～3丁目、小日向4丁目3～9、大塚1～2丁目、大塚3丁目1～30、大塚4丁目2（1～5、15）・3（1～4、12）・4（4～12）・5～53、大塚5～6丁目、関口1～3丁目、目白台1～3丁目、音羽1～2丁目
------	--

問い合わせ先 〒112-0005 文京区水道2-3-17 グラングスト文京101号

TEL 03-6801-5216 FAX 03-6801-5217

メールアドレス otsuka@kyoten-bunkyo.jp

【本富士生活あんしん拠点（本富士地区地域生活支援拠点）】**対 象 地 区**

対象地区	白山1丁目3・4・9・10・15、本郷1～7丁目、湯島1～4丁目、西片1丁目1～18・20、西片2丁目、向丘1丁目1～6・16～20、向丘2丁目1～10・11（1-5）・13（8-21）、弥生1～2丁目、根津1～2丁目
------	---

問い合わせ先 〒113-0033 文京区本郷2-21-3 青木ビル1階
TEL 03-3868-3033 FAX 03-3868-3039
メールアドレス motofuji@kyoten-bunkyo.jp

【駒込生活あんしん拠点（駒込地区地域生活支援拠点）】

対象地区

対象地区	白山1丁目23～29、向丘1丁目7～15、向丘2丁目11(6～14)・12・13(1～7)・14～39、千駄木1～5丁目、本駒込1丁目、本駒込2丁目1～8・9(1～6、18～33)・12～28、本駒込3～5丁目、本駒込6丁目13～25
------	---

問い合わせ先 〒113-0022 文京区千駄木5-37-16 コア・ティー・ケー101号
TEL 03-5832-9720 FAX 03-5832-9721
メールアドレス komagome@kyoten-bunkyo.jp

(16) 障害を理由とする差別に関する相談窓口

区の事務事業における障害を理由とする差別については、各事業を担当する部署にご相談ください。また、下記窓口においても、障害を理由とする差別に関するご相談を受け付けています。

※障害者差別解消法については、167ページをご参照ください。

相談対象	窓 口	電話番号	ファックス番号
①身体障害・知的障害のある方	障害福祉課 障害福祉係	03-5803-1211	03-5803-1352
②精神障害(発達障害含む)のある方・難病の方	予防対策課 精神保健担当	03-5803-1847	03-5803-1355
③身体障害・知的障害・精神障害(発達障害含む)のある方・難病の方	障害者基幹 相談支援センター	03-5940-2903	03-5940-2904
④職員による差別に関すること	職員課人事係	03-5803-1144	03-5803-1335

(17) 障害者虐待防止センター

障害者虐待の通報や届出、相談を受けて、事実確認や安全確認を行い、関係機関とともに対応方法を協議して、解決に向けた支援を行っています。

虐待の兆候に気づいたら、ご連絡、ご相談ください。障害者虐待の詳細は、168ページをご参照ください。

連絡・相談窓口

連絡・相談窓口		電話番号	ファックス番号
【月～金曜日】 午前8時30分～ 午後5時15分	文京区障害者虐待防止 センター (福祉部障害福祉課内)	03-5803-1818	03-5803-1352
【平日夜間】 午後5時15分～ 翌午前8時30分 【土・日曜日・祝日】 24時間	文京区障害者基幹相談 支援センター (文京総合福祉セン ター内)	03-5940-2903	03-5940-2904

※障害者虐待に気づいた方には、市区町村の相談窓口への通報義務があります。通報や届出をした方の個人情報、守秘義務により守られます。また、匿名による通報も受け付けています。

(18) 身体障害者相談員・知的障害者相談員

身知

文京区長から委嘱された民間の相談員が、障害者の方やその家族からのさまざまな相談を受け付けて、問題解決のための助言・指導を行っています。

身体障害者相談員

氏 名	住 所	電話番号	障害種別
こにしあきこ 小西明子	小石川1-10-5-912	03-3813-7790	肢体不自由
さかいみほ穂 酒井美穂	春日1-6-1-607	FAX 03-3818-6333	聴覚障害
みやちよしこ 宮地芳子	西片2-17-4	03-3815-3798	肢体不自由者家族
よしだみなこ 吉田美奈子	白山4-13-20	090-4052-2401	視覚障害

知的障害者相談員

氏 名	住 所	電話番号
あだちえいこ 安達栄子	千駄木5-31-13 アクアシティ千駄木 I 101	03-3821-5174
やまぐちけいこ 山岡恵子	白山4-3-18	03-3813-0639
こやまゆきえ 小山幸江	根津2-26-12	03-5814-2833
かとうひとみ 賀藤一示	小石川4-20-5-706	03-3813-1142

問い合わせ先

障害福祉課身体障害者支援係

TEL 03-5803-1219 FAX 03-5803-1352

(19) 東京都心身障害者福祉センター**身知**

身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、補装具の判定、愛の手帳の判定（18歳以上）、区市町村への専門的支援等を行っています。身体障害者手帳及び愛の手帳の発行等の業務も行っています。

また、高次脳機能障害者の支援拠点機関として、高次脳機能障害に関する相談・支援等を実施しています。

利用方法

- ・区を通じて申し込んでください。ただし、愛の手帳（18歳以上）の判定は直接電話で来所する日時を予約してください。
- ・高次脳機能障害のある方やその家族の相談は、下記専用電話に直接おかけください。

内 容	受付電話番号	受付時間
愛の手帳判定予約	03-3235-2961	【平日】 午前9時～正午 午後1時～午後5時
高次脳機能障害 専用電話相談	03-3235-2955 (電話での相談が難しい場合にはFAX 03-3235-2957まで)	【平日】 午前9時～正午 午後1時～午後4時

※土曜日、日曜日、祝日・年末年始を除く

問い合わせ先

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1
東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12階～15階
TEL 03-3235-2946(代表) FAX 03-3235-2968

(20) 東京都児童相談センター**児**

東京都内に在住または在学の子どもに関するさまざまな相談を受け付けています。

相談内容

『4152（よいこに）電話相談（専用電話による相談）』

相談電話番号

TEL 03-3366-4152

聴覚言語障害者用相談ファックス

FAX 03-3366-6036

【月～金曜日】 午前9時～午後9時

【土・日曜日、祝日】 午前9時～午後5時

【休業日】 12月29日～1月3日

(21) 東京都立精神保健福祉センター**精**

こころの健康に関して本人、家族、身近な方からの相談を受けています。まずはお電話でご相談ください。専門の相談員がお話を伺います。必要に応じて面接相談（予約制）も受け付けています。

特に、「アルコール・薬物・ギャンブル等依存」「思春期・青年期のこころの問題」は、専門相談として受けています。家族教室や家族グループ等も開催しています。

デイケアは、グループ活動を行いながら、個々の課題に取り組み、人間関係を学んだり、日常生活のリズムを整え、社会生活への自信を取り戻すことを目指しています。まずは保健師にご相談ください。

利用時間 【月～金曜日】 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

問い合わせ先 〒110-0004 台東区下谷1-1-3
TEL 03-3844-2212（相談専用電話）

(22) 東京都難病相談・支援センター/東京都多摩難病相談・支援室**難**

地域で生活する難病の方に対する日常生活における相談・支援を行っています。

受付時間 【月～金曜日】 午前10時から午後5時まで（祝日、年末年始を除く）

※相談の対応終了時刻は以下の通り

- ・東京難病相談・支援センター：午後5時30分まで
- ・東京都多摩難病相談・支援室：午後4時まで

事業内容

難病療養相談 （就労相談を含む）	日常生活・療養生活（就労相談を含む）における相談に、難病相談支援員（保健師・看護師・ソーシャルワーカー）又は難病患者就労コーディネーターが対応します。
医療相談会（要予約）	専門医による疾患群別の相談会を開催
医療講演会（要予約）※	専門医等によるテーマ別の講演会を開催
就労の出張相談（要予約）	ハローワークの難病患者就職サポーターがセンターにて相談対応 東京都難病相談・支援センター：毎月第3金曜日 東京都多摩難病相談・支援室：奇数月第4水曜日、偶数月第4木曜日
情報提供	難病に関する資料、日常生活用具の展示※

※東京都難病相談・支援センターにおいてのみ実施

所在地

東京都難病相談・支援センター	元町ウェルネスパーク西館1階	〒113-0033 文京区本郷1-1-19 TEL 03-5802-1892（直通）
東京都多摩難病相談・支援室	東京都立神経病院2階	〒183-0042 府中市武蔵台2-6-1 TEL 042-323-5880（直通）

(23) 東京都発達障害者支援センター

東京都在住、在勤の発達障害（疑い含む）のある本人とその家族、関係機関・施設からの発達障害に関わるさまざまな相談を受け付けています。必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーションなども行っています。

【ご本人が18歳以上の方】 通称：おとなトスカ（公益財団法人 神経研究所）

※ 電話相談は予約が不要です。

対 象	都内在住・在勤の方
電 話 受 付	第1・3週【月～土曜日】 午前9時～午後5時
相 談 日 時	第2・4・5週【月・火・木・金曜日】 午前9時～午後5時 (祝日、年末年始を除く)
問い合わせ先	〒162-0851 新宿区弁天町91番地 TEL 03-5579-8207 ホームページ https://otona-tosca.org/

【ご本人が18歳未満の方】 通称：こどもトスカ（社会福祉法人 嬉泉）

※ ご利用にあたっては予約が必要です。

対 象	東京在住の18歳未満の方
電 話 受 付	【月～金曜日】 午前9時～午後5時
相 談 日 時	【月・火・木・金曜日】 午前9時30分～午後5時 (祝日、年末年始を除く)
問い合わせ先	〒156-0055 世田谷区船橋1-30-9 TEL 03-6413-0231 メールアドレス tosca@kisenfukushi.com

(24) 夜間こころの電話相談

精

心の悩みや精神的な問題で困ったときの夜間の電話相談を実施しています。よく眠れない、やる気がでない、死にたくなるなどでつらいときは気軽にご利用ください。専門の相談員が対応します。

開 設 時 間	毎日、午後5時～午後10時（受付は午後9時30分まで）
電 話 番 号	TEL 03-5155-5028
問い合わせ先	東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課医療担当 TEL 03-5320-4462

(25) こころのLINE相談(精神保健福祉相談)**精**

若年層をはじめとした、依存症や思春期などさまざまなこころのお悩みを抱える方がより一層相談しやすい環境を整えるため、LINEを活用した精神保健相談を実施しています。

精神疾患や障害に関するさまざまなこころの悩みに専門の相談員がLINEで対応します。

対 象	都内在住・在勤・在学の本人及び家族等
実 施 日 時	毎日、午後5時～午後10時（受付は午後9時30分まで）
問い合わせ先	東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課精神保健担当 TEL 03-5320-4461



登録

(26) 東京都立小児総合医療センター こころの電話相談室**児**

3歳から18歳のこどもの精神的な問題や、行動や心の発達の問題に関して、本人と家族、関係者からの電話でのご相談に応じています。

曜 日 ・ 時 間	【火・木曜日】 午前9時～12時（祝日、年末年始を除く）
問い合わせ先	東京都立小児総合医療センター こころの電話相談室 TEL 042-312-8119（相談室直通）

(27) 手をつなぐ あんしん相談**知**

知的障害のある人の日常生活、地域での暮らし、進路、就労、対人関係などの相談に応じ、必要な助言などを行います。相談対象の年代は問いません。

相 談 日	【月～木曜日】 午前10時～午後5時 ※来所による相談は要予約。
費 用	無料
問い合わせ先	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 〒160-0023 新宿区西新宿7-8-10 オークラヤビル2階 TEL 03-5389-2600 FAX 03-5389-4090

(1) 身体障害者手帳

身体に障害のある方が、各種のサービスを受けるために必要な手帳です。手帳の等級には、1～6級があり、申請者の身体の状態が障害の種類・程度に該当する場合に、通常1か月程度で交付されます。

障害程度の基準については身体障害者障害程度等級表（191ページ）をご覧ください。

手帳を申請する方へ

次のものをお持ちになって、障害福祉課に申請してください。

- ① 指定医師の身体障害者診断書・意見書
 - ・発行から1年以内のもの。用紙は、障害福祉課にあります。
 - ・用紙の郵送をご希望の方は、障害福祉課までご連絡ください。
- ② 申請する方の顔写真（縦4cm×横3cm、脱帽、白黒可）1枚
- ③ マイナンバーカード又は通知カード
- ④ 身分証明書※（マイナンバーカードを持参の場合は不要）

代理の方が申請する場合

上記に加えて、代理の方の身分証明書※

※身分証明書：1点確認でよいもの→マイナンバーカード・運転免許証等顔写真付のもの
2点確認でよいもの→健康保険証、年金手帳等顔写真なしのもの

すでに手帳をお持ちの方へ

現在、手帳の交付を受けている方で、次の①～⑦に該当している場合は、障害福祉課で手続をしてください。

区 分	持ち物
①居住地の変更（区外に転出した場合は、転出先の福祉事務所へ）	・手帳 ・マイナンバーカード又は通知カード
②氏名の変更	
③本人が死亡したとき	
④障害に該当しなくなったとき	・手帳及び印鑑 ・マイナンバーカード又は通知カード
⑤手帳を紛失、破損又は汚損したとき	・破損・汚損した手帳 ・マイナンバーカード又は通知カード ・顔写真（縦4cm×横3cm、脱帽、白黒可）
⑥障害の程度が変わったとき、障害の種類を追加するとき	・指定医師の身体障害者診断書・意見書 ・手帳 ・マイナンバーカード又は通知カード ・顔写真（縦4cm×横3cm、脱帽、白黒可）

⑦カード形式の手帳へ変更するとき

- ・手帳
- ・マイナンバーカード又は通知カード
- ・顔写真（縦4cm×横3cm、脱帽、白黒可）

問い合わせ先 障害福祉課身体障害者支援係

TEL 03-5803-1219 FAX 03-5803-1352

（２）愛の手帳

知的障害のある方が、各種のサービスを受けるために、東京都が独自に発行している手帳です。障害の程度により、１～４度に区分されています。

なお、他の道府県の療育手帳をお持ちの方が転入した場合は、新たに「愛の手帳」を新規申請し判定を受けてください。

障害程度の基準について、詳しくは愛の手帳判定基準表（195ページ）をご覧ください。

手帳の新規申請・更新申請が必要な方へ

電話にて予約の上、手帳の交付を申請し、判定を受けてください。判定を受けるために必要なもの等、詳細については申請先にご確認ください。

愛の手帳に有効期限はありませんが、３歳・６歳・１２歳・１８歳に年齢更新の再判定を受けてください。

申 請 先

区 分	申請先	電話番号
18歳未満の方	文京区児童相談所 〒112-0002 文京区小石川3-14-7	03-3811-5241
18歳以上の方	東京都心身障害者福祉センター 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎 (セントラルプラザ)14階	03-3235-2961

手帳の内容変更・返還・再交付が必要な方へ

現在、手帳の交付を受けている方で、次の①～⑥に該当している場合は、障害福祉課で手続をしてください。

区 分	持ち物
①居住地の変更(区外に転出した場合は、転出先の福祉事務所へ)	手帳
②氏名の変更	
③保護者を変更したとき(氏名・居住地)	
④本人が死亡したとき	
⑤手帳を紛失、破損又は汚損したとき	・破損、汚損した手帳 ・写真(脱帽・上半身、縦4cm×横3cm)

⑥カード形式の手帳へ変更するとき

- ・手帳
- ・写真（脱帽・上半身、縦4 cm×横3 cm）

問い合わせ先 障害福祉課知的障害者支援係

TEL 03-5803-1214 FAX 03-5803-1352

（３）精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方が、一定の障害にあることを証明するものです。この手帳の等級（１～３級）に応じたさまざまな支援を受けることができます。

障害程度の基準について、詳しくは精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準表（198ページ）をご覧ください。

対象となる方

何らかの精神障害（てんかん、発達障害などを含みます）により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象としています。対象となるのはすべての精神障害で、次のようなものが含まれます。

統合失調症

うつ病、そううつ病などの気分障害

てんかん

依存症（薬物、アルコール、ギャンブル等）

高次脳機能障害

発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等）

その他の精神疾患（ストレス関連障害等）

※ただし、知的障害があり、上記の精神障害がない方については、精神手帳の対象とはなりません。（発達障害と知的障害を両方有する場合は、両方の手帳を受けることができます。）

手帳の申請・更新・等級変更する方へ

次のものをお持ちになって、次のページの申請先に申請してください。手帳の有効期間は原則として２年間で、更新は有効期限の３か月前から申請できます。

- ① 手帳用診断書又は精神障害年金証書のコピー

※診断書作成日は、初診日から６か月を経過した日以降となります。申請は、診断書作成から３か月以内に行ってください。

- ② 顔写真（縦4 cm×横3 cm、脱帽、上半身を１年以内に撮影したもの）１枚

- ③ マイナンバーカード又は通知カード

- ④ 身分証明書（マイナンバーカードを持参の場合は不要）

- ⑤ 更新の場合は、現在お持ちの手帳

- ⑥ 宛名を記入した「はがき」※手帳交付の通知を希望する場合

※申請時に従来の紙形式かカード形式か選ぶことができます。

その他変更手続き

現在、手帳の交付を受けている方で、次の①～③に該当している場合は、以下の申請先で手続きをしてください。

区 分	持ち物
①居住地の変更（区外に転出した場合は、転出先の保健所等へお問い合わせください。）	手帳
②氏名の変更	
③手帳を紛失、破損又は汚損したとき	・破損、汚損した手帳 ・顔写真（縦4cm×横3cm、脱帽、上半身を1年以内に撮影したもの） ・宛名を記入した「はがき」 ※手帳交付の通知を希望する場合

申請先・問い合わせ先

予防対策課精神保健担当

TEL 03-5803-1230 FAX 03-5803-1355

保健サービスセンター 本郷支所

TEL 03-3821-5106 FAX 03-3822-9174

『道するべ』の発行

精

東京都では、精神保健福祉に関する相談機関、医療機関、福祉制度等をまとめた冊子『道するべ』を作成しています。
区の窓口でも配布しています。

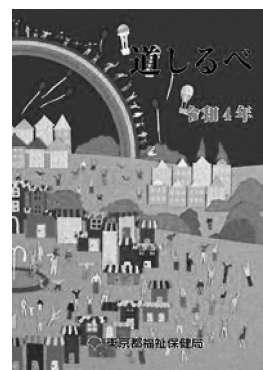
配布場所

予防対策課（シビックセンター8階南側）

問い合わせ先

東京都福祉局障害者施策推進部
精神保健医療課生活支援担当

TEL 03-5320-4464



3

障害者総合支援法と児童福祉法のサービス

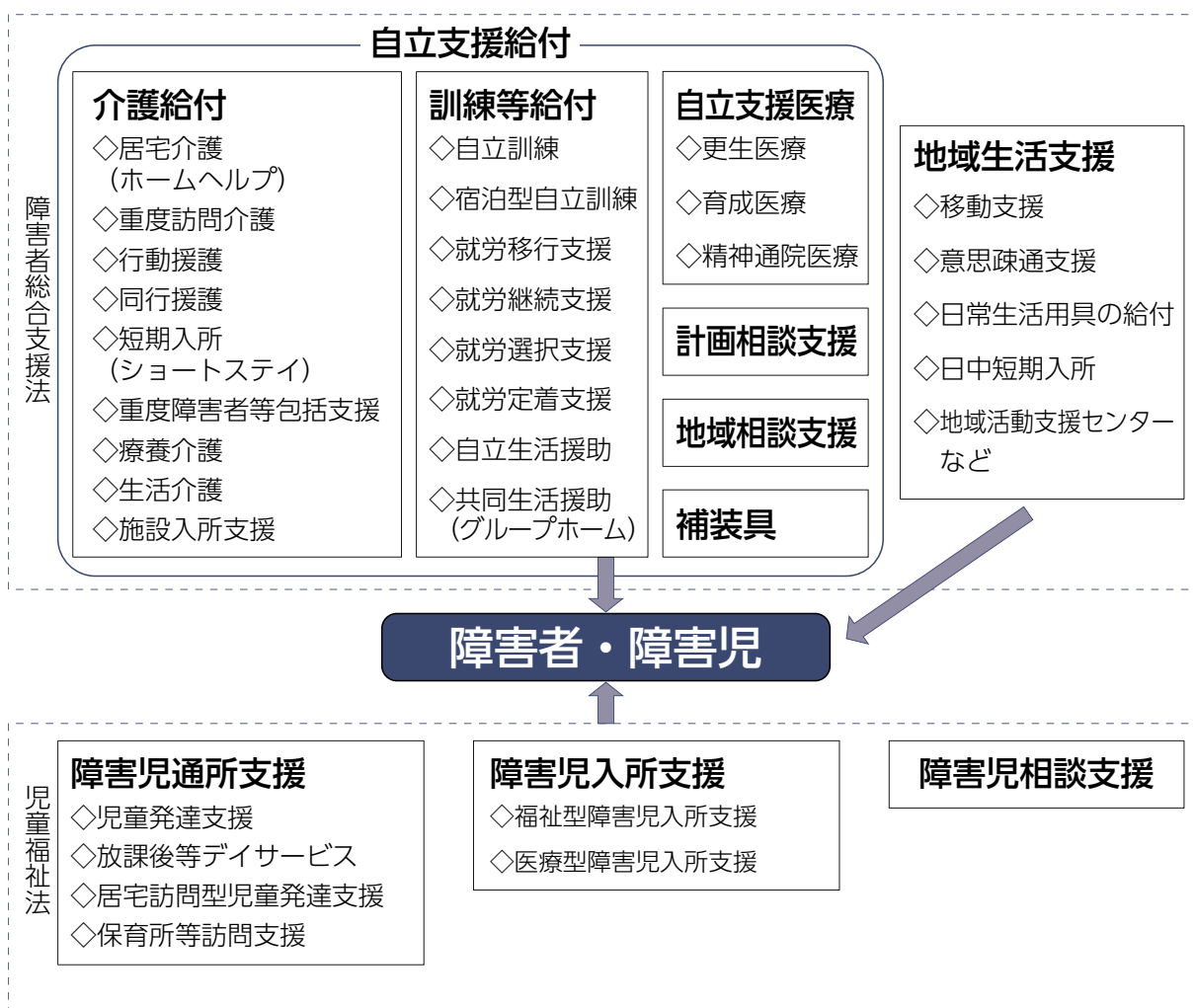
(1) 障害者総合支援法と児童福祉法に基づくサービス

障害のある方が地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスを提供しています。

◇障害者総合支援法に基づくサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

◇地域生活支援事業は、区市町村が地域特性などを踏まえ、創意工夫により柔軟に実施します。

◇児童福祉法に基づくサービスは、「障害児通所支援」、「障害児入所支援」、「障害児相談支援」で構成されています。



(2) 障害福祉サービス等の種類

【障害者総合支援法に基づくサービス】

① 自立支援給付

種 類		内 容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅における入浴・排せつ又は食事の介護、調理・掃除・洗濯等の援助、通院の介助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常に介護を必要とする方に、居宅における入浴・排せつ又は食事の介護、調理・掃除・洗濯等の家事やその他生活全般にわたる援助、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害のある方に、外出時において、移動の援護など必要な援助を行います。
	行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常に介護を必要とする方に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における介護、その他行動する際の必要な援助を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的にを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	短期間入所し、夜間も含めて施設において、入浴・排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする方に、主として昼間において、障害者支援施設等で排せつ・食事等の介護、日常生活上の支援、創作的活動等を行います。
	施設入所支援	施設入所の利用者に対して、夜間等における入浴・排せつ又は食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	地域移行に向けて、一定期間、居室その他の設備を利用して日常生活能力を向上させるための支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援 (令和7年10月1日施行)	就労先・働き方について、本人の希望や就労能力、適性等に合ったより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して支援を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な方について、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

種 類		内 容
訓練等給付	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労した方について、就労に伴う生活上の課題に対応できるように必要な支援を行います。
	自立生活援助	入所施設やグループホームを利用していた方が、居宅で自立した生活を営む上で生じた問題について、巡回訪問等により、必要な援助を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護や相談など日常生活上の援助を行います。また、居宅にて自立した生活に移行を希望する入居者について、日常生活への移行及び定着に関する相談を行います。
相談支援	地域相談支援 (地域移行支援・地域定着支援)	施設や病院に入所・入院している障害のある方など地域における生活に移行するために、重点的な支援を必要とすると認められた方に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、地域定着を図るための連絡・サポート体制を確保します。
	計画相談支援 (サービス利用支援・継続サービス利用支援)	障害のある方の状況や、その置かれている環境等を勘案して、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画等を作成します。

② 地域生活支援事業

種 類	内 容
理解促進研修・啓発事業	障害者等への理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。
自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等における自発的な取り組みを支援します。
相談支援事業	障害福祉サービス等の利用援助（情報の提供・相談）、専門機関の紹介、その他の相談を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思の伝達に支援が必要な障害のある方に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 ⇒ 9 情報支援 100ページ
日常生活用具給付事業	日常生活用具の給付を通じて、障害のある方の日常生活の利便性の向上を図ります。 ⇒ 6 福祉用具等の給付 67ページ
移動支援事業	社会生活上の必要な外出、余暇活動等の社会参加の外出について、介護支援を行います。 ⇒ 7 日常生活の支援 82ページ
成年後見制度利用支援	成年後見制度の説明、制度利用までの手続等の手伝いや、制度利用に関する相談、後見人の支援等を行います。 ⇒ 19 権利擁護 165ページ
地域活動支援センター	障害のある方に創作的活動や社会との交流の機会等を提供します。
日中短期入所事業	短期入所施設で宿泊を伴わない日中に、入浴・排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

種 類	内 容
巡回入浴サービス	入浴が困難な在宅の重度障害者に対して、巡回入浴車による入浴サービスを行います。 ⇒ 7 日常生活の支援 82ページ
救急代理通報システム	重度身体障害者等の方が、家庭内で急病などの救急時、若しくは火災が発生し住宅用火災警報器が作動した時に、専用通報機を用いて、区が契約している民間会社が東京消防庁に通報することにより、速やかな救助を行います。 ⇒ 8 災害・緊急時 92ページ
自動車運転免許取得経費補助事業	障害のある方が自動車運転免許を取得する場合に必要な経費の一部を補助します。 ⇒ 10 タクシー・自動車・駐車場・駐輪場 110ページ
自動車改造費助成事業	重度身体障害のある方が、就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成します。 ⇒ 10 タクシー・自動車・駐車場・駐輪場 110ページ
重度障害者等就労支援事業	就労している重度障害者等に対し、通勤や職場等における支援を行います。 ⇒ 7 日常生活の支援 86ページ

【児童福祉法に基づくサービス】

種 類		内 容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援等を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障害児に、授業後や休日に生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	感染症のリスク等から外出することが著しく困難な障害児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の習得、生活能力向上のために必要な支援等を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等に通所または入所している障害児について、その施設を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
障害児相談支援	障害児相談支援事業 (障害児支援利用援助、 継続障害児支援利用援助)	障害児に関するさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や各機関との連絡調整などを行うとともに、障害児の通所サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画等の作成を行います。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設 (141ページ)	障害児入所施設に入所する身体障害・知的障害・精神障害のある児童（発達障害を含む）に、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設 (141ページ)	障害児入所施設に入所する知的障害のある児童、肢体不自由のある児童、重症心身障害児に、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識、技能の付与及び治療を行います。

申請から利用までの流れ

① 相談・申請

- 区の窓口や指定特定（障害児）相談支援事業所に相談します。
- サービスの利用を希望する場合は、区の窓口に応請します。

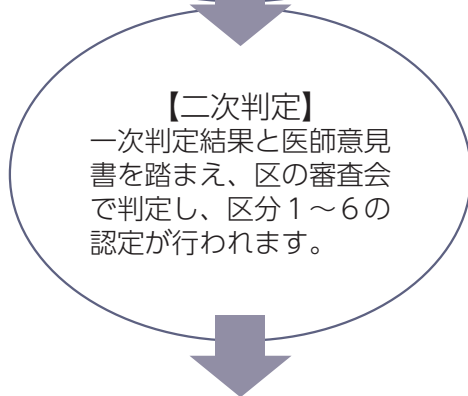
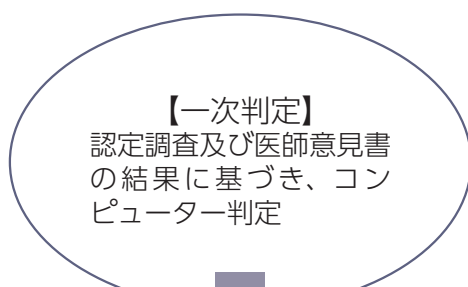


② 認定調査（※18歳未満の障害児の方は行わないので、③へ）

- 区の認定調査員と面接します。
- 全国共通の質問票により、心身の状況に関する80項目と概況の調査が行われます。
- 介護給付を希望する場合は、医師意見書が必要です。

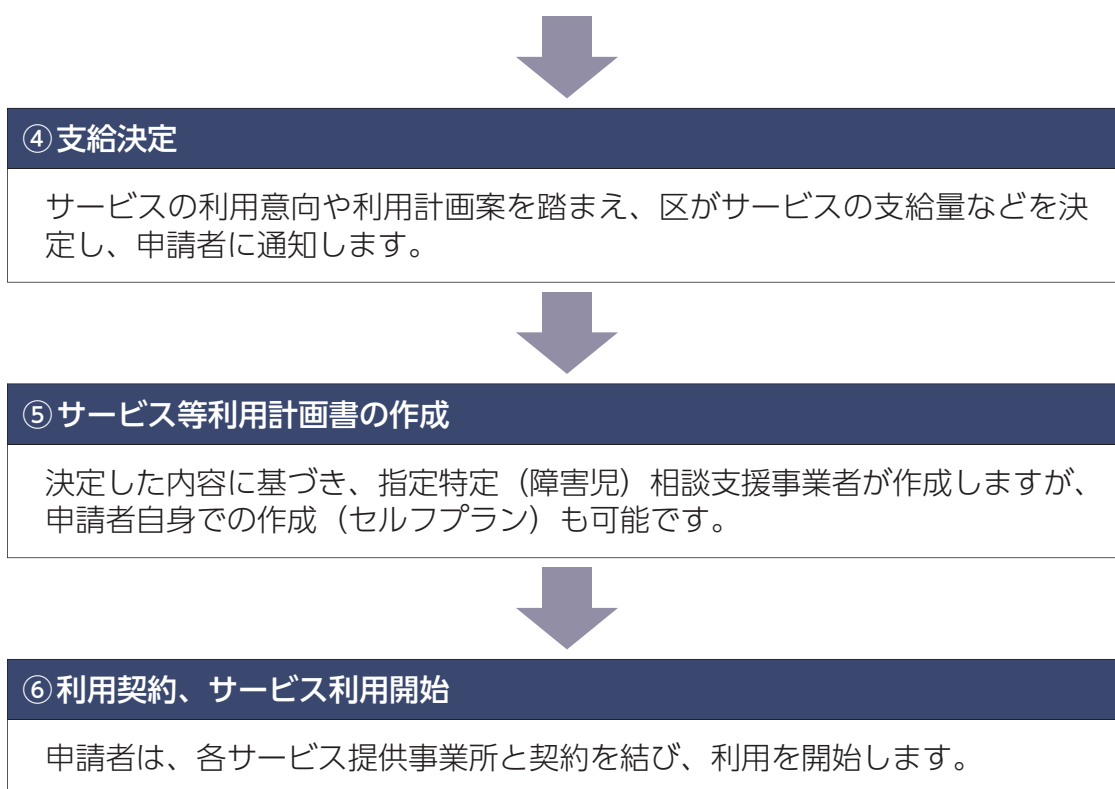
介護給付の場合

訓練等給付の場合



③ サービス利用意向の聴取、利用計画案の提出

- 日中の過ごし方、家族の状況や住居のことなどを踏まえ、サービスの利用意向をお伺いします。
- 区から、サービス等（障害児支援）利用計画案の提出が求められている場合は提出します。
- サービス等利用計画案は、指定特定（障害児）相談支援事業者が作成しますが、申請者自身での作成（セルフプラン）も可能です。



対象者及び問い合わせ先

対象者	問い合わせ先	電話番号	ファックス番号
身体障害者・児	障害福祉課 身体障害者支援係	03-5803-1219	03-5803-1352
知的障害者・児	障害福祉課 知的障害者支援係	03-5803-1214	03-5803-1352
精神障害者・児 難病患者・児※	予防対策課精神保健担当	03-5803-1847	03-5803-1355

※対象疾患……別表199ページ



(3) 利用者負担

利用者負担は、収入、所得に応じて設定されており、国・区の軽減制度があります。

(1) 月ごとの利用者負担上限額

障害福祉サービス及び障害児支援の利用者負担は、所得に応じて次の区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分		世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護		生活保護受給世帯	0円
低所得	低所得 1	区市町村民税非課税世帯のうち、 本人の年収80万円以下	
	低所得 2	区市町村民税非課税世帯 (低所得 1 に該当する方を除く)	
一般 1		区市町村民税課税世帯で 所得割16万円未満の方 (障害児及び20歳未満の施設入所者の 場合は28万円未満)	居宅で生活する障害児 4,600円
			居宅で生活する障害者及び 20歳未満の施設入所者 9,300円
一般 2		区市町村民税課税世帯 (一般 1 に該当する方を除く)	37,200円

※補装具の負担上限月額は、課税世帯の場合、「一般 2」のみとなります。

また、一定所得以上の世帯の方は、対象外となります。

※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者の方で課税世帯の場合、「一般 2」
となります。

所得を判断する世帯の範囲

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18・19歳を除く)	障害のある方と配偶者
障害児（施設に入所する18・19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

(2) 国の軽減制度

① 医療型個別減免

医療型施設障害児入所施設に入所する方や療養介護を利用する方は、障害福祉サービス費の利用者負担と医療費、食事療養費を合算して上限額を設定し、限度額を上回る額について減免を行います。

② 食費等実費負担の軽減

通所施設の食費負担、施設入所にかかる食費・光熱水費の実費負担、グループホームの家賃負担軽減です。

通所施設利用者	生活保護、低所得、一般 1 の世帯の場合、食費負担を軽減
---------	------------------------------

入所施設利用者	入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることとなりますが、生活保護、低所得者に対する給付の際には、施設における費用の基準を設定し、一定額が残るように補足給付が行われます。
グループホームの利用者	グループホームの利用者（生活保護・低所得者の方）が負担する家賃を対象として、月額1万円を上限に、補足給付を支給します。ただし、家賃の額が1万円を下回る場合は、当該家賃額となります。

③ 就学前の障害児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置

障害児通所支援を利用する乳幼児について、同一世帯で下記の条件を満たす場合、第2子以降の利用者負担額の一部を助成します（第2子の場合は、障害児通所支援に係る費用総額の100分の5の額、第3子以降なら無償）。ただし、月ごとの利用者負担上限額と比較して低い方を適用します。

世帯収入360万円以上の方	当該乳幼児より年齢が上の障害児通所支援事業所、保育所、幼稚園等に通う乳幼児がいる。
世帯収入360万円未満 （市町村民税所得割合算額 77,101円未満）の方	当該乳幼児より年齢が上の兄弟がいる（年齢を問わない）。

④ 幼児教育・保育無償化

令和元年10月1日から「幼児教育・保育無償化」が実施されました。これにより、3歳から5歳の方（満3歳になって初めての4月1日から3年間）の障害児通所支援等における利用者負担額が無償化されることになりました。この無償化にあたっての手続きは不要です。

⑤ 高額障害福祉サービス等給付費等の支給

高額障害福祉サービス等給付費等の支給

同じ世帯の中で、障害福祉サービス等を利用する方が複数いる場合の負担額及び同一人が障害福祉サービス、補装具、介護保険サービス及び障害児通所支援等を併給している場合の負担額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費や高額障害児通所給付費が支給されます（償還払いの方法によります）。

新高額障害福祉サービス等給付費の支給

65歳になるまで5年間にわたり、介護保険相当の障害福祉サービス（居宅介護、生活介護等）の支給決定を受けていた低所得等の方が、障害福祉サービスに相当する介護保険サービス（訪問介護、通所介護等）に移行した場合、利用者負担を軽減するために、新高額障害福祉サービス等給付費が支給されます（償還払いの方法によります）。

⑥ 生活保護への移行防止策

利用者負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで利用者負担の月額負担上限額や食費等実費負担額を引き下げます。

（3）都の軽減制度 児童発達支援事業所等利用支援事業

令和5年10月1日から東京都の児童発達支援事業所等利用支援事業が実施されました。これにより、0歳から2歳の第2子以降の障害児通所支援における利用者負担額が

無償化されることになりました。文京区にお住まいの方は、区独自制度により無償と
なっているため手続きは不要です。

(4) 区の負担軽減制度

① 利用者負担軽減

障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業（移動支援・日中短期入所・
巡回入浴サービス）を含めて一体的に管理し、利用者負担額が上限額を超えないように
しています。

② 就学前の障害児通所支援に係る利用者負担額等の助成

助成の種類	対象サービス	対象者	助成額
サービス 利用料	・ 児童発達支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援	・ 【幼児教育・保育無償化】の対象とならない、0歳から2歳の方（3歳の誕生日後、最初の3月31日まで） ・ 【多子軽減措置】を受けることができる方は、多子軽減措置の手続きを行っていただいた上での助成	全額助成
食費 (給食及び おやつ代 実費分)	・ 児童発達支援	・ 0歳から2歳の方（3歳の誕生日後、最初の3月31日まで） …利用者負担額0円の方のみ ・ 3歳から5歳の方（3歳の誕生日後、最初の4月1日から3年間） …すべての方	全額助成

③ 同行援護及び移動支援の利用者負担減免

同行援護及び移動支援については、月36時間まで利用者負担額はかかりません。

④ 意思疎通支援事業の利用者負担減免

意思疎通支援事業（手話通訳者及び要約筆記者の派遣）については、利用者負担額は
かかりません。

⑤ 日常生活用具給付事業の利用者負担減免

日常生活用具給付事業（ストマ用装具・紙おむつ）については、基準額の範囲内の利
用者負担額はかかりません。

⑥ 文京区グループホームの家賃助成

グループホーム利用者の方で、生活保護を受給されていない場合に、所得の状況に応
じて家賃の一部を助成します。ただし、特定障害者特別給付費の支給対象者については、
その分の額を控除します。

⑦ 給食費の利用者負担額の軽減

大塚・小石川福祉作業所 本郷福祉センター	住民税非課税世帯の利用者	230円
	住民税課税世帯の利用者	350円 (住民税所得割の額が16万円 未満の場合は、230円)
教育センター (児童発達支援「そよかぜ」) の利用者のうち、2歳児第 1子	住民税非課税世帯の利用者	110円
	住民税課税世帯の利用者	170円 (住民税所得割の額が28万円 未満の場合は、110円)

4

手当・年金・貸付等

(1) 心身障害者等福祉手当（区制度）

身知難児

身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方、難病等により患し基準を満たしている方に支給される手当です。

対象・手当額

対 象 (対象者の種別に2つ以上該当しても、 重複して支給を受けることはできません。)	手当月額 (4・8・12月の 原則20日に支給)
① 身体障害者手帳1・2級 愛の手帳1・2・3度 脳性麻痺 進行性筋萎縮症 ※「脳性麻痺」と「進行性筋萎縮症」の方は、手帳の等級に関わらず対象となります。 ※20歳未満の方は児童育成手当の受給対象となります。	15,500円
② 身体障害者手帳3級 愛の手帳4度	13,500円
③ 指定の疾病（→201ページ）にかかり、医療券等（※）を所持している方	15,500円

※ 医療券等の種類

- ① 「難病の患者に対する医療券等に関する法律」の対象疾病による医療受給者証
- ② 東京都難病医療費等助成制度の医療券（→59ページ）
- ③ 小児慢性特定疾病の医療費助成制度の医療券のうち（→59ページ）、①・②と同種の疾病と認められるもの

受給できない方

- ① 障害者手帳の交付を受けた年齢又は特定医療費（指定難病）受給者証の申請をした年齢が65歳以上の方
- ② 児童育成手当（障害手当）の受給者
- ③ 施設に入所している方
- ④ 本人もしくは扶養義務者（対象者が20歳未満の場合）の所得が限度額を超える方（→204ページ）

申請手続

次のものをお持ちの上、窓口で申請してください。

- ① 身体障害者手帳又は愛の手帳
- ② 上記※に該当する医療受給者証
- ③ 預金通帳又はキャッシュカード（※本人名義）
- ④ 申請者のマイナンバーカード又は通知カード

※申請者が20歳未満の場合は次のどちらか

- ・扶養義務者のマイナンバーカード
- ・扶養義務者の通知カードと身分証明書

都内からの転入者

都内の他の区市町村で、この手当と同種の手当が支給されていた場合で、その手当の支給された最後の月の翌月から起算して3か月以内に認定の申請があったときは、その手当が支給された最後の月の翌月から手当を支給します。（例）4月分受給済の場合は、7月31日までに申請

※対象者が20歳未満で扶養者と居住地が異なる場合、例外がありますのでお問い合わせください。

申請・問い合わせ先

障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 03-5803-1212 FAX 03-5803-1352

（2）精神障害者福祉手当（区制度）

精

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方に支給します。

対 象

精神障害者保健福祉手帳1級

手 当 額

月額10,000円

受給できない方

- ① 障害等級1級となった年齢が65歳以上の方
- ② 心身障害者等福祉手当の受給者
- ③ 児童育成手当の障害手当の受給者
- ④ 施設入所者
- ⑤ 本人もしくは扶養義務者（対象者が20歳未満の場合）の所得が限度額を超える方（→204ページ）

申 請 手 続

次のものをお持ちの上、窓口で申請してください。

- ① 精神障害者保健福祉手帳
- ② 預金通帳又はキャッシュカード（※本人名義）
- ③ 申請者のマイナンバーカード又は通知カード

※申請者が20歳未満の場合は次のどちらか

- ・扶養義務者のマイナンバーカード
- ・扶養義務者の通知カードと身分証明書

都内からの転入者

都内の他の区市町村で、この手当と同種の手当が支給されていた場合で、その手当の支給された最後の月の翌月から起算して3か月以内に認定の申請があったときは、その手当が支給された最後の月の翌月から手当を支給します。（例）4月分受給済の場合は、7月31日までに申請

申請・問い合わせ先

予防対策課精神保健担当

TEL 03-5803-1230 FAX 03-5803-1355

(3) 重度障害者特別給付金（区制度）

身知精

障害基礎年金等の受給資格を有しない重度の障害をお持ちの在日外国人で基準を満たしている方に支給される給付金です。

対 象 重度障害者（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級）で、日本国籍を有していなかったため国民年金に加入することができず、障害基礎年金等を受けられなかった特別永住者の方で、次のいずれにも該当する方

- ① 昭和57年1月1日より前に20歳に達している方
- ② 昭和57年1月1日より前に重度障害者であった方又は同日以降に重度障害者となり、その障害の発生原因の初診日が20歳以後で、同日前の方

受給できない方

- ① 公的年金受給者
- ② 生活保護受給者
- ③ 区に住民登録をした日から2年を経過していない方
- ④ 本人・配偶者又は扶養義務者の所得が限度額を超える方

必 要 書 類

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ② 対象者欄②の条件に合致することを証明できる診断等
- ③ 印鑑
- ④ 預金通帳又はキャッシュカード（※本人名義）

手 当 額 月額30,000円

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 03-5803-1212 FAX 03-5803-1352

(4) 特別障害者手当等（国制度）

身体又は精神に著しい重度の障害を有する方に対して支給される手当です。

【特別障害者手当】

身知精

対 象 20歳以上で、著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする次のどちらかに該当する方

- ① 重度障害が重複する方
 - ② 特に重い肢体不自由・知的障害・精神障害・内部障害の方など
- ※専用の診断書による判定があります。

受給できない方

- ① 施設に入所している方
- ② 病院又は診療所（介護老人保健施設含む。）に継続して3か月を超えて入院している方
- ③ 本人及び配偶者又は扶養義務者の所得が基準額を超えている方（→204ページ）

必 要 書 類 診断書（用紙は障害福祉課にあります。）

- ① 預金通帳又はキャッシュカード（※本人名義）
- ② 年金証書及び年間の受取額の分かるもの（公的年金を受給中の方）
- ③ 申請者及び配偶者又は扶養義務者のマイナンバーカード又は通知カード

手 当 額 月額29,590円（5・8・11・2月に支給）

※区外からの転入で、前住所地で特別障害者手当を受給されていた方は、異動の手続きが必要となります。

【障害児福祉手当】

身知精児

対 象 20歳未満で、重度の障害により日常生活において常時介護を必要とする次のような方

- ① おおむね身体障害者手帳1・2級程度の方
- ② おおむね愛の手帳1・2度程度の方
- ③ 常時介護を必要とする状態にある疾病・精神障害の方

※専用の診断書による判定があります。

受給できない方 ① 施設に入所している方

- ② 障害を理由とする年金等を受給している方
- ③ 本人及び配偶者又は扶養義務者の所得が基準額を超えている方（→204ページ）

必 要 書 類 ① 診断書（用紙は障害福祉課にあります。）

- ② 預金通帳又はキャッシュカード（※本人名義）
- ③ 申請者及び配偶者又は扶養義務者のマイナンバーカード又は通知カード

手 当 額 月額16,100円（5・8・11・2月に支給）

※区外からの転入で前住所地で障害児福祉手当を受給されていた方は、異動の手続きが必要となります。

【経過措置の福祉手当】

身知

現在、経過措置の福祉手当を受給されている方で、区外からの転入者は、次のものをお持ちの上、申請してください。

必 要 書 類 ① 身体障害者手帳又は愛の手帳

- ② 預金通帳又はキャッシュカード（※本人名義）
 - ③ 申請者及び配偶者又は扶養義務者のマイナンバーカード又は通知カード
- ※上記以外にも、申請に必要な書類等が生じる場合もあります。

手 当 額 月額16,100円（5・8・11・2月に支給）

※手当額は令和7年4月1日改正。なお、手当額は改定される場合がありますので、現年度の手当額については、お問い合わせください。

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 03-5803-1212 FAX 03-5803-1352

(5) 重度心身障害者手当（都制度）**身知児**

心身に重度の障害を有するため、常時複雑な介護を必要とする方に対して支給されます。

対 象 介護者が常に目が離せずかつ介護に特別な配慮が必要で、次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 重度の四肢すべての機能障害のため、座っていることが困難な方
- ② 重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方
- ③ 重度の知的障害でかつ著しい精神症状の方
(ただし、精神障害及び認知症は除く)

受給できない方

- ① 新規申請時に65歳以上の方
- ② 施設に入所している方
- ③ 病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院している方
- ④ 本人(20歳未満は、配偶者又は扶養義務者)の所得が基準額を超えている方(→204ページ)

必 要 書 類

- ① 身体障害者手帳又は愛の手帳
- ② 印鑑
- ③ 申請者のマイナンバーカード又は通知カード
※申請者が20歳未満の場合は次のどちらか
 - ・扶養義務者のマイナンバーカード
 - ・扶養義務者の通知カードと身分証明書

※後日、東京都心身障害者福祉センターで診察(判定)を受けていただきます。

手 当 額 月額60,000円

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係
TEL 03-5803-1212 FAX 03-5803-1352

(6) 特別児童扶養手当（国制度）**身知精児**

障害のある20歳未満の子どもを療育する方に支給されます。

対 象 次のいずれかに該当する20歳未満の子どもを養育する父・母又は養育者

- ① 身体障害者手帳1～3級(一部4級)程度
- ② 愛の手帳1～3度程度
- ③ 上記①～②と同程度の身体又は精神の障害もしくは疾病
- ④ 複数の障害がある方(個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります)

受給できない方

- ① 申請者とその配偶者及び扶養義務者に一定以上の所得のある方(→205ページ)
- ② 子どもが施設に入所している方
- ③ 子どもが障害を理由とする公的年金を受給している方

必 要 書 類

- ① 身体障害者手帳・愛の手帳・所定の診断書
- ② 申請者、支給対象の子ども、配偶者及び扶養義務者のマイナンバーカード又は通知カード
- ③ 預金通帳又はキャッシュカード（※申請者名義）
- ④ 申請者の身分証明書（マイナンバーカードを持参の場合は不要。）

手 当 額

障害の程度に応じて、1級手当月額56,800円、2級手当月額37,830円

申請・問い合わせ先

子育て支援事業コールセンター

TEL 03-5803-1288 FAX 03-5803-1345

（7）児童扶養手当（国制度）**身知精児**

父又は母と生計を同じくしていない子どもを監護している父母又は養育者に支給されます。所得制限があります。（→205ページ）

対 象

次の①～⑧のいずれかに該当する子ども（※年齢条件あり）を養育する方

【※対象となる子どもの年齢】

- ・18歳まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）
- ・中度以上の障害がある場合は、20歳未満

- ① 父母が婚姻を解消した
- ② 父又は母が死亡
- ③ 父又は母が重度の障害者で働けない
- ④ 父又は母が1年以上生死不明
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑥ 父又は母が配偶者からのDVにより、裁判所から保護命令を受けている
- ⑦ 父又は母が1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻によらないで生まれ、父又は母に扶養されていない

受給できない方

- ① 申請者又は扶養義務者に一定以上の所得のある方
- ② 子どもが施設に入所している方
- ③ 公的年金受給の方は、年金との併給制限があるため、支給できない場合があります。

必 要 書 類

- ① 申請者及び子どもの戸籍謄本
- ② 父、母又は子どもに障害のある方は、身体障害者手帳・愛の手帳、所定の診断書
- ③ 申請者及び配偶者のマイナンバーカード又は通知カード
- ④ 預金通帳又はキャッシュカード（※申請者名義）
- ⑤ 申請事由により追加書類

手 当 額

所得により月額 子ども1人の場合 46,690円～11,010円
2人目以降の加算 11,030円～ 5,520円

申請・問い合わせ先

子育て支援事業コールセンター

TEL 03-5803-1288 FAX 03-5803-1345

(8) 児童育成手当 (区制度)

身知児

児童育成手当は条例に基づく区の制度で、場合に応じ、以下の2種類があります。いずれも所得制限があります。(→205ページ)

【障害手当】 — 子どもに障害がある場合 —

対 象	次のいずれかに該当する20歳未満の子どもを養育する父母又は養育者 ① 身体障害者手帳1・2級程度 ② 愛の手帳1～3度程度 ③ 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症
受給できない方	① 一定以上の所得のある方 ② 子どもが施設入所している方 ※保護者が区内に住んでいない場合は、心身障害者等福祉手当に該当することがあります。
必 要 書 類	① 身体障害者手帳・愛の手帳 ② 申請者及び配偶者のマイナンバーカード又は通知カード ③ 預金通帳又はキャッシュカード (※申請者名義) ④ 申請者の身分証明書 (マイナンバーカードを持参の場合は不要)
手 当 額	子ども1人につき月額15,500円

【育成手当】 — 養育する方に障害がある場合 —

対 象	次のいずれかに該当する、18歳まで (18歳の誕生日後の最初の3月31日まで) の子どもを養育する父母又は養育者 ① 父母が離婚 ② 父又は母が死亡 ③ 父又は母に重度の障害がある ④ 父又は母が生死不明 ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている ⑥ 父又は母が配偶者からのDVにより、裁判所から保護命令を受けている ⑦ 父又は母が1年以上拘禁されている。 ⑧ 婚姻によらないで生まれ、父又は母から扶養されていない
受給できない方	① 一定以上の所得のある方 ② 子どもが施設入所している方
必 要 書 類	① 申請者及び子どもの戸籍謄本 ② 父又は母に障害のある方は、身体障害者手帳・診断書 ③ 申請者及び配偶者のマイナンバーカード又は通知カード ④ 預金通帳又はキャッシュカード (※申請者名義) ⑤ 申請者の身分証明書 (マイナンバーカードを持参の場合は不要)
手 当 額	子ども1人につき月額13,500円

※都制度、区制度の手当や給付金は、所得税法上は雑所得であり、受給者本人の所得により、所得税及び住民税の申告が必要となる場合があります。

問い合わせ先

税務課課税第1・第2係

TEL 03-5803-1154~1155 FAX 03-5803-1337

(9) 国民年金（障害基礎年金）

身知精難

国民年金には、障害基礎年金の制度があり、次の場合に受給できます。

対 象

障害の状態が、次のページの表に当てはまる20歳以上の障害者で、次のいずれかに該当する方

- ① 20歳前に初診日のある病気やケガが原因で障害者になった方で、一定の基準を満たす方が20歳になったとき
- ② 原則として、国民年金加入中に初診日のある病気やケガが原因で障害者になった方で、初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料の納付済期間と免除期間を合わせた期間が3分の2以上ある方又は初診日の前々月までの1年間に滞納期間がない方

※65歳を過ぎてからの病気やケガに基づく障害は除かれます。

年 金 額

	令和7年4月～令和8年3月
1級 年額	1,039,625円 (1,036,625円)
2級 年額	831,700円 (829,300円)

※（ ）内は昭和31年4月1日以前に生まれた方の額

※年金額は、改定されることがあります。

※所得等によって支給制限があります。

※障害の程度は、身体障害者手帳等の等級とは異なり、国民年金法で定められた基準により判断されます。(次ページ参照)

問い合わせ先

国保年金課国民年金係

TEL 03-5803-1196~1197 FAX 03-5803-1347

(10) 特別障害給付金

身知精難

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方が受給できます。(平成17年4月に創設された制度です。)

対 象 次の①～③のすべてに該当する方

- ① 障害基礎年金等を受給していない方
- ② 現在、障害基礎年金１・２級相当の障害のある方
(ただし、65歳に達する日の前日までに１・２級相当の障害のある方)。
- ③ 次のいずれかに該当し、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日がある方
 - ・平成３年３月以前の国民年金任意加入対象であった学生
 - ・昭和61年３月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金・共済組合等の加入者）の配偶者

受 給 額

１級 月額	56,850円
２級 月額	45,480円

※所得等によって支給制限があります。

※障害の程度は、身体障害者手帳等の等級とは異なり、国民年金法で定められた基準により判断されます。(下表)

問い合わせ先 国保年金課国民年金係

TEL 03-5803-1196～1197 FAX 03-5803-1347

障害年金を受けられる障害の状態（国民年金法施行令別表）

障害の程度		障 害 の 状 態
１級	１	次に掲げる視覚障害 イ. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ. 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの 二. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	２	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	３	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	４	両上肢のすべての指を欠くもの
	５	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	６	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	７	両下肢を足関節以上で欠くもの
	８	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	９	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

級	1	次に掲げる視覚障害 イ. 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ. 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの 二. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	1 上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	1 上肢のすべての指を欠くもの
	10	1 上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	1 下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	1 下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

※視覚障害については、令和4年1月1日付で、障害等級表が改正されています。

(11) 厚生年金保険（障害厚生年金・障害手当金） 身知精

障害厚生年金は、厚生年金保険に加入中に初診日のある傷病が原因で障害者となった方が受けられる年金です。

また、障害手当金は、障害厚生年金に該当しない軽い障害が残り、初診日から5年以内に症状が固定していると認められる時に支給される一時金です。

納付要件や障害の状態等の受給要件がありますので、お近くの年金事務所にご相談ください。（基礎年金番号の分かるものを用意してください。）

問い合わせ先 文京年金事務所

〒112-8617 文京区千石1-6-15

TEL 03-3945-1141（自動音声1→2）

(12) 東京都心身障害者扶養共済制度**身知精難児**

障害者の保護者が毎月一定の掛金を払い込み、保護者が死亡又は重度障害となったときに、残された障害者に毎月年金を支給する共済制度です。障害者1人につき、2口まで加入できます。

- 対 象**
- ① 知的障害者
 - ② 身体障害者（身体障害者手帳1級～3級）
 - ③ 精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が上記①又は②と同程度の方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等）

- 加 入 資 格**
- ① 障害者の保護者であること
 - ② 東京都内に住所があること
 - ③ 特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
 - ④ 年度初日（4月1日）の年齢が65歳未満であること

掛 金 保護者の加入時年齢により異なります。

年 金 額 月額20,000円（1口当たり）
※障害者1人につき、2口まで加入できます。

問い合わせ先

	電話番号	ファックス番号
障害福祉課障害者在宅サービス係	03-5803-1212	03-5803-1352
東京都扶養共済事務センター	03-3344-8633	03-3344-8596

(13) 障害者等に対する生活福祉資金貸付制度**身知精児**

生活福祉資金は、世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に資金の貸付を行うものです。

※貸付のご相談は、生活状況の聞き取り等が必要なため、事前にご相談日の予約をお願いしています。

※資金ごとに条件・基準があり、初回相談から実際の貸付までには審査に時間を要します。

資金使途	貸付上限額
① 技能習得に必要な経費	1,300,000円
② 生業（自営業）を営む為に必要な経費	4,600,000円 ※別途条件あり
③ 住居の移転等に必要な経費	500,000円
④ 就職の支度に必要な経費	500,000円
⑤ 障害者自動車の修理に必要な費用	

⑥ 住宅の増改築、補修等に必要な経費	2,500,000円
⑦ 福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000円
⑧ 障害者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000円
⑨ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費	1,700,000円

問い合わせ先

文京区社会福祉協議会地域福祉推進係

〒113-0033 文京区本郷4-15-14 文京区民センター4階

TEL 03-5615-8017 FAX 03-5800-2966

(14) 自動車事故による被害者の方への支援

自動車事故による被害者の方に対して、介護料の支給や生活資金の貸付等を行っています。

内 容

① 介護料等の支給

自動車による交通事故が原因で、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障害が残り、日常生活において「常時」又は「随時」の介護が必要な方に介護料を支給しています。

また、職員が介護料受給者のご家庭を訪問して情報を提供しご相談に応じる「訪問支援」を行っています。

② 交通遺児等生活資金貸付

自動車事故により保護者が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなった家庭（生活困窮家庭）の中学校卒業までの子どもが対象となります。

③ 遷延性意識障害者の方のための療護施設

自動車事故により脳を損傷し、重度の意識障害を負った方（遷延性意識障害者）を対象に、社会復帰の可能性を追求しながら適切な治療と看護を行う専門病院である療護施設を全国12カ所に設置・運営しています。

問い合わせ先

	住 所	電話番号	ファックス番号
【①、②について】 独立行政法人 自動車事故対策機構 東京主管支所	〒130-0013 墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル 8階	03-3621-9941	03-3621-9944
【③について】 独立行政法人 自動車事故対策機構 千葉療護センター	〒261-0012 千葉県千葉市美浜区磯辺 3-30-1	043-277-0061	043-277-2259

5

医療

5 医 療

(1) 心身障害者医療費助成（マル障）

身知難児

医療保険を使って病院や診療所等で診療、薬剤の支給等を受けた場合に、自己負担分から一部負担金を差し引いた額を助成します。

対 象 身体障害者手帳 1・2 級（内部障害を含む 3 級）

愛の手帳 1・2 度

精神障害者保健福祉手帳 1 級

助 成 制 限 ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

- ① 健康保険に未加入の方
- ② 生活保護受給中の方
- ③ 都規則第 5 条に規定する施設に入所している方
（医療費が公費で賄われている施設に入所している方）
- ④ 本人（20 歳未満は、被保険者又は世帯主）の所得が限度額を超えている方（→204 ページ）
- ⑤ 重度障害者になった年齢が 65 歳以上である方
- ⑥ 重度障害者になった年齢が 65 歳未満でかつ 65 歳に達する日の前日までに、マル障受給者証の交付申請を行わなかった方
- ⑦ 後期高齢者医療制度の保険者証をお持ちで、住民税が課税されている方

申 請 手 続 次のものをお持ちの上、窓口で申請してください。

- ① 身体障害者手帳又は愛の手帳
- ② 健康保険の「資格確認書」等
- ③ 申請者のマイナンバーカード又は通知カード
※申請者が 20 歳未満の場合は、次のうちどちらか
・健康保険の世帯主等のマイナンバーカード
・健康保険の世帯主等の通知カードと身分証明書

助 成 の 範 囲 【住民税が課税されている方（「受給者証 一部・食」をお持ちの方）】

健康保険の自己負担分から一部負担金を除いた額
（入院時の食事療養標準負担額・生活療養標準負担額を除く）

【住民税が非課税の方（「受給者証 食」をお持ちの方）】

健康保険の自己負担分
（入院時の食事療養標準負担額・生活療養標準負担額を除く）

助 成 方 法 【都と契約している医療機関】

受給者証と被保険者記号・番号の分かる書類を医療機関に提示すると、その場で自己負担額が軽減されます。

【都と契約していない医療機関】

医療機関の領収書等を区に持参すると、払い戻し申請ができます。

※払い戻し申請の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

内 容	担 当	電話番号	ファックス番号
身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方の受給者証の申請・資格に関する事	障害福祉課 障害者在宅サービス係	03-5803-1212	03-5803-1352
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の受給者証の申請・資格に関する事	予防対策課 精神保健担当	03-5803-1230	03-5803-1355
心身障害者医療費助成制度の払い戻し申請に関する事	障害福祉課 障害者在宅サービス係	03-5803-1212	03-5803-1352

（２）子どもの医療費助成（マル乳・マル子・マル青）

子どもの医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します（入院時食事療養標準負担額を除く）。

対 象 高校生相当年齢まで（18歳の誕生日後、最初の3月31日まで）の子ども
※保護者の所得制限はありません。

問い合わせ先 子育て支援事業コールセンター
TEL 03-5803-1288 FAX 03-5803-1345

（３）自立支援医療

【更生医療】



身体に障害のある方の障害の程度を軽くしたり、取り除いたり、進行を防ぐことが可能と認められる特定の手術等の医療費の助成を行う制度です。各都道府県から更生医療機関として指定を受けた病院・薬局にのみ適用されます。

対 象 身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方で、更生医療機関が作成した所定の書類を提出し、東京都心身障害者福祉センター又は区の判定を受け、対象となる医療の開始前に適当と認められた方（所得制限あり）

給 付 内 容 障害の程度を軽くしたり、取り除いたり、進行を防いだりする医療費の本人負担分を軽減します。

※給付額は、同じ医療保険に加入している世帯の住民税額等によって認定します。

※入院時の食費は、原則自己負担となります。

問い合わせ先 障害福祉課身体障害者支援係
TEL 03-5803-1219 FAX 03-5803-1352

身体に障害のある子どもに対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う制度です。次の①～④の条件をすべて満たした子どもの医療費の一部を助成します。

- ① 18歳未満の子どもで機能障害があり、手術等により確実な治療効果が期待できること
- ② 指定自立支援（育成）医療機関で指定医が診断し、治療していること
- ③ 保護者が文京区に住所を有していること
- ④ 世帯の区市町村民税所得割額が23万5千円未満であること（一部例外あり）

対 象 障 害

①肢体不自由 ②視覚障害 ③聴覚・平衡機能障害 ④音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤心臓障害 ⑥腎臓障害 ⑦小腸障害 ⑧肝臓障害 ⑨その他の先天性内臓障害 ⑩ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害
※歯科矯正（唇顎口蓋裂等起因に限ります）、リハビリ、免疫機能の障害等については、通院のみでも対象です。

※そけいヘルニア、陰のう水腫、臍ヘルニアは対象外です。

給 付 内 容

指定医療機関における対象障害の治療にかかる保険診療の自己負担分について、一部助成します。世帯の所得に応じ、月の負担上限額が設定されます。

問い合わせ先

健康推進課健康増進係

TEL 03-5803-1961 FAX 03-5803-1355

【精神通院医療】

精神疾患のある方の通院治療に必要な医療費の自己負担が原則1割になります。医療保険による世帯が非課税の場合は無料になります。

問い合わせ先

予防対策課精神保健担当

TEL 03-5803-1230 FAX 03-5803-1355

保健サービスセンター本郷支所

TEL 03-3821-5106 FAX 03-3822-9174

（４）小児精神障害者入院医療費助成

18歳未満の方が、精神疾患で入院している場合の入院費が無料になります。ただし、入院時の食事負担額は自己負担となります。

問い合わせ先

予防対策課精神保健担当

TEL 03-5803-1230 FAX 03-5803-1355

保健サービスセンター本郷支所

TEL 03-3821-5106 FAX 03-3822-9174

(5) 難病（特殊疾病）の医療費助成**難**

対 象 心身障害者等福祉手当対象疾病（201ページ）のうち、一部を除くもの。
令和7年4月から、国の助成対象疾病が拡大し、348疾病になりました。

助 成 内 容 認定された病気について、医療保険・介護保険を適用した医療費から患者一部自己負担額を控除した額が助成されます（生活保護を受けている方の患者負担なし）。

申 請 書 申請書等については、東京都のホームページをご覧ください。
※申請には住民票の写しが必要ですが、下記 **申請・問い合わせ先** で、無料で住民票の写しの交付を受けられる請求書をお渡しします。



都HP

申請・問い合わせ先 保健サービスセンター
TEL 03-5803-1805 FAX 03-5803-1371
保健サービスセンター本郷支所
TEL 03-3821-5106 FAX 03-3822-9174

※認定後、医療券が交付されます。交付を受けた方は、文京区心身障害者等福祉手当（44ページ）の申請ができます。

※東京都難病・相談支援センター（28ページ）では難病患者の日常生活における相談・支援等を行っています。お気軽にご相談ください。

(6) 小児慢性特定疾病の医療費助成**児**

次の病気にかかっている18歳未満の子どもの医療費を助成します。

対 象 病 名

①悪性新生物（がん）	②慢性腎疾患群	③慢性呼吸器疾患群
④慢性心疾患群	⑤内分泌疾患群	⑥膠原病
⑦糖尿病	⑧先天性代謝異常	⑨血液疾患群
⑩免疫疾患群	⑪神経・筋疾患群	⑫慢性消化器疾患群
⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群		
⑭皮膚疾患群	⑮骨系統疾患	⑯脈管系疾患

助 成 内 容 認定された病気について、医療保険を適用した医療費から患者一部自己負担額を控除した額が助成されます（生活保護の被保護世帯の方は、患者負担なし）。

申 請 書 申請書等については、文京区のホームページをご覧ください。
※なお、18歳に達した時点で、小児慢性特定疾病の医療券をお持ちの方で引き続き医療を受ける場合は、20歳に達するまで延長することができます。

申請・問い合わせ先 保健サービスセンター
TEL 03-5803-1805 FAX 03-5803-1371
保健サービスセンター本郷支所
TEL 03-3821-5106 FAX 03-3822-9174

※国の指定難病に相当する疾病の医療券の交付を受けた方は、文京区心身障害者等福祉手当（44ページ）の申請ができます。

(7) ひとり親家庭等医療費助成

身知精児

ひとり親家庭の保護者と対象の子どもに、保険診療の自己負担分の医療費助成を行っています（入院時食事療養標準負担額を除きます）。

対 象 次の①～⑧のいずれかに該当する子ども（※年齢条件あり）を監護するひとり親家庭等（保護者及び扶養義務者の所得制限あり→205ページ）

【※対象となる子どもの年齢】

- ・ 18歳まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）
- ・ 中度以上の障害がある場合は、20歳未満

要 件

- ① 父母が離婚した
- ② 父又は母が死亡
- ③ 父又は母が1年以上生死不明
- ④ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑤ 父又は母が配偶者からのDVで、裁判所からの保護命令を受けている
- ⑥ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑦ 婚姻によらないで生まれ、父又は母から扶養されていない
- ⑧ 父又は母が重度の障害を有する

助 成 内 容 対象の子どもとその養育者の保険診療に係る医療費自己負担分のうち、一部又は全部

- ・ 本人、扶養義務者ともに住民税非課税の方＝自己負担（3割）を全額助成
- ・ 本人又は扶養義務者が住民税課税の方＝自己負担（3割）のうち3分の2を助成

問い合わせ先 子育て支援事業コールセンター

TEL 03-5803-1288 FAX 03-5803-1345

(8) 後期高齢者医療制度への加入

身知精

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方を対象とした医療保険ですが、65歳から74歳の方で一定の障害がある方は、任意で加入することができます。加入するためには、申請により認定を受けることが必要です（75歳以上の方は申請不要で自動切替）。

認 定 要 件 65歳から74歳の方で下記に該当する方

- ① 障害年金（1・2級）受給者
- ② 身体障害者手帳（1～4級）
※ 4級は下肢障害の一部と音声・言語機能障害に限る。
- ③ 愛の手帳（1・2度）
- ④ 精神障害者保健福祉手帳（1・2級）等

必 要 書 類

- ① 国民年金の年金証書、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等
- ② 申請者のマイナンバーカード、個人番号が記載された住民票の写し等

制度の概要

① 医療機関等にかかるときの自己負担の割合

自己負担の割合	住民税課税所得
3割	同じ世帯の被保険者の中に145万円以上の方がいる場合
2割	以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入（遺族年金や障害年金は含まない）」＋「その他の合計所得金額」の合計額が ・被保険者が1人……………200万円以上 ・被保険者が2人以上………合計320万円以上
1割	同じ世帯の被保険者全員がいずれも28万円未満の場合または2割の判定基準の①には該当するが②には該当しない場合

② 保険料(令和6・7年度)

被保険者一人ひとりに賦課されます。保険料率は2年ごとに見直され、東京都内で均一です。

1年分(4月から翌年3月までの12か月間)の保険料は、毎年7月に決定します。

均等割額 被保険者1人当たり 47,300円	+	所得割額 賦課のもととなる 所得金額×9.67%	=	保険料額(年額) 賦課限度額 80万円
------------------------------	---	--------------------------------	---	------------------------

申請・問い合わせ先

内 容	担 当	電話番号	ファックス番号
加入について	国保年金課高齢者医療係	03-5803-1205	03-5803-1347
保険料について	国保年金課高齢者保険料係	03-5803-1198	03-5803-1347

(9) 障害者歯科診療

身知精児

障害者の口腔衛生の向上を図るため、歯科診療、歯科健診を行っています。

対 象 区内在住で身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方・特別支援学校等に
通学している方・保育園等で特別な配慮を必要としている方など

治 療 日 毎週土曜 午後1時15分～午後4時45分(予約制)(祝日、閉庁日等を除く)

予 約 月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分に以下へ申込み

問い合わせ先 健康推進課保健係

TEL 03-5803-1229 FAX 03-5803-1355

(10) 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導

身知

歯科医院へ通院できない在宅療養者等に対して、歯科医師がお住まいの場所に訪問して歯科健診・予防相談指導を行います。

対 象 区内在住で、在宅にて療養及び通院困難などの理由により歯科医院に行けない方

費 用 無料（治療にかかる費用は自己負担となります。）

申 込 先 月～金曜日の午前11時～午後4時に以下へ申込み
（祝日、8月13日～16日、12月29日～1月4日を除く）
文京区地域包括ケア歯科相談窓口 TEL 090-4544-8020
（小石川歯科医師会・文京区歯科医師会）

問い合わせ先 健康推進課保健係

TEL 03-5803-1229 FAX 03-5803-1355

(11) 高齢者用肺炎球菌(23価)・带状疱疹・ 高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・ 予防接種費用の一部助成

身

対象者の方には、定期予防接種として、費用の一部助成を行います。

接種を希望される方は、予防対策課感染症対策担当までお問合せください。区内指定医療機関（他に、東京23区内の各区契約医療機関）でご予約いただき、予診票をお持ちの上、受診してください。

また、生活保護世帯の方は、自己負担額が「無料」と記載された予診票又は生活福祉課で発行する保護証明書をお持ちいただくと、自己負担が免除されます。

【高齢者用肺炎球菌予防接種】

対 象 者 次の①～③すべてに該当し、自らの意思で接種を希望される方

① 区内在住

② 60歳以上65歳未満

※現在59歳の方は、60歳の誕生日の前日から接種できます。

③ 心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害で身体障害者手帳1級をお持ちの方

実 施 期 間 当該年度の4月1日から3月31日まで

助 成 回 数 生涯に1回

費 用 自己負担額 1,500円

※過去に23価肺炎球菌予防接種を受けたことがある方は、定期予防接種の対象外となります。

※助成未利用の65歳になる方は、定期予防接種対象者として個別通知します。

【带状疱疹予防接種】

対 象 者	次の①～③すべてに該当し、自らの意思で接種を希望される方 ① 区内在住 ② 60歳以上65歳未満 ※現在59歳の方は、60歳の誕生日の前日から接種できます。 ③ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害で身体障害者手帳1級をお持ちの方
実 施 期 間	当該年度の4月1日から3月31日まで
助 成 回 数	①及び②のいずれかを生涯に1度 ①生ワクチン 1回 ②不活化ワクチン 2回
費 用	自己負担額 ①生ワクチン 3,000円/回 ②不活化ワクチン 10,000円/回 ※過去に区の助成制度を利用したことがある場合は定期予防接種の対象外となります。 ※当該年度内に65歳になる方及び経過措置として65歳以上の5歳区切りになる方（令和7年度のみ令和7年3月31日時点で100歳以上の方も対象）は、定期予防接種対象者として個別通知します。

5
医
療

【高齢者インフルエンザ予防接種】

対 象 者	次の①～③すべてに該当し、自らの意思で接種を希望される方 ① 区内在住 ② 60歳以上65歳未満（毎年度の12月31日現在） ※現在59歳の方は、60歳の誕生日の前日から接種できます。 ③ 心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害で身体障害者手帳1級をお持ちの方 ※①～③全てに該当する方、及び12月31日現在65歳以上の方には、毎年度個別通知します。
実 施 期 間	毎年10月1日から1月31日まで
助 成 回 数	年1回
費 用	無料

【新型コロナウイルス感染症予防接種】

対 象 者	次の①～③すべてに該当し、自らの意思で接種を希望される方 ① 区内在住 ② 60歳以上65歳未満（毎年度の3月31日現在） ※現在59歳の方は、60歳の誕生日の前日から接種できます。 ③ 心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害で身体障害者手帳1級をお持ちの方 ※①～③全てに該当する方、及び3月31日現在65歳以上の方には、毎年度個別通知します。
実 施 期 間	毎年10月1日から3月31日まで

助成回数	年1回
費用	自己負担額は、9月頃に区報・ホームページ等でお知らせします。
問い合わせ先	予防対策課感染症対策担当 TEL 03-5803-1834 FAX 03-5803-1294

(12) 骨粗しょう症健康診査事業の健診費用の免除 身知精

区内在住で身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、骨粗しょう症健康診査の健診費用を免除します。受診に当たっては、下記の問い合わせ先へお申込みください。

対象者	当年度（当年4月2日～翌年4月1日）中に、20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の誕生日を迎える区内在住の女性の方
内容	身体測定（身長・体重・血圧）、骨密度測定、医師の結果説明（精密検査が必要な方には紹介状を発行）、保健指導、栄養指導
定員	30人
実施期間	毎月実施（8月と1月を除く。）
会場	保健サービスセンター（文京シビックセンター3階）
問い合わせ先	保健サービスセンター健康相談係 TEL 03-5803-1805 FAX 03-5803-1371

(13) 都立北療育医療センター 身児

児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設、児童発達支援センター及び障害者総合支援法に基づく療養介護、生活介護と、一般医療機関では対応困難な心身障害児・者の方々に対する一般疾病の診療を行う医療施設です。

内 容	
部 門	内 容
入院、外来	一般医療機関では対応困難な障害児・者の診療
医療型障害児入所施設 児童発達支援センター	肢体不自由児を対象に医療・看護ケアの提供を行うとともに、自立に必要な支援を行う
療養介護	重症心身障害児・者を保護するとともに、医療・看護ケアの提供及び日常生活の支援を行う
生活介護 （旧重症心身障害者通所）	重症心身障害者に当センターへ通っていただき、医療・看護上の支援及び日常生活の支援を行う
障害者歯科	一般の歯科医院では対応困難な障害児・者を対象

診療科目	内科、脳神経内科、精神科、小児科、外科、整形外科、リハビリテーション科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科
診療日	月～金曜日（予約が必要です）
問い合わせ先	〒114-0033 北区十条台1-2-3 TEL 03-3908-3001 FAX 03-3908-2984

(14) 心身障害児総合医療療育センター

身知児

心身に障害のある子どもたちのための総合的な医療療育支援機関です。外来療育部門と、児童福祉法に基づく施設として整肢療護園（医療型障害児入所施設・療養介護施設）、むらさき愛育園（医療型障害児入所施設・療養介護施設）及び障害者総合支援法に基づく療養介護事業があります。

内 容

部 門	内 容
外来	一般医療機関では対応困難な障害児・者の診療 就学前の障害児と家族を対象とした児童発達支援事業による生活の支援 学齢の障害児と家族を対象とした放課後等デイサービス事業による生活の支援
整肢療護園 (医療型障害児入所施設・ 療養介護施設)	・肢体不自由児を対象とした治療、看護 (手術・親子入園を含む) ・自立に必要な訓練、生活指導 ・家族の病気や休息等で短期間のお預かりをする短期入所事業による在宅支援
むらさき愛育園 (医療型障害児入所施設・ 療養介護施設)	重症心身障害児・者の治療、看護及び日常生活の支援
歯科	一般の歯科医院では対応困難な障害児・者対象

診 療 科 目 整形外科、小児科、精神科、リハビリテーション科、歯科

予約・診察時間 【月～金曜日】 午前9時～午後5時

【土曜日（第2、第4）】 午前9時～午後1時

※受診を希望される場合は、事前に外来に電話にてご相談ください。

問い合わせ先 〒173-0037 板橋区小茂根1-1-10

TEL 03-3974-2146 FAX 03-3554-6176

(15) 都立心身障害者口腔保健センター

身知精児

地域の歯科医療機関では、対応困難な障害のある方を対象として、歯科治療・予防・定期健診及び食べる機能・話す機能などの訓練等を行っています。

不安や緊張、恐怖心が強い方や集中的な治療が必要な場合には、日帰り全身麻酔等も行っています。

診療日・診療時間 【月～金曜日】 午前9時～正午、午後1時～午後4時30分

【土曜日（治療のみ）】 午前9時～正午

※診察は予約が必要です。

問い合わせ先 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ事務棟9階

TEL 03-3267-6480 FAX 03-3269-1213

6

福祉用具等の給付

(1) 補装具費の支給

身難児

身体障害のある方及び難病患者等が日常生活や就学、就労のために、身体機能を補完・代替する補装具を製作・修理等する場合に補装具費を支給します。

対 象 身体障害者手帳の交付を受けた方、難病患者等(対象疾患 別表199ページ)

※次の①～⑤に該当する場合は、対象になりません。

- ① 障害のある方と配偶者、に一定所得以上の方がいる場合
(障害児を除く)
- ② 介護保険の対象者
(介護保険の福祉用具で個別の身体状況に対応できない場合を除く)
- ③ 医療保険により補装具を作成した場合
- ④ 労災による障害者
- ⑤ 補装具の製作・修理を開始している場合

障害別	補 装 具 品 目
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
肢体不自由 肢体不自由児※	義手、義足、下肢装具、靴型装具、体幹装具、上肢装具、姿勢保持装置、 車載用姿勢保持装置、電動車椅子、車椅子、歩行器、歩行補助つえ、 重度障害者用意思伝達装置 ※児童のみ対象：座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
内部障害	車椅子

申 請 手 続 補装具の製作・修理等を開始する前に、下記窓口へ相談してください。

※補装具費は、判定等により必要が認められた場合に限り支給されるものであり、東京都心身障害者福祉センターでの判定が必要な場合等は、決定までに2～3か月かかることがあります。

利用 者 負 担 原則、各種目の基準額の1割

※基準額を超えて購入・修理等を行う場合は、超えた額も利用者が負担。

※負担上限月額については、41ページ利用者負担を参照してください。

問い合わせ先

対 象	問い合わせ先	電話番号	ファックス番号
身体障害者手帳の 交付を受けた方	障害福祉課 身体障害者支援係	03-5803-1219	03-5803-1352
難病患者等	予防対策課精神保健担当	03-5803-1847	03-5803-1355

(2) 日常生活用具の給付

身知精難児

障害のある方及び難病患者等の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行います。給付にあたっては事前に相談、申請をお願いします。

対 象 身体障害のある方、知的障害のある方、精神障害のある方、難病患者（対象疾病 別表199ページ）

申 請 手 続 給付にあたっては、下記窓口へ申請（事前の相談が必要です。）

※難病患者等は、医師の診断書が必要です。

※介護保険対象者は、介護保険福祉用具が原則として優先されます。

利用者負担 原則、各種目の基準額の1割

（ストマ用装具・紙おむつ等については、基準額の範囲内で利用者負担なし）

※基準額を超えて給付する場合は、超えた額も利用者が負担。

問い合わせ先

対 象	担 当 課	電 話	ファックス番号
身体障害のある方、 知的障害のある方	障害福祉課 身体障害者支援係	03-5803-1219	03-5803-1352
精神障害のある方、 難病患者等	予防対策課 精神保健担当	03-5803-1847	03-5803-1355

用 具

1. 介護・訓練等支援用具

種 目	性 能	耐用 年数	対 象 者	
			手帳障害程度	年 齢
特殊寝台	腕、足等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8 年	下肢又は体幹 1・2 級	3 歳以上
			寝たきりの状態にある難病患者等	
特殊マット	じょくそう防止又は失禁による汚染もしくは損耗を防止するためにマット（寝具）にビニール等を加工したもの	5 年	下肢又は体幹 1・2 級	3 歳以上 18 歳未満
			下肢又は体幹 1 級（常時介護を必要とする方）	18 歳以上
			愛の手帳 1・2 度	3 歳以上
			寝たきりの状態にある難病患者等	3 歳以上
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用できるもの	5 年	下肢又は体幹 1 級（常時介護を必要とする方）	学齢児以上
			自力で排尿できない難病患者等	

種 目	性 能	耐用 年数	対 象 者	
			手帳障害程度	年 齢
入浴担架	担架に乗せたままリフトで入浴させるもの	5 年	下肢又は体幹 1・2 級(入浴に当たり、介助を必要とする方に限る)	3 歳以上
体位変換器	介助者が、障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	5 年	下肢又は体幹 1・2 級(下着交換等に当たり、介護を必要とする方に限る) 寝たきりの状態にある難病患者等	学齢児以上
移動用リフト	障害者（児）を移動させるに当たり、介助者が容易に使用できるもの（設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く）	4 年	下肢又は体幹 1・2 級 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	3 歳以上
訓練用いす	原則として附属のテーブルをつけるもの	5 年	下肢又は体幹 1・2 級	3 歳以上 18歳未満

2. 自立生活支援用具

種 目	性 能	耐用 年数	対 象 者	
			手帳障害程度	年 齢
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介助者が容易に使用できるもの。既存の浴槽では入浴できない場合は、簡易浴槽を含む。（設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く）	8 年	下肢又は体幹障害の手帳の交付を受けた方（入浴に介助を必要とする方） 入浴に介助を要する難病患者等	3 歳以上
T 字状・棒状のつえ	十分な機能を有し、障害者が容易に使用できるもの	3 年	下肢又は体幹もしくは平衡機能障害の手帳の交付を受けた方（歩行補助杖で歩行機能を補うことができる方）	—
移動・移乗支援用具	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの（設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く）	8 年	平衡、下肢又は体幹機能障害の手帳の交付を受けた方（家庭内の移動等において介助が必要な方） 下肢が不自由な難病患者等	3 歳以上

種 目	性 能	耐用 年数	対 象 者	
			手帳障害程度	年 齢
頭部保護帽	転倒の際、頭部を保護できる機能を有するもの	3 年	下肢又は体幹もしくは平衡機能障害の手帳の交付を受けた方	—
			発作等により頻繁に転倒する知的障害・精神障害のある方	
便器	手すりのついた腰掛式のもの（取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く）	8 年	下肢又は体幹 1・2 級	学齢児以上
			常時介護を要する難病患者等	
特殊便器	温水・温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもの（取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く）	8 年	上肢 1・2 級	学齢児以上
			愛の手帳 1・2 度（自ら排便の処理が困難な方）	
			上肢機能に障害のある難病患者等	
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にもブザーで知らせ得るもの	8 年	①身障手帳 1・2 級 ②愛の手帳 1・2 度 ③精神手帳 1 級 (①②③いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及び準ずる世帯に限る)	—
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8 年	①身障手帳 1・2 級 ②愛の手帳 1・2 度 ③精神手帳 1 級 ④難病患者等 (①②③④いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及び準ずる世帯に限る)	—
ガス安全システム	警報機からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	8 年	身体障害者手帳所持者で、喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した方（臭覚機能を喪失した方のみの世帯及び準ずる世帯に限る）	18歳以上
			下肢又は体幹 1 級（障害者のみの世帯及び準ずる世帯に限る）	

種 目	性 能	耐用 年数	対 象 者	
			手帳障害程度	年 齢
電磁調理器	障害者が容易に使用できるもの	6年	①視覚1・2級 ②上肢1・2級 ③下肢又は体幹1級 (①②③いずれも障害者のみの世帯及び準ずる世帯に限る) ④愛の手帳1・2度	18歳以上
音響案内装置	「歩行時間延長信号機用小型送信機」又は音声誘導装置等から音声案内を利用できるもの	5年	視覚1・2級 (2級の方は送信機のみに限る)	学齢児以上
音響案内装置 (受信機)	音響案内装置から信号を受信することで音を出力し、玄関位置の認識を補助する機能を有するもの	10年	視覚1級(本制度で音響案内装置の給付を受けた方に限る)	学齢児以上
会議用拡聴器	障害者(児)が容易に使用できるもの	6年	聴覚4級以上	学齢児以上
フラッシュベル	障害者(児)が容易に使用できるもの	10年	聴覚又は音声・言語3級以上(聴覚又は音声、言語機能障害者のみの世帯及び準ずる世帯で、日常生活上必要な世帯に限る)	学齢児以上
聴覚障害者用 屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	聴覚2級(聴覚障害者のみの世帯及び準ずる世帯で、日常生活上必要な世帯に限る)	学齢児以上

3. 在宅療養等支援用具

種 目	性 能	耐用 年数	対 象 者	
			手帳障害程度	年 齢
透析液加温器	自己連続携行式腹膜灌流法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	5 年	身体障害者手帳所持者で自己連続携行式腹膜灌流療法による透析療法を受けている方	3 歳以上
パルスオキシメーター (動脈血中酸素飽和測定器)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者(児)が容易に使用できるもの	5 年	在宅酸素療法を行っている方又は人工呼吸器の装置が必要であると医師に認められた方	—
ネブライザー (吸入器)	障害者(児)が容易に使用できるもの	5 年	医師により必要と認められた方	—
電気式たん吸引器	障害者(児)が容易に使用できるもの	5 年	医師により必要と認められた方	—
音声式体温計	障害者(児)が容易に使用できるもの	5 年	視覚 1・2 級(視覚障害者のみの世帯及び準ずる世帯に限る)	学齢児以上
音声式体重計	障害者が容易に使用できるもの	5 年	視覚 1・2 級(視覚障害者のみの世帯及び準ずる世帯に限る)	18 歳以上
音声式血圧計	音声による読み上げ機能を有し、障害者(児)が容易に使用できるもの	5 年	視覚 1・2 級かつ医師により必要と認められた方(視覚障害者のみの世帯及び準ずる世帯に限る)	18 歳以上 ※18 歳未満は別途要件あり
正弦波インバーター発電機	ガソリン又はガスボンベ等で作動し、インバーターにより正弦波交流を出力できる定格出力が 850VA 以上のもの	5 年	①呼吸器 3 級以上 ②医師により給付が必要と認められた難病患者・医療的ケア児(者) (①②いずれも在宅で人工呼吸器を使用して災害時個別支援計画を作成し、他の公的制度による貸与・給付を受けていない方に限る) ※同一世帯において共用できる用具は、給付はいずれか一種目に限る	
ポータブル電源(蓄電器)	運搬可能な蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が 300W 以上のもの			
DC/AC インバーター (カーインバーター)	自動車用バッテリー等の直流電源(DC)を正弦波交流電源(AC)に変換する装置で、定格出力が 300W 以上のもの			

4. 情報・意思疎通支援用具

種 目	性 能	耐用 年数	対 象 者	
			手帳障害程度	年 齢
携帯用会話 補助装置	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有する装置又はアプリケーションで障害者（児）が容易に使用できるもの（情報端末を除く）	5 年	音声・言語機能障害又は肢体不自由の手帳の交付を受けた方で音声言語の著しい障害がある方	学齢児以上
情報・通信 支援用具	障害者向けのパーソナルコンピューター等の周辺機器又はアプリケーション	5 年	上肢又は視覚 1・2 級	学齢児以上
点字 ディスプレイ	文字等のコンピューターの画面情報を点字などにより示すことができるもの	6 年	視覚 1 級又は視覚 2 級かつ聴覚障害 2 級（点字を使用できる方に限る）	学齢児以上
点字器	視覚障害者（児）が容易に操作できるもの（点筆を含む）	標準型 7 年 携帯型 5 年	視覚障害の手帳の交付を受けた方（点字器の使用が可能な方）	学齢児以上
点字タイプ ライター	視覚障害者（児）が容易に操作できるもの	5 年	視覚 1・2 級（就労もしくは就学しているか就労見込の方に限る）	学齢児以上
視覚障害者用 ポータブル レコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用できるもの又は音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	6 年	視覚 1・2 級	学齢児以上
視覚障害者用 拡大読書器	書籍等の活字文書を読み取り、拡大された画像（文字等）をモニターに写し出せるもの又は読み取った内容を音声式信号に変換して出力する機能を有するもの	8 年	視覚障害の手帳の交付を受けた方	学齢児以上

種 目	性 能	耐用 年数	対 象 者	
			手帳障害程度	年 齢
視覚障害者用 時計	障害者（児）が容易に操作できるもの	6年	視覚1・2級 （音声式は、手・指の触覚に障害がある等のため、触読式の仕様が困難な方）	学齢児以上
携帯用信号 装置	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	6年	聴覚又は音声・言語3級以上	学齢児以上
視覚障害者用 活字文書 読上げ装置	①文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用できるもの ②携帯電話等の機器と接続することにより、①の機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	6年	視覚1・2級	学齢児以上
聴覚障害者用 通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器で、障害者（児）が容易に使用できるもの	5年	身体障害者手帳所持者で、聴覚又は音声・言語機能に著しい障害があり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	学齢児以上
音声式読取器	センサー等により情報を読み取り、音声に変換する機能を有し、障害者が容易に使用できるもの	6年	視覚1・2級（視覚障害者のみの世帯及び準ずる世帯に限る）	18歳以上
聴覚障害者用 情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向けの緊急信号を受信し、障害者（児）が容易に使用できるもの	6年	聴覚障害の手帳の交付を受けた方（本装置によりテレビの視聴が可能になる方）	学齢児以上

種 目	性 能	耐用 年数	対 象 者	
			手帳障害程度	年 齢
人工喉頭	笛式：呼気によりゴム等の膜を振動させビニール等の管を通して音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式：顎下部等にあてた電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの 埋込型用人工鼻：常時埋込型人工喉頭の一部として使用することで発声を可能とするもの。ただし、医療保険適用対象外のものに限る。	笛式 4年 電動式 5年	①音声・言語機能障害の手帳の交付を受けた方で、喉頭を摘出された方 ②身体障害者手帳所持者で医師により人工喉頭使用の必要が認められた方 (①②いずれも、埋込型用人工鼻は埋込型人工喉頭を常時使用する方に限る)	—

5. 排泄管理支援用具

種 目	性 能	耐用 年数	対 象 者	
			手帳障害程度	年 齢
ストマ用装具	消化器系：障害者が容易に使用できるもの 尿路系：障害者が容易に使用できるもの	—	ぼうこう又は直腸機能障害の手帳の交付を受けた方（人工肛門又は人口膀胱を設け、排泄を行っている方）	—
紙おむつ等 (洗腸装具含む)	障害者（児）が容易に使用できるもの	—	次の障害で手帳の交付を受け、一定の要件を満たす方 ①脳原性の運動機能障害 ②肢体不自由 (脳性麻痺等) ③ぼうこう又は直腸機能障害	3歳以上
収尿器	採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置がついているもの	1年	肢体不自由又はぼうこう機能障害の手帳の交付を受けた方で、収尿器が必要な方	—

(3) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付



在宅の小児慢性特定疾病児童の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行います。

対 象 別表に掲げる対象者で、東京都小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
※児童福祉法又は障害者総合支援法規定による用具の給付を受けることができる方は対象となりません。

別 表

種 目	対 象 者	性 能 等
便 器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の予防又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの

種 目	対 象 者	性 能 等
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
ストマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
ストマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの

※令和7年4月よりチューブ型包帯が追加となります。詳細は問い合わせ先までお問い合わせください。

申請手続

給付に当たっては、事前の相談が必要です。小児慢性特定疾病医療受給者証(59ページ)の写しが必要です。

※扶養義務者の収入に応じて、費用の一部又は全部を負担する場合があります。限度額を超える額も利用者負担となります。

申請・問い合わせ先

予防対策課精神保健担当

TEL 03-5803-1847 FAX 03-5803-1355

(4) 心身障害者・児紙おむつ支給事業

身知難児

在宅で、寝たきり又は失禁の状態にあり、現におむつを使用している方に紙おむつを支給します。

対 象 次の①、②のいずれかに該当する4歳以上64歳以下の方

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 愛の手帳の交付を受けている方

※次の方は対象になりません。

- ・生活保護法の規定により、おむつの一時扶助の適用を受けている方
- ・日常生活用具としての紙おむつ給付対象者
- ・他制度での紙おむつ受給認定者
- ・障害者支援施設等入所者
- ・介護保険施設等入所者（例：特別養護老人ホーム）
- ・介護保険の認定を受けて介護保険適用の病院に入院している方

支 給 額 月額 6,500円を限度

支給対象品目 紙おむつ、尿とりパッド、おしりふき（個数制限あり）

支 給 方 法 ① カatalog注文による現物支給

区の紙おむつカatalogに掲載された製品から希望の製品を選択し、注文用紙を区に提出します。1か月に1回、区と契約した事業者が、利用者の自宅等に紙おむつ類を配送します。

※1か月の支給限度額（6,500円）を超えて注文した分は、自己負担となります。配送時に自己負担金額を配達員にお支払いください。

（配送時に不在の場合は、振込可）

※受付日によって、配送の開始日が異なります。

受付日 (申請書及び注文用紙の受理日)	配送日
月の1日から15日まで	当月25日から末日まで
月の16日から末日まで	翌月10日から15日まで

② 費用助成

紙おむつの持ち込みができない病院やグループホーム等に入院、入所している場合は、入院（所）中に負担した紙おむつ費用を、1か月当たり6,500円を限度に助成します。所定の請求書に紙おむつ購入の領収書を添えて、後日請求となります。

※請求方法の詳細については、支給決定時にご案内いたします。

申 請 手 続 次のものをお持ちの上、窓口で申請してください。

- ① 身体障害者手帳又は愛の手帳
- ② 費用助成の場合は、印鑑及び預金通帳又はキャッシュカード（本人名義）

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 03-5803-1212 FAX 03-5803-1352

(5) 中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成

18歳未満で、身体障害者手帳の交付を受けることができる聴力ではない中等度難聴の方に対して、補聴器の購入費用の一部を助成します。なお、助成を受けるには、事前の申請が必要になります。

対 象 次のいずれにも該当する方

- ① 区内在住
- ② 18歳未満の方
- ③ 身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けることができる聴力ではない方
- ④ 両耳の聴力レベルがおおむね30dB以上であり、補聴器の装用により言語の習得等、一定の効果が期待できると医師が判断すること

※令和6年度より、所得制限を撤廃しました。

問い合わせ先 障害福祉課身体障害者支援係

TEL 03-5803-1219 FAX 03-5803-1352

(6) 車椅子の貸出し

車椅子を一時的に必要とする方にお貸しします。

【区制度】

対 象	区内在住の方で、次の①～③のいずれかに該当する方 ①自己の車椅子が修理等で使用できず、一時的に必要な方 ②車椅子を購入するまで又は区から給付を受けるまでの間、一時的に必要な方 ③その他、通院・リハビリ等で一時的に必要な方
期 間	原則1か月間（最長3か月まで）
費 用	無料。ただし、運搬は各自で行ってください。
問い合わせ先	高齢福祉課高齢福祉推進係 TEL 03-5803-1213 FAX 03-5803-1350

※文京福祉センター江戸川橋、文京福祉センター湯島、各地域活動センター、各交流館、大塚北会館、勤労福祉会館でも車椅子の貸出しを行っています。

【区制度】車椅子ステーション事業

対 象	申請者もしくは利用者が区内在住の方
期 間	最長 1 週間
費 用	無料。ただし、運搬は各自で行ってください。
問い合わせ先	高齢福祉課地域包括ケア推進係 TEL 03-5803-1843 FAX 03-5803-1350

※高齢者あんしん相談センター（分室を含む）とハートフルネットワーク協力機関の一部において貸し出しを行っています。

【都制度】

対 象	心身に障害がある方又はその関係団体等
期 間	原則 3 か月以内
費 用	無料。ただし、運搬は各自で行ってください。
問い合わせ先	東京都心身障害者福祉センター障害認定課認定調整担当 TEL 03-3235-2961 FAX 03-3235-2959

【社会福祉協議会制度】

対 象	文京区在住・在勤・在学で、ケガ、病気等で一時的に歩行が困難な方
期 間	1 か月以内
費 用	無料。ただし、運搬は各自で行ってください。
問い合わせ先	文京区社会福祉協議会 総務係 TEL 03-3812-3040 FAX 03-5800-2966

(7) 補助犬の給付



日常生活を補助し、自立と社会参加を促進するために訓練された犬を、次の身体障害のある方に、東京都から給付します。

対 象 次の全てに該当する方

- ① 都内に居住する満18歳以上の在宅の身体障害者
- ② 【盲導犬】 視覚障害 1 級
【聴導犬】 聴覚障害 2 級
- ③ 都内におおむね 1 年以上住んでいること
- ④ 世帯全体にかかる所得税課税額の月平均額77,000円未満であること
- ⑤ 居住している家屋の所有者・管理者の承諾が得られること
- ⑥ 所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること
- ⑦ 社会活動への参加に効果があると認められること

給 付 方 法 補助犬の育成・訓練を団体に委託し、都が決定した方に無償で給付します。

申 請 手 続 希望者は、区の窓口で申請を行い、東京都が審査会で決定します。
※補助犬には限りがありますので、決定から受給までに時間がかかります。

問い合わせ先 障害福祉課身体障害者支援係

TEL 03-5803-1219 FAX 03-5803-1352

(1) 布団乾燥消毒・丸洗い**身知難児**

寝たきりの状態にある障害者の寝具を年11回乾燥消毒（内2回は丸洗い）を行います。

対 象

次の①～④全てに該当する64歳以下の方

- ① 重度の心身障害等の方
（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、特殊疾病）
- ② 現に、文京区心身障害者等福祉手当又は文京区児童育成手当のうち、障害手当を受給していること
- ③ 寝たきり又は寝たきりに準じる状態にあること
- ④ 陽光による寝具の乾燥が困難であること

申 請 手 続

あらかじめ登録が必要となりますので、身体障害者手帳又は愛の手帳もしくは難病（特殊疾病）の受給者証をお持ちの上、窓口で申請してください。

問い合わせ先

障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 03-5803-1212 FAX 03-5803-1352

(2) 理美容サービス**身知難児**

外出困難な障害者のご自宅に理美容師が訪問します。

対 象

次の①～③全てに該当する64歳以下の方

- ① 重度の心身障害等の方
（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、特殊疾病）
 - ② 座位を保てない状態にあること
 - ③ 介助があっても最寄りの理美容室に出かけることが困難であること
- ※65歳以上の方は、高齢福祉課高齢福祉推進係（TEL 03-5803-1213）にご相談ください。

申 請 手 続

あらかじめ登録が必要となりますので、身体障害者手帳又は愛の手帳もしくは難病（特殊疾病）の受給者証をお持ちの上、窓口で申請してください。

費 用

1回当たり1,000円（年6回まで）※利用の際は事前予約が必要です。

問い合わせ先

障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 03-5803-1212 FAX 03-5803-1352

(3) 巡回入浴サービス



入浴が困難な在宅の重度障害者に対して、巡回入浴車による入浴サービスを提供します。

対 象 肢体又は体幹機能障害 1・2 級の身体障害者手帳をお持ちの方で、家庭や公衆浴場での入浴が困難な方

※介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けた方を除く。

申 請 手 続 あらかじめ登録が必要となりますので、次のものをお持ちの上、窓口提出申请してください。申請後、担当係員が訪問調査に伺います。

① 身体障害者手帳

② 医師による「現状報告書」（用紙は障害福祉課にあります。）

費 用 入浴 1 回450円、感染症対応加算 1 回500円

※週 2 回まで利用できます。

※負担額には所得、収入に応じて上限があります。当分の間、負担の上限額は、居宅介護等の障害福祉サービスの費用と合わせた額となります。

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 03-5803-1212 FAX 03-5803-1352

(4) 軽度障害者入浴



他の入浴サービス事業に該当しない方のうち、身体に軽度の障害や変形などがあるために、公衆浴場の利用が困難で、本人又は家族等の介助により自主通所、自主利用が可能な方を対象に、文京総合福祉センター 3 階（週 2 回）の浴室を提供しています。

申 請 手 続 あらかじめ登録が必要となりますので、次のものをお持ちの上、窓口提出申请してください。申請後、担当係員が訪問調査に伺います。

① 身体障害者手帳

② 医師による「現状報告書」（用紙は障害福祉課にあります。）

※介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けた方を除く

費 用 無料

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 03-5803-1212 FAX 03-5803-1352

(5) 障害者・児移動支援事業



屋外での移動に著しい制限がある方の、社会生活上の必要な外出、余暇活動等の社会参加の外出について、介護支援を行います。

対 象 ① 身体障害者・児
② 知的障害者・児
③ 精神障害者・児
④ 難病等患者・児 ※対象疾患は別表199ページ

- 費用** 利用者負担は、収入・所得に応じて設定されます（詳細41ページ）。ただし、月36時間まで利用者負担額はかかりません。
- 通学支援** 利用者本人とその家族の状況を考慮して、1回当たり1時間まで、ひと月10回を限度として利用できます。ただし、個別の事情（保護者の疾病等）が認められる場合は、ひと月23回まで増やすことができます。
- 通所支援** 生活介護を行う施設に通所する方が、施設の送迎サービスを受けられない場合や地域活動支援センターへの送迎に利用可能です。また、生活介護以外の施設であっても、通所に慣れることを目的として一定期間に限り利用可能な場合もあります。詳しくは個別にご相談ください。

問い合わせ先

対 象	問い合わせ先	電話番号	ファックス番号
身体障害者・児	障害福祉課 身体障害者支援係	03-5803-1219	03-5803-1352
知的障害者・児	障害福祉課 知的障害者支援係	03-5803-1214	03-5803-1352
精神障害者・児 難病等患者・児	予防対策課 精神保健担当	03-5803-1847	03-5803-1355

（６）重度脳性麻痺者介護事業

身

在宅の重度脳性麻痺者を介護する介護人（親・子・兄弟姉妹、配偶者に限る）に対し、手当を支給します。

- 対 象** 身体障害者手帳１級の20歳以上の重度脳性麻痺の方
※ただし、障害者総合支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）等の利用決定、又は介護保険法における訪問介護又は通所介護サービスを受けている方は、本事業の対象となりません。

派遣回数 月12回（１回１日単位）以内

介護内容 外出支援、同行、その他必要な用務

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 03-5803-1212 FAX 03-5803-1352

（７）在宅心身障害者・児緊急一時介護委託費助成

身知児

心身障害者・児を日常的に介護している同居の家族が、疾病等の理由により一時的に介護を行うことが困難となったときに、障害者・児の家庭や介護人の家庭において介護を受けた場合又は育成室等の送迎の介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を助成します。

ただし、対象者の配偶者、直系血族又は対象者の住所と同一の住所の親族は、介護人と

なることができません。

また、社会福祉法人文京区社会福祉協議会が区の委託を受けて行うファミリー・サポート・センター事業の提供会員として行う介護は、助成の対象となりません。

対 象 日常生活において家庭で常時介護を受けている次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳 1・2 級（上肢、下肢、体幹又は運動機能障害）
- ② 愛の手帳 1～4 度

※ただし、次の方は対象となりません。

- ① 障害者総合支援法による重度訪問介護サービスを受けている方
- ② 介護保険法による居宅サービスを受けられる方

助 成 要 件 以下の理由により家族の介護を受けられない場合

- ① 家族の疾病、出産又は事故
- ② 家族の休養
- ③ 家族の 4 親等以内の血族、姻族の冠婚葬祭
- ④ その他

助 成 額 1 時間当たり 1,000 円を限度（1 年間当たり 100,000 円を限度に助成します。）

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 03-5803-1212 FAX 03-5803-1352

（８）心身障害者（児）短期保護事業

身知児

常時介護を必要とする心身障害者・児（３歳以上）の方の家族が、疾病・事故・冠婚葬祭・出産・学校行事・休養等の理由で介護を行うことが困難なときに、家族に代わり施設でお預かりします。（時間単位、宿泊含む。）利用には事前に登録が必要です。

対 象 日常生活において家庭で常時介護を受けている次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳 1～3 級
- ② 愛の手帳 1～4 度
- ③ 脳性麻痺
- ④ 進行性筋萎縮症
- ⑤ 区内の通所障害者・児施設の利用者

利 用 時 間 ① 疾病や事故による入院及び通院 年間 300 時間以内

② 出産 年間 348 時間以内

③ 冠婚葬祭、学校行事、休養等 年間 200 時間以内

定 員 5 名

費 用 4 時間まで 400 円、その後 1 時間ごとに 100 円

※食事代等の実費負担があります。

利 用 受 付 利用日の 3 か月前から施設で受け付けしています。

問い合わせ先 文京藤の木荘

〒112-0012 文京区大塚 4-21-8 社会福祉法人文京槐の会内

TEL 03-3943-4300 FAX 03-3943-4330

(9) 医療的ケア児在宅レスパイト事業



在宅で生活する医療的ケア児の健康保持や、介護する同居の保護者等の介護負担の軽減、及び就労・就職活動の支援を図るため、自宅に看護師又は准看護師を派遣し、一定時間、医療的ケア等を行います。

対 象 以下のいずれにも該当する方

- ① 文京区の区域内に住所を有し、かつ居住の実態がある方
- ② 18歳までの方（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）
- ③ 別表に規定する医療的ケアのうち、1つ以上を受けている方
※重症心身障害児に該当し、看護師等による別表に含まれない服薬管理等の医療的ケアが必要であると認められる方を含む
- ④ 保護者等による在宅介護を受けて生活している方
- ⑤ 訪問看護により医療的ケアを受けている方

別 表

医療的ケア（以下のうち、1つ以上のケアを受けていること。）			
①	人工呼吸器管理 ※毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAP等を含む	⑦	中心静脈栄養（IVH）
②	気管内挿管、気管切開	⑧	経管栄養（経鼻・胃ろう含む）
③	鼻咽頭エアウェイ	⑨	腸ろう・腸管栄養
④	酸素吸入	⑩	継続する透析（腹膜灌流含む）
⑤	6回/日以上以上の頻回の吸引	⑪	定期導尿（3回/日以上） ※人工膀胱を含む
⑥	ネブライザー 6回/日以上又は継続使用	⑫	人工肛門

派 遣 時 間 1回当たり2時間から4時間までの30分単位

上 限 年度（4月～翌年3月）の間に288時間を上限

費 用 自己負担額は、区市町村民税の課税状況に基づき認定します。

問い合わせ先 障害福祉課身体障害者支援係

TEL 03-5803-1219 FAX 03-5803-1352

(10) 医療的ケア児の社会体験プログラム



同世代のお子さんなどの家族以外の人とのふれあいにより、社会参加の機会を図ります。実施場所は、リアン文京内「地域活動支援センター マイポジション」です。

対 象 医療的ケアを受けている文京区在住の未就学児（1～6歳）

利 用 時 間 【月～金曜日】 午前10時～午後3時30分

※土・日・祝日・年末年始は休み

利 用 回 数	週2回を限度
定 員	1日につき4名程度
費 用	無料
問い合わせ先	リアン文京 〒112-0006 文京区小日向2-16-15 TEL 03-5940-2822 FAX 03-5940-2823

(11) 医療的ケア児支援ルームひまわり

身児

同世代のお子さんなどの家族以外の人とのふれあいにより、社会参加の機会を図ります。

場 所	文京区本郷1丁目1番19号（元町ウェルネスパーク東館1階）
対 象	医療的ケアを受けている文京区在住の児童（1歳～小学3年生）
利 用 時 間	【月～金曜日】 午前10時～午後6時（開設当初は午後5時まで） ※土・日・祝日・年末年始・5月15日は休み
定 員	1日につき3名（開設当初は1日につき1名）
費 用	無料（活動等に要した費用を除く、食事・経管栄養剤等は持参）
送 迎	自動車による送迎を実施
問い合わせ先	医療的ケア児支援ルームひまわり TEL・FAX 03-3814-9511 障害福祉課身体障害者支援係 TEL 03-5803-1219 FAX 03-5803-1352

(12) 重度障害者等就労支援事業

身知精難

重度の障害のある方が就労する際の通勤や職場等において、喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等の支援を行うサービスです。

民間企業での就労の場合は、JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）での助成金を活用しても就労に支障が生じる場合等、区が必要と認める場合対象になります。

対 象	① 重度訪問介護の支給決定を受けている方 ② 同行援護の支給決定を受けている方 ③ 行動援護の支給決定を受けている方
費 用	利用者負担額は、受給中の障害福祉サービスと合算し、収入・所得に応じて（詳細41ページ）算定されます。

問い合わせ先

対 象	問い合わせ先	電話番号	ファックス番号
身体障害者	障害福祉課 身体障害者支援係	03-5803-1219	03-5803-1352

知的障害者	障害福祉課 知的障害者支援係	03-5803-1214	03-5803-1352
精神障害者 難病等患者	予防対策課 精神保健担当	03-5803-1847	03-5803-1355

(13) 居宅訪問型保育事業



重症心身障害児等や医療的ケアの必要な子どもに対し、それぞれの子どもの状態に応じた保育サービスを、家庭において1対1で提供します。

対 象 区内在住の主に1歳から未就学児まで（0歳児は要相談）で、障害、疾病等の程度を勘案して、保育所での保育が著しく困難であると認められる子ども。なお、気管切開・人工呼吸器・CVカテーテルの医療的ケアがある場合は、事業者までお問い合わせください。

問い合わせ先 幼児保育課入園相談係（シビックセンター12階南側）
TEL 03-5803-1190 FAX 03-5803-1346

(14) 在宅重症心身障害児（者）等訪問事業



家族が自信を持って子どもの在宅療育に当たれるよう、看護師が家庭を訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等の支援を行います。

対 象 東京都内に住所を有し、在宅で生活をする重症心身障害児（者）及び医療的ケア児の方

内 容	
① 訪問看護	・原則週1回、1回3時間以内 ・看護師による訪問看護
② 訪問健康診査 (必要な場合のみ)	・原則年1回 ・医師等による訪問健康診査・療育相談
③ その他	・事業の利用期間は原則1年以内 ・訪問実施日・時間は原則固定 ・月～金曜日までの午前9時から午後5時まで (祝日および年末年始をのぞく)

費 用 無料

※主治医の指示書にかかる費用は、利用する方の負担となります。

申 請 書 保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所で
配付、又は東京都福祉局のホームページから印刷できます。

申 請 窓 口 申請書を保健サービスセンター又は保健サービスセンター
本郷支所へ提出してください。



都HP

問い合わせ先

施設名	電話番号	ファックス番号
保健サービスセンター	03-5803-1807	03-5803-1371
保健サービスセンター本郷支所	03-3821-5106	03-3822-9174
東京都福祉局障害者施策推進部 施設サービス支援課	03-5320-4360	03-5388-1407

(15) 地域安心生活支援事業

精

精神障害の方を対象とした緊急時電話相談支援、緊急時ショートステイ、地域生活体験を行っています。

【緊急時電話相談支援事業】

精神障害者の方の緊急時の相談をお受けします。利用される方は文京区民に限ります。

対 象 文京区在住の精神障害の方及びそのご家族

受付時間 【月～金曜日】 午前7時～10時、午後5時30分～午後10時

【土・日曜日、祝日】 午前7時～午後10時

※年末年始（12月29日～1月3日）は休み

※1回線のみのため、お話し中の場合はおかけ直してください。

相談電話番号 03-5810-1522

※ご相談では、相談者の氏名、住所及び電話番号をお伺いします。

※発信者の電話番号が非通知の場合は、電話に応じることができません。

※医療を要する相談には応じることができません。かかりつけ医又は救急相談センター等をご利用ください。

医療に関する相談機関	電話番号
医療機関案内サービスひまわり	03-5272-0303
救急相談センター（東京消防庁）	【携帯電話、PHS、プッシュ回線】 #7119 【ダイヤル回線】 03-3212-2323

【精神障害者緊急時ショートステイ事業】

家庭事情又は同居家族が入院等により不在になったときなど、精神障害者が一時的に居宅での生活が困難であるときに、区が委託する社会福祉法人が宿泊場所を提供し、支援を行います。原則として事前登録が必要です。

【精神障害者地域生活体験事業】

将来の自立した生活に向けて家族と同居している方や精神科病院から退院する予定の方が単身生活を体験することを希望されるときに、区が委託する社会福祉法人が宿泊場所を提供し、支援を行います。原則として事前登録が必要です。

問い合わせ先 社会福祉法人 復生あせび会

TEL 03-5810-1527

(16) 緊急時受入れ支援事業

ご家族の急病や事故などにより、障害者が一人だけになって生活できなくなるとき、または他のご家族では介護できないときに、ご本人を一時的に受け入れ日常生活の支援をします。

利用するには、事前の登録が必要です。登録を希望される場合は、支援を受けている障害福祉サービス事業所や地域生活支援拠点（→24ページ）などにご相談ください。

対 象 文京区在住の18歳以上65歳未満の障害者

利用できるとき ①ご家族が突然の病気や事故で不在になるとき
②障害者への虐待が発生したときや虐待のおそれがあるとき

受 付 時 間 午前7時～午後10時

利 用 料 無料。ただし、食費やリネン費などの実費負担あり。

利 用 日 数 3泊4日まで

電 話 番 号 03-5981-9597（社会福祉法人武蔵野会）

ファックス番号 03-5981-9598

(17) ファミリー・サポート・センター



子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行える方（提供会員）が、地域の中でお互いに協力しながら子育てをする会員制事業です。

依 頼 会 員 区内在住で、生後4か月からおおむね12歳以下の子どもを持つ保護者

提 供 会 員 原則区内在住の20歳以上で、センターの指定する研修を修了した方

内 容 保育施設等の子どもの送迎、子どもの預かり

※病児の預かりや送迎及び通院・健康診断・予防接種の付き添いはできません。

利用料・報酬

平日	1時間当たり 800円 (依頼会員宅預かりの場合 900円)
土・日曜日 祝日、年末年始	1時間当たり 1,000円 (依頼会員宅預かりの場合 1,100円)

問い合わせ先

文京区社会福祉協議会ささえあいサポート係

TEL 03-3812-3043 FAX 03-5800-2966

(18) いきいきサポート

身知精難児

ご近所での助け合いを目的に家事等のサポートをする方（協力会員）サポートを受けた方（利用会員）を仲立ちする会員制の事業です。

利用会員

- ① おおむね60歳以上の方
- ② 心身に何らかの障害のある方
- ③ ひとり親家庭の児童（3歳から小学校6年生まで）
- ④ 妊産婦又は3歳未満の乳幼児がいる方

協力会員

利用会員の自立を援助するという、いきいきサポートの趣旨に賛同し、健康な方であれば、資格などの条件を問いません。

内 容

- ① 一般…掃除、洗濯、調理、買い物、外出介助、沐浴の準備・片付け等
 - ② 大掃除・草取り…窓拭き、コンロ周りの拭き取りなど、日常の掃除では出来ない内容を行います。草取りの庭の広さは、20坪程度まで
- ※利用会員になった条件によって、依頼できないものがあります。

利用料・謝礼

	一般	大掃除・草取り
平日9:00～17:00	910円	協力会員1人あたり 1,000円
平日上記以外の時間と土日祝日など	980円	協力会員1人あたり 1,100円

※大掃除・草取りは、2人一組で行います。

問い合わせ先

文京区社会福祉協議会ささえあいサポート係

TEL 03-5800-2941 FAX 03-5800-2966

(19) シルバーお助け隊事業

身知精難

文京区シルバー人材センター会員が、障害者や高齢者の日常生活におけるちょっとした困りごとをサポートします（おおむね30分以内で終了する一つの継続性のない作業）。

対 象

区内在住の障害者のみの世帯又は70歳以上の高齢者のみの世帯

費 用

1回300円（1回30分以内、年間4回まで利用可）

※買い物の購入費用等は利用者の実費負担となります。

申 込 方 法

文京区シルバー人材センターへ、直接電話でお申込みください。

受 付 時 間

【月～金曜日】 午前9時～午後5時

問い合わせ先

公益社団法人 文京区シルバー人材センター

TEL 03-3814-9248 FAX 03-3811-9100

(20) ごみの訪問収集**身知難**

清掃事務所職員が、ご家庭のごみ(可燃・不燃)を玄関先またはドアの前から収集します。

対 象 次の①～⑤に該当する方のみで構成される世帯で自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯

- ① 満65歳以上のみの世帯
- ② 障害者のみの世帯
- ③ 日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯
- ④ 母子健康手帳の交付を受けてから産後3か月程度までの妊産婦のみの世帯
- ⑤ その他区長が特に必要であると認めた世帯

申 請 手 続 下記 **問い合わせ先** へ電話でご相談ください。

問い合わせ先 文京清掃事務所

TEL 03-3813-6661 FAX 03-3816-3981

(21) 商店街宅配事業補助

下記団体で、買い物した商品を届ける宅配サービス及び買い物代行サービスを実施しています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

	「地蔵の横丁便」(地蔵通り商店街振興組合)
実施日	月・火・木・金・土曜日(水・日・祝日は取扱なし)
時間帯	午後1時～午後6時
お届けエリア	商店街を中心に半径約1.2kmのエリア
お届け対象商品	地蔵通り商店街でお買上いただいた商品 (ただし、お届けができない商品も一部ございます。)
利用方法	お買上の店舗にご依頼ください。
お届け料金	200円(1回当たり)
料金の支払	宅配担当者、もしくはお買い上げ店にて現金でお支払いください。

今後、変更となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先 地蔵の横丁便(地蔵通り商店街振興組合)

TEL 080-5403-9602(担当:下平)

8

災害・緊急時

(1) 救急代理通報システム

身難

家庭で急病やケガなどの突発的な事故にあった場合、若しくは、家庭内で火災が発生し、住宅用火災警報器が作動した場合に、専用通報機器を用いて、区が契約している民間の警備会社を通じて東京消防庁へ救急要請をすると同時に、駆けつけ員を派遣することで、速やかな救助を行います。

対 象 18歳以上64歳以下のひとり暮らし等で、次の①～③全てに該当する方

- ① 身体障害者手帳1・2級（聴覚障害者は3級以上）をお持ちの方又は特殊疾病（スモン・プリオン病・先天性血液凝固因子欠乏症等、人工透析を必要とする腎不全）の方、聴覚障害者（3級以上）のみの世帯の方
- ② 家屋の所有者又は管理者の承諾が得られる方
- ③ 自宅の鍵をご用意できる方（民間の警備会社に預けます。）

※65歳以上でも、聴覚障害2～3級の方は、障害福祉課へ申請できます。

※その他の65歳以上の方は、高齢福祉課にご相談ください。

申 請 手 続 身体障害者手帳又は特殊疾病の医療券をお持ちになり、下記に申請してください。申請後、民間会社が訪問調査に伺い、後日、機器を設置します。
※区外から転入した方は、前住地の区市町村で発行する障害者本人とその配偶者の住民税課税（非課税）証明書が必要です。

費 用 月330円（住民税非課税世帯の方は免除）

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 03-5803-1212 FAX 03-5803-1352

(2) 警視庁【110番アプリシステム・FAX110番】

身

【110番アプリシステム】

「110番アプリシステム」は、聴覚に障害のある方など、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステムです。

詳しくは、警視庁ホームページをご覧ください。



警視庁HP

【FAX110番】

警視庁では、聴覚や言語に障害のある方が事件や事故にあったときに、ファクシミリに

よるFAX110番の受理を行っています。住所、事件の内容を記入の上、送信してください。
※FAX110番は、聴覚や言語に障害のある方の専用です。

F A X 番 号 03-3597-0110

(3) 東京消防庁【緊急ネット通報・119番ファックス通報】

【緊急ネット通報】

東京消防庁では、音声（肉声）による119番通報が困難な方のために、携帯電話等のウェブ機能を利用した緊急通報（火災や救急などの通報）を受信できるシステムを導入しています。利用には、事前登録（無料）が必要です。



東京消防庁HP

詳しくは、東京消防庁ホームページをご覧ください。

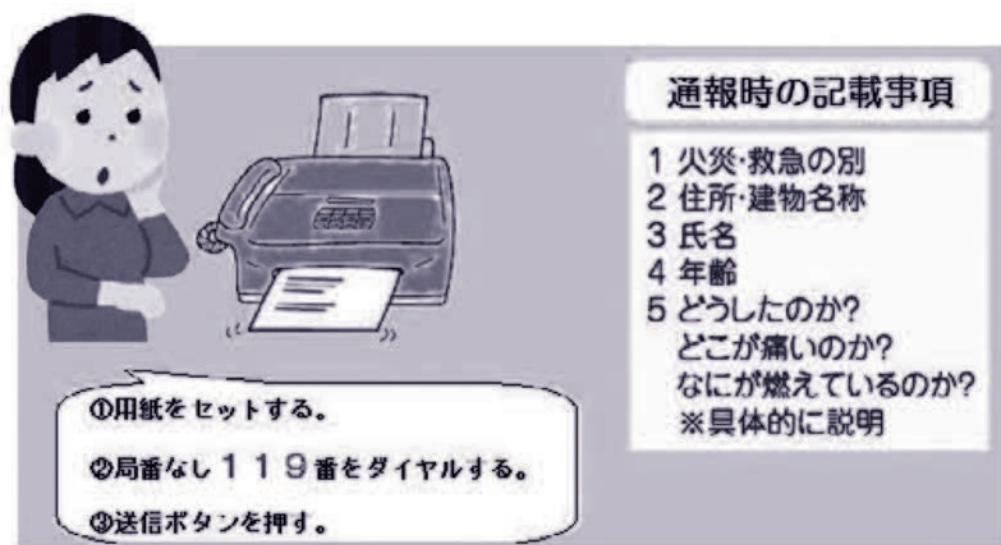
対 象 東京消防庁管内（東京都のうち、稲城市及び島しょ地区を除く地域）に在住又は、在勤・在学している聴覚又は言語・音声等に機能障害がある方

【119番ファックス通報】

ファックスから「119」をダイヤルし、送信することで緊急通報を行うものです。事前登録等の必要はなく、電話での通報が困難な場合などに利用できます。

対 象 どなたでも利用できます。

通報時の記載事項



※救急要請等の場合は、東京消防庁から折り返し確認のファックスをします。

ただし、火災通報の場合は、原則として折り返しの連絡はしません。

問い合わせ先 東京消防庁防災部防災安全課防災福祉係

TEL 03-3212-2111 内線4245または4247

FAX 03-3213-1478

※災害から身を守るための方法についてのご相談、消防に関する問い合わせについては、お住まいの地域にある消防署にお問い合わせください。

問い合わせ先

	電話番号	ファックス番号
小石川消防署	03-3812-0119	03-3812-9110
本郷消防署	03-3815-0119	03-3813-4617

(4) 避難行動要支援者名簿

身知精難児

災害時又は災害が発生するおそれがある場合、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方をあらかじめ登録しておく名簿です。災害対策基本法に基づき作成しています。

名簿について

名簿の種類	登録対象	管理・運用	
関係機関 共有方式名簿	・ 区が指定する避難行動要支援者の方すべて ・ 上記以外で名簿登録を希望される方	平常時	区、高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センター
		災害時	上記のほか、避難支援者等関係者（区民防災組織（町会・自治会）、民生委員・児童委員、消防署、警察署、文京区社会福祉協議会、福祉サービス事業者）
同意方式名簿	関係機関共有方式名簿のうち、平常時から避難支援者等関係者に情報提供することに同意した方のみ	平常時 災害時	区、高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センター、避難支援者等関係者（区民防災組織（町会・自治会）、民生委員・児童委員、消防署、警察署、文京区社会福祉協議会、福祉サービス事業者）

登録対象

【区が指定する避難行動要支援者】

以下の条件に当てはまる方は、自動的に関係機関共有方式名簿に登録されます。同意方式名簿への登録を希望される方は、別途「同意書」の提出が必要です。

- ① 要介護3～5の認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳の以下の等級の方
・ 上肢1～2級 ・ 下肢1～2級 ・ 体幹1～3級 ・ 視覚1～2級 ・ 聴覚2級
- ③ 愛の手帳の1～3度の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の1級の方
- ⑤ 難病医療費を受給しており、日常生活全介助の方

【上記以外で名簿登録を希望される方】

以下のいずれかに該当し、登録を希望される方は、区への同意書の提出が必要です。用紙を希望される方は、以下問い合わせ先にお問い合わせください。区ホームページよりダウンロード又は電子申請も可能です。

※登録と同時に平常時から区民防災組織等へ情報提供することが条件になります。

- ① 65歳以上の単身世帯又は65歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 要介護又は要支援の認定を受けている方
- ③ 身体障害者手帳をお持ちの方
- ④ 愛の手帳をお持ちの方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ⑥ 難病医療費受給者



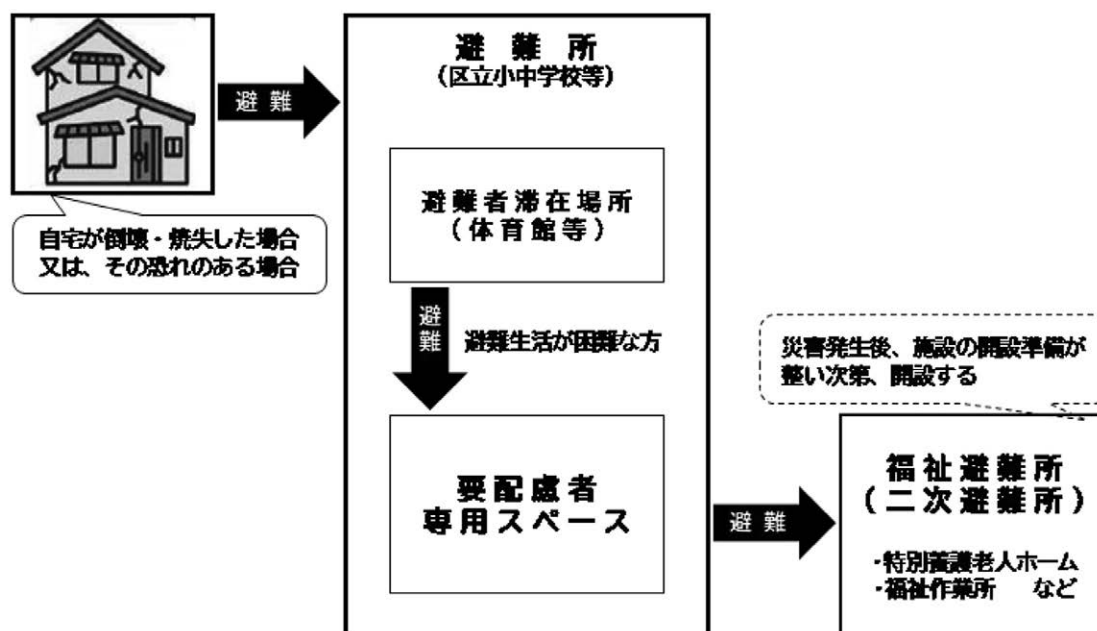
区HP

問い合わせ先 防災危機管理課（シビックセンター15階北側）

TEL 03-5803-1746 FAX 03-5803-1344

（５）福祉避難所の設置

福祉避難所とは、震災等の大規模な災害による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた方又は現に被害のおそれのある方のうち、区立小中学校等に設置される避難所での生活に支障が生ずるなど、特別な配慮を必要とする方（高齢者や障害者等）を対象に開設する避難所です。



福祉避難所は、二次的な避難所であることから、避難者はまず区立小中学校等に設置される避難所へ避難することが原則になります。福祉避難所は、平常時には入所又は通所施設等として運営しているため、災害発生時には、入所者・利用者の安全確保、施設の被災状況や職員の配置等の確認を行った上で、施設の開設準備が整い次第、開設することを想定しています。

対 象 者 介護を要する高齢者や障害がある方等で、避難所に避難している方等のうち、避難所における避難生活が困難と区が決定した方及びその家族等の介助者（1名程度）

※本人の障害等の状況や心身の健康状態等から総合的に判断して、必要性和が高い方（重度の方など）から優先的に対象となります。

開 設 場 所 福祉作業所（大塚、小石川）、障害者支援施設リアン文京
本郷福祉センター若駒の里、ふる里学舎本郷
東京都立文京盲学校
特別養護老人ホーム（7か所）、ショートステイ（1か所）
高齢者在宅サービスセンター（4か所）、介護老人保健施設（2か所）
認知症高齢者グループホーム（2か所）、有料老人ホーム（3か所）

問い合わせ先

担 当 課	電話番号	ファックス番号
福祉政策課（シビックセンター11階北側）	03-5803-1201	03-5803-1357
防災危機管理課 （シビックセンター15階北側）	03-5803-1746	03-5803-1344

（6）「文の京」安心・防災メール／防災アプリ

【「文の京」安心・防災メール】

区民等の安全に係る情報や地震・大雨等の災害気象情報など、防犯や防災対応に役立つ、安全・安心に関する情報を配信しています。下表①～⑦は受信を選択できます。

配 信 情 報

配信情報	内 容 等
①防犯等安心情報	子ども、その他区民等の安全にかかる情報
②全国の震度速報	震度5強以上が観測された場合
③文京区の震度情報	震度1～7から選択
④文京区の気象警報・注意報 （注意報の種類は選択可能）	気象警報…大雨・洪水・暴風雪・暴風・大雪・高潮 注意報…大雨・洪水・強風・風雪・大雪・着雪・着氷・ 低温・霜・雷・濃霧・乾燥・高潮
⑤神田川の水位情報 （観測地点は選択可能）	観測地点の華水橋、隆慶橋が警戒水位及び危険水位に達したとき、及びその後、それぞれの水位を下回ったとき
⑥文京区内の雨量情報 （観測地点は選択可能）	区内の雨量観測地点（6か所）が30mm/hに達したとき
⑦熱中症警戒アラート	東京都内の暑さ指数予測地点のいずれかで「暑さ指数（WBGT）33℃以上」と予想されるとき

⑧災害情報	災害時の避難指示等の緊急情報
⑨その他情報	総合防災訓練等、緊急情報以外のお知らせ
⑩週間天気予報	文京区の週間天気予報を毎週金曜日夕方に配信

※上記①～⑦は受信を選択できます。

登録方法等 パソコンやスマートフォンから、申込フォームの案内に基づき自由に登録・変更・解除することができます。

利用料金 無料 ※送受信にかかる通信料は利用者の負担です。



申込フォーム

問い合わせ先

担当課	電話番号	ファックス番号
防災危機管理課 (シビックセンター15階北側)	03-5803-1280 (防犯に関すること) 03-5803-1744 (防災に関すること)	03-5803-1344

【防災アプリ】

スマートフォンやタブレット端末で災害情報等を確認できるアプリです。

- 主な機能**
- ① プッシュ通知機能で区からの重要なお知らせをいち早く受け取ることができます。
 - ② 避難所や帰宅困難者一時滞在施設の位置、それぞれの開設・混雑状況等を一覧及び地図上で確認することができます。
 - ③ 災害時に被害を発見した場合は、写真を投稿することで区に報告ができます。

※ダウンロードは区ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 防災危機管理課 (シビックセンター15階北側)

TEL 03-5803-1179 FAX 03-5803-1344



区HP

(7) 家具転倒防止器具の設置

災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止するため、家具の転倒防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、在宅避難と自宅における減災対策を推進・啓発します。

※自身で購入・設置された器具については、助成の対象となりません。

対 象 者 区内在住、住宅1戸につき1回限り（これまでに家具転倒防止の助成を受けた方は対象外）

助 成 額 上限25,000円

申 請 手 続 区が指定した協力事業者へ直接申請書を郵便又はFAXで送付してください。

事前に協力事業者へ相談していただければ、区ホームページからオンライン申請も可能です。



区HP

申請書配付場所 防災危機管理課（シビックセンター15階北側）、地域活動センターなどの窓口

問い合わせ先 防災危機管理課（シビックセンター15階北側）
TEL 03-5803-1745 FAX 03-5803-1344

(8) ヘルプカード

ヘルプカードは、障害のある方などが困ったときに、必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカードです。緊急時の連絡先や、配慮してほしいことなどが記載できるようになっており、支援を必要とする方が身につけておくことで、いざというときに必要な支援を受けるのに役立ちます。

問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係
TEL 03-5803-1211 FAX 03-5803-1352

この「てびき」の巻末に、「ヘルプカード」を載せています。

ご自身で点線にそって切りとり、折りたたんで、これまでの様にお持ちください。

※以下の場所では、ヘルプカードを配布しています。

障害福祉課、予防対策課、保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所
文京区障害者基幹相談支援センター、文京区内地域活動センター（9か所）等



(9) ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方又は妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々があります。そうした方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成されたマークです。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

援助や配慮を必要としている方々が身に着けやすいストラップ型のヘルプマークを都営地下鉄各駅等（一部の駅を除く）で配布しています。

配布場所

都内	都営地下鉄各駅（押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅、新宿線新宿駅を除く）
	都営バス各営業所
	荒川電車営業所（都電荒川線「荒川車庫前」駅）
	日暮里舎人ライナー（日暮里駅、西日暮里駅）駅務室
	ゆりかもめ（新橋駅、豊洲駅、有明駅）駅務室
	多摩モノレール（多摩センター駅、中央大学・明星大学駅、高幡不動駅、立川南駅、立川北駅、玉川上水駅）駅務室（一部時間帯を除く）
	東京都心身障害者福祉センター（多摩支所を含む）
	都立病院
区内	障害福祉課、予防対策課等、保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所、文京区障害者基幹相談支援センター(文京総合福祉センター1階)

問い合わせ先

東京都福祉局障害者施策推進部企画課（都内）

TEL 03-5320-4147 FAX 03-5388-1413

障害福祉課障害福祉係（区内）

TEL 03-5803-1211 FAX 03-5803-1352

9

情報支援

(1) 手話通訳者の派遣・要約筆記者の派遣



日常生活上で必要な場合、聴覚、音声・言語機能障害の方に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

- 対 象** ① 身体障害者手帳をお持ちの聴覚、音声・言語機能障害者
② 聴覚障害者団体

費 用 無料

利 用 方 法 事前の登録が必要
※営業活動、宗教及び政治活動等の事由の場合は派遣できません。

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 03-5803-1212 FAX 03-5803-1352

(2) 手話通訳者の設置



以下の場所に手話通訳ができる職員を配置しています。お気軽にご相談ください。

施設名	窓 口	電話番号	ファックス番号
文京区役所	障害福祉課 (シビックセンター9階北側)	03-5803-1212	03-5803-1352
障害者基幹相談 支援センター	小日向2-16-15 文京総合福祉センター1階	03-5940-2903	03-5940-2904

※日時によっては、対応できない場合もあります。

問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係

TEL 03-5803-1211 FAX 03-5803-1352

(3) 遠隔手話通訳サービス



日常生活上、手話通訳を必要とする聴覚、音声・言語機能障害の方が区の施設に訪れた際に、意思疎通を円滑にするため、タブレット端末やQRコードを利用した遠隔手話通訳サービスが利用できます。

利 用 方 法 ご自身のスマートフォン等で各課窓口に用意されたQRコードを読み込むことで、遠隔手話通訳サービスを利用できます。

※接続に係る通信料については、利用者の負担です。

※施設により、タブレット端末を配架している施設もあります。

※タブレット端末及びQRコードの配架場所については、区のホームページをご覧ください。

利 用 時 間 各施設の開庁時間 ※午前8時以前及び午後9時以降は除く

(4) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業**身**

失語症者の自立した生活又は社会参加の支援を目的とする活動に対し、意思疎通支援者を派遣します。

対 象

- ① 区内在住の失語症者が参加する団体が実施する活動
- ② 区内で実施する活動

費 用

無料

利 用 方 法

事前の登録が必要

※営業活動、宗教及び政治活動等の事由の場合は派遣できません。

問い合わせ先

障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 03-5803-1212 FAX 03-5803-1352

(5) 点字図書の給付**身児**

身体障害者手帳をお持ちの学齢児以上の視覚障害のある方に、点字図書の給付を行います。給付に当たっては、事前の相談が必要です。

利用者負担

給付を受ける点字図書の一般図書購入価格相当額

※点字図書の価格と一般図書購入価格の差額を、区が負担します。

問い合わせ先

障害福祉課身体障害者支援係

TEL 03-5803-1219 FAX 03-5803-1352

(6) 点字・声の広報**身****【文京区】**

区報「ぶんきょう」を点字広報・声の広報（デイジー版）として毎号発行し、送付を希望する区内在住の視覚障害のある方に無料で配付しています。また、「文の京わたしの便利帳」（デイジー版）を作成し、配付しています。

その他、多言語版アプリ「Catalog Pocket（カタログポケット）」では、日本語・英語・中国語等による自動音声読み上げ機能や文字の拡大表示機能を利用し、区報「ぶんきょう」をご覧いただけます。

問い合わせ先

広報戦略課（シビックセンター14階南側）

TEL 03-5803-1128 FAX 03-5803-1331

【区議会】

「区議会だより」を点字版及び声の区議会だより（デイジー版）として毎号発行し、送付を希望する区内在住の視覚障害のある方に無料で配付しています。

問い合わせ先

区議会事務局（シビックセンター23階南側）

TEL 03-5803-1314 FAX 03-5803-1370

【東京都】

毎月1回発行する「広報東京都」を点字版・テープ版・デージー版に編集して、送付を希望する都内在住の視覚障害のある方に無料で郵送しています。また、都公式ウェブサイト「WEB広報東京都」でも音声聞くことができます。

〈WEB広報東京都〉 <https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/>

問い合わせ先 東京都政策企画局戦略広報部戦略広報課
TEL 03-5388-3093 FAX 03-5388-1329

【都議会】

「都議会だより」の点字版・テープ版・デージー版を年4回発行し、送付を希望する都内在住の視覚障害のある方に無料で郵送しています。また、都議会ホームページの「都議会だより」のページでも音声聞くことができます。

〈都議会ホームページ〉 <https://www.gikai.metro.tokyo.lg.jp/>

問い合わせ先 東京都議会局管理部広報課
TEL 03-5320-7129 FAX 03-5388-1779

【公益財団法人文京アカデミー】

情報紙「スクエア」のデージー版を毎月発行し、送付を希望する視覚障害の方に無料で郵送しています。

問い合わせ先 公益財団法人文京アカデミー
TEL 03-5803-1102 FAX 03-5800-2230

（7）手話通訳・要約筆記による本会議・委員会の傍聴

本会議・委員会において、手話通訳及び要約筆記による傍聴ができます。ご利用には、事前の申込みが必要です。また、傍聴席には発言した内容が表示されるリアルタイム字幕モニターと、磁器ループ（補聴器誘導システム）を設置しています。

問い合わせ先 区議会事務局（シビックセンター23階南側）
TEL 03-5803-1314 FAX 03-5803-1370

（8）手話通訳によるケーブルテレビ（CATV）番組の視聴

都市型CATV・東京ケーブルネットワークの文京区民チャンネルで放送する区広報番組で、手話通訳を付けた番組を毎週放送しています。

問い合わせ先 広報戦略課（シビックセンター14階南側）
TEL 03-5803-1130 FAX 03-5803-1331

（9）無料公衆無線LAN（フリーWi-Fiサービス）

文京区観光情報や行政情報を発信するとともに、災害発生時の情報提供や区民サービス向上のため、区が提供する無料Wi-Fiサービスです。

災害発生等の非常時には、交通機関の運行情報や家族等の安否確認情報を取得するための情報通信インフラとして、利用登録や接続時間の制限なく利用できます。

区立の文化・観光施設等や区内のお店、コミュニティバス等で、右記の「ステッカー」が貼ってある場所でつながります。



※各無料Wi-Fi(「Bunkyo_Free_Wi-Fi」、「Bunkyo_Free_Wi-Fi00」、

「Bunkyo_Free_Wi-Fi01」)はそれぞれ別の通信事業者が提供するサービスです。

問い合わせ先 情報政策課 (シビックセンター14階南側)

TEL 03-5803-1134 FAX 03-5803-1331

発声や聴覚に障害のある方、外国人の方等との意思疎通の円滑化のため、音声文字化・多言語翻訳機能を有する透明ディスプレイを障害福祉課と幼児保育課に設置しました。

- 大きなディスプレイに会話が映し出されるため、相手の表情を見て会話ができます。
- 発声が難しい方も、キーボード入力でコミュニケーションが可能です。
- 相手の言葉をその場で翻訳し、お互いの発話が吹き出しで表示されるため、会話の流れが見やすくなります。



(10) 音声誘導装置の設置



視覚障害者の方に、建物の出入口等を音声で案内する、音声誘導装置を設置しています。

対 象 視覚障害者で日常生活用具「歩行時間延長信号機用小型送信機」の給付を受けている方

設置場所

施設名	設置場所
文京シビックセンター	1階 出入口 (礪川公園側・春日通り側) 地下2階 出入口 (後楽園駅側・春日駅側) 3階 障害者会館出入口
真砂中央図書館 (文京区本郷4-8-15)	1階 出入口
文京総合福祉センター (文京区小日向2-16-15)	1階 正面出入口 3階 服部坂方面出入口 4階 エレベーターホール
区民センター (文京区本郷4-15-14)	1階 出入口

問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係

TEL 03-5803-1211 FAX 03-5803-1352

(11) 磁気ループの設置



難聴の聴覚障害者の方や誘導コイル付き補聴器を利用されている方が、区役所窓口やホールでの講演会等の音声を、クリアに聴き取るための磁気ループ（補聴器誘導システム）を設置しています。

対 象 難聴の聴覚障害者、誘導コイル付き補聴器を利用されている方

設 置 場 所

施 設 名	設置場所	問い合わせ先
障害福祉課 シビックセンター9階北側	窓口カウンター用	障害福祉課障害福祉係
文京区議会本会議場・ 第一、第二委員会室 シビックセンター24階北側・南側	傍聴席	区議会事務局 ※専用受信機の貸出しを行っています。
高齢福祉課 シビックセンター9階南側	窓口カウンター用	高齢福祉課
公益財団法人文京アカデミー シビックセンター2階	窓口カウンター用	公益財団法人文京アカデミー TEL 03-5803-1100 FAX 03-5800-2230
文京シビックホール大ホール	1階客席	
文京福祉センター江戸川橋 文京総合福祉センター4階	視聴覚室、料理教室	文京福祉センター江戸川橋 文京区小日向2-16-15 TEL 03-5940-2901

(12) 区立図書館の利用支援



障害のある方が気軽に図書館を利用していただけるよう、様々なサービスを提供しています。サービスを受けるには、利用登録が必要です。詳細はホームページをご覧ください。

※全館において無料Wi-Fiサービス（Bunkyo_Free_Wi-Fi00）が利用できます。



図書館HP

内 容 ① 図書館資料の貸出等

一般資料のほか、大活字本、点訳図書、音訳図書、音訳雑誌、電子書籍の貸出し、オーディオブック（耳で読む本）サービスを提供しています。

※オーディオブックは貸出点数、返却期限等の利用制限なし

② 図書館資料の宅配

図書館に来館することが困難で、家族等の代理人がいない区民の方に、本や視聴覚資料等をご自宅にお届けします。最寄りの図書館にご相談ください。

③ 郵送サービス

視覚に障害のある方のための無料郵便を使ったサービスです。視覚に障害があり、活字を読むことが困難で、来館が難しい方には、点訳図書、音訳図書、音訳雑誌を郵送で貸出します。最寄りの図書館にご相談ください。

④ 対面朗読

視覚等に障害があり、活字を読むことが困難な方に、朗読者が対面で資料をお読みします。真砂中央図書館と目白台図書館に対面朗読室があります。他の図書館（大塚公園みどりの図書室は除く）でご希望の方は、最寄りの図書館にご相談ください。

⑤ バリアフリー映画会

聴覚・視覚に障害がある方向けに字幕・音声ガイドがついた映画会を行っている図書館があります。

問い合わせ先

図書館名	住 所	電話番号	ファックス番号
真砂中央図書館	本郷 4-8-15	03-3815-6801	03-5689-4500
本郷図書館	千駄木 3-2-6 汐見地域センター内	03-3828-2070	03-3828-8079
小石川図書館	小石川 5-9-20	03-3814-6745	03-5689-4501
本駒込図書館	本駒込 4-35-15	03-3828-4117	03-3828-8294
水道端図書館	水道 2-16-14	03-3945-1621	03-3945-6198
目白台図書館	関口 3-17-9	03-3943-5641	03-3943-3271
千石図書館	千石 1-25-3	03-3946-7748	03-3946-0831
湯島図書館	本郷 3-10-18 湯島総合センター 4 階	03-3814-9242	03-5689-4502
根津図書室	根津 2-20-7 不忍通りふれあい館 2 階	03-3824-2608	03-3824-6054
大塚公園 みどりの図書室	大塚 4-49-2 大塚公園内	03-3945-0734	03-3945-9322

(13) 点字図書館



次の図書館では、点字図書・録音図書の製作・貸出のほか、視覚障害者の生活用具の開発と普及、点訳奉仕員指導者・音訳奉仕員指導者等の養成等を行っています。

日本点字図書館では、一般図書や専門書の対面朗読サービスを行っています。休館日を除く3日前までにご予約ください。

また、利用方法は、各館によって異なりますので、直接お問い合わせください。

問い合わせ先

施設名	住 所	電話番号 ファックス番号
日本点字図書館	〒169-8586 新宿区高田馬場1-23-4	03-3209-0241 03-3204-5641
東京ヘレン・ケラー協会点字図書館	〒169-0072 新宿区大久保3-14-20	03-3200-0987 03-3200-0982
日本視覚障害者団体連合点字図書館	〒169-8664 新宿区西早稲田2-18-2	03-3200-6160 03-3200-7755

(14) 電話リレーサービス



電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難のある人と、きこえる人との会話を、通訳オペレータが「手話または文字」と「音声」を通訳することにより、24時間365日、電話で即時双方向につなぐサービスです。

警察や消防への緊急通報、仕事のやりとり、病院への連絡、家族や友人との会話など、様々な場面で利用できます。

対 象 聴覚障害、音声・言語機能障害ある方（身体障害者手帳の有無は問いません）
※利用者個人の登録だけではなく、利用者が所属する法人でも、法人としての登録が可能です。

利用登録・利用方法・サービス内容についてのお問い合わせ

一般財団法人日本財団電話リレーサービス（総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関）

TEL 03-6275-0912 FAX 03-6275-0913

メール info@nftrs.or.jp

ホームページ <https://www.nftrs.or.jp>

※お問い合わせフォームからの送信、手話・文字チャットによる
問い合わせも可能です。



HP

(15) ヨメテル（文字表示電話サービス）

身

ヨメテルは、電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人へのサービスとして、自身の声で通話相手に伝え、通話相手の声を文字にする電話アプリです。24時間・365日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能です。

対 象 電話で相手先の声が聞こえにくいことがある方

※利用者個人の登録だけではなく、利用者が所属する法人でも、法人としての登録が可能です。

問い合わせ先 一般財団法人日本財団電話リレーサービス（総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関）ヨメテル・カスタマーセンター

TEL 0120-328-123

ホームページ <https://www.yometel.jp/>

※お問い合わせフォームからの送信、文字チャット等による問い合わせも可能です。



HP

(16) カラーユニバーサルデザインを含む情報提供ガイドライン

区が提供する資料や印刷物について、誰にでもわかりやすく情報提供を行うために、どのような配慮をすればよいかをガイドラインとしてまとめたものです。

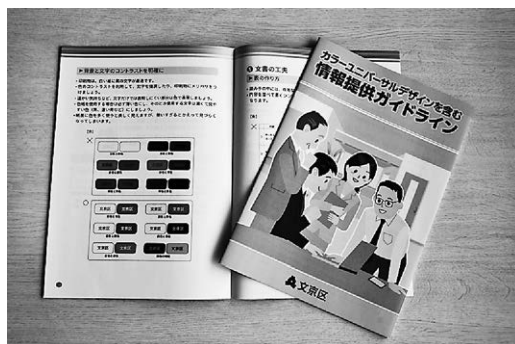
障害の有無にかかわらず、わかりやすい情報提供ができるように努めています。

ガイドラインの内容

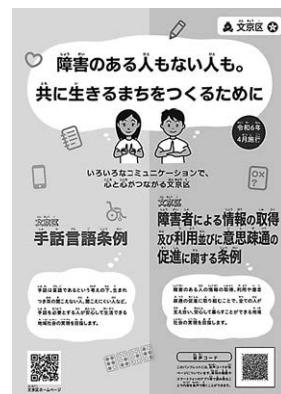
- ・ 情報提供の際に必要な配慮
- ・ 印刷物作成のポイント
- ・ カラーユニバーサルデザインについて

問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係

TEL 03-5803-1211 FAX 03-5803-1352



令和6年4月に「文京区手話言語条例」及び「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」を制定しました。
周知啓発パンフレットを作成し、障害福祉課で配布しているほか、区ホームページでも公開しています。



10

タクシー・自動車・駐車場・駐輪場

(1) 福祉タクシー・自動車燃料費助成

身知難児

外出困難な方の積極的な社会参加に寄与するため、福祉タクシー券を交付又は自動車燃料費の一部を助成します。

この事業は、福祉タクシー事業又は自動車燃料費助成事業との選択制となります。

	福祉タクシー	自動車燃料費助成
対象	① 愛の手帳1・2度 ② 視覚障害1・2級 ③ 下肢・体幹機能障害1～3級 ④ 内部障害1・2級 ⑤ 移動機能障害1・2級 ⑥ 平衡機能障害3級 ⑦ 脳性麻痺 ⑧ 進行性筋萎縮症 ⑨ 精神障害者保健福祉手帳1級 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する⑩スモン、 ⑪プリオン病、⑫先天性血液凝固因子欠乏症等、⑬人工透析を必要とする腎不全	
申請書類	① 身体障害者手帳又は愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳 (対象⑩～⑬の方は都規則により交付を受けた医療券等) ② 申請者のマイナンバーカード又は通知カード ※申請者が20歳未満の場合は、次のどちらか ・扶養義務者のマイナンバーカード ・扶養義務者の通知カードと身分証明書	③ 運転する方の自動車運転免許証 ④ 自動車検査証又は軽自動車届出済証 (令和5年1月4日以降に交付された電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」を併せてお持ちください。) ⑤ 預金通帳又はキャッシュカード (本人名義)
所得制限	本人(申請年度の4月1日において20歳未満の方は、扶養義務者)の所得制限あり(→204ページ) ※申請日により対象となる所得の年度が異なりますので、お問い合わせください。	
対象となる車両	① 障害者本人の所有する自動車 (二輪のものを除く) ② 文京区内に住所を有し、障害者本人と生計を一にする家族の所有する自動車(二輪のものを除く) ※障害者本人の日常生活の用に供しているもの	

対象となる 運転者		① 障害者本人 ② 文京区内に住所を有する家族で、障害者本人と生計を一にしている方
支給方法	【福祉タクシー券】 月額4,100円分	【費用助成】 1 か月4,100円 所定の請求書に領収書を添えて後日請求します。

問い合わせ先

対 象	担 当	電話番号	ファックス番号
身体障害者手帳・愛の手帳・医療券をお持ちの方	障害福祉課 障害者在宅サービス係	03-5803-1212	03-5803-1352
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	予防対策課 精神保健担当	03-5803-1230	03-5803-1355

(2) リフト付福祉タクシー

身知難児

外出の際に車椅子・ストレッチャーを使用している方のために、リフト付タクシーを運行しています。中型タクシー程度のメーター料金と介助料金（利用の場合のみ）で利用いただけます。予約料金と迎車料金は区が負担します。

対 象 以下①又は②に該当し、区内在住で、外出の際車椅子・ストレッチャーを使用している方

- ① 身体障害者手帳又は愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ② スモン、プリオン病、先天性血液凝固因子欠乏症等、人工透析を必要とする腎不全に罹患し、医療券等をお持ちの方

- 利 用 方 法**
- ① 直接契約会社に電話で予約
※契約会社は毎年異なりますのでお問い合わせください。
※契約会社は年度で切り替わりますので、年度末のご予約はご注意ください。
※予約は1カ月前から前日まで（土曜、日曜、祝日以外の午前9時～午後5時）
 - ② 乗車の際には、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳もしくは対象②の方は都規則により交付を受けた医療券等を提示。
 - ③ 身体障害者手帳又は愛の手帳を提示することで、メーター料金が1割引になります。また、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も、手帳に貼付された写真を提示することにより、都内では一部のタクシーを除き運賃が1割引になります。乗車時に乗務員にお尋ねください。（120ページ「(10) タクシー運賃の割引」）
 - ④ 乗車または降車区域は、東京23区及び三鷹市・武蔵野市に限ります。

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 03-5803-1212 FAX 03-5803-1352

(3) 福祉車両の貸出

身

車椅子利用者等の歩行困難な身体障害者や高齢者等の外出時、福祉車両を貸出します。

対 象	区内在住の車いす利用の方や、ケガや障害等により歩行困難な方
内 容	つつじ号（車椅子リフト式普通車） 定員10名（車椅子2台分含む） さつき号（車椅子スロープ式普通車） 定員4名（車椅子1台分含む）
使 用 料	無料 ※燃料費は実費負担です。
運 転 手	申込みをする方が確保してください。
予 約	利用日の3か月前の初日から受付
問い合わせ先	文京区社会福祉協議会総務係

TEL 03-3812-3040 FAX 03-5800-2966

(4) 心身障害者自動車運転免許取得経費補助

身知

障害者の方が、自動車運転免許証を取得又は免許にかかる排気量の限定解除をするときに、費用の一部を補助します。補助に当たっては、あらかじめ申請が必要です。

対 象	身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの18歳以上の方で、次のいずれにも該当する方 ① 身体障害者手帳1～3級の方又は愛の手帳をお持ちの方 （内部障害の方は4級、下肢・体幹障害の方は4・5級で歩行困難な方も対象） ② 他の制度により免許の取得に要する経費の助成を受けていない方 ③ 前年の所得税額が40万円以下の方 ④ 適性試験に合格した方 ⑤ 補助の申請日の3か月前から引き続き区内に住んでいる方
補 助 額	【第一種普通自動車運転免許取得】 入所料、教習料等123,600～164,800円までで費用の2/3まで 【排気量等の限定解除】 20,600円

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 03-5803-1212 FAX 03-5803-1352

(5) 身体障害者自動車改造費助成

身

重度の身体障害者の方が就労等に必要なため自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

対 象	障害者自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置の一部を改造する必要があり、次のいずれにも該当する方 ① 身体障害者手帳をお持ちで、上肢、下肢、体幹にかかる障害が1・2級の方
-----	--

- ② 前年分の所得が、特別障害者手当にかかる所得制限の限度額以内の方
 ③ 区内に住所を有する18歳以上の方

助 成 額 1台について133,900円が上限

問い合わせ先 障害福祉課身体障害者支援係

TEL 03-5803-1219 FAX 03-5803-1352

(6) 駐車禁止の対象除外

身知精児

都内に住所を有し、下記の障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方が、車の前面ガラスの見やすい箇所に駐車禁止等除外標章を提示することで、公安委員会による駐車禁止規制等の対象から原則として除外されます。

なお、駐車方法及び駐車禁止等除外標章の使用方法については、所管の警察署で指導を受けてください。

対 象

手帳の種別	障害の区分		障害の級別
身体障害者手帳	視覚障害		1級から3級までの各級又は4級の1
	聴覚障害		2級又は3級
	平衡機能障害		3級
	肢体不自由	上肢機能障害	1級、2級の1又は2級の2※
		下肢機能障害	1級から4級までの各級
		体幹機能障害	1級から3級までの各級
		運動機能障害	1級又は2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
		移動機能	1級から4級までの各級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害		1級又は3級
戦傷病者手帳	免疫機能障害		1級から3級までの各級
	肝臓機能障害		1級から3級までの各級
	上肢、下肢機能障害、心臓、肝臓機能障害、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害		特別項症から第3項症までの各項症
愛の手帳 (東京都療育手帳)	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害		特別項症から第4項症までの各項症
	1度又は2度		

精神障害者 保健福祉手帳	1 級
小児慢性特定疾病 医療受給者証	小児慢性特定疾病医療支援で色素性乾皮症の認定を受けている方

※肢体不自由の欄の上肢機能障害「1 級、2 級の 1 又は 2 級の 2」に該当する方とは、両上肢に障害のある方です。

申 請 者 身体障害者手帳等の交付を受けている方で、都内に住所を有し、かつ、障害者の区分・級別に該当する方。ただし、申請者が未成年者、知的障害者又は精神障害者の場合は、原則として申請者の親権者、配偶者又は三親等以内の血族もしくは姻族を申請代理人とすることができます。また、その他の申請で身体的理由により申請することが困難であると認められた場合は、上記申請代理人により申請することができます。

申 請 先 都内いずれの警察署（交通課）

申 請 手 続 ① 申請書（別紙含む）※警察署窓口または警視庁のホームページからダウンロードできます。

② 身体障害者手帳等

③ 都内在住および本人であることを確認するに足る書面（免許証、マイナンバーカード等）

※公印のない手書きの書面は対象外

④ 申請代理人が申請する場合は、申請者と続柄が確認できる書面及び申請代理人本人の確認ができる運転免許証等を持参

※詳しくは警視庁のホームページをご確認ください。



警視庁HP

問い合わせ先

問い合わせ先	住 所	電話番号
富坂警察署	文京区小石川 2-14-2	03-3817-0110
大塚警察署	文京区音羽 2-12-26	03-3941-0110
本富士警察署	文京区本郷 7-1-7	03-3818-0110
駒込警察署	文京区本駒込 2-28-18	03-3944-0110
【制度に関すること】 警視庁 駐車対策課（除外許可担当）	03-3581-4321（内線 7870-5186）	

(7) 駐車料金の減額

身知精児

障害のある方が乗車している場合、以下の駐車場の使用料金を減額します。利用に当たっては、あらかじめ申請が必要です。

対 象 身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方が乗車している場合

割 引 額 使用料の5割を減額します。

施設名	利用時間	手続方法
文京シビックセンター 地下1、2階 (普通車124台、障害者用6台)	午前8時15分～午後10時 (休場日：年末年始、 5月第3日曜日)	出庫前に地下1階駐車場管理室へ手帳を提示し、減額申請
目白台運動公園 文京区目白台1-19・20 (普通車17台、障害者用2台)	【5月～8月】 午前7時30分～午後6時30分 【9月～4月】 午前7時30分～午後5時	出庫前にパークセンターへ手帳を提示し、減額申請

問い合わせ先

施設名	担当課	電話番号	ファックス番号
文京シビックセンター	施設管理課管理担当	03-5803-1162	03-5803-1339
目白台運動公園	目白台運動公園パークセンター	03-3941-6153	03-3941-6159

(8) 定期利用制自転車駐車場使用料の減額

身知精児

障害のある方が定期利用制の自転車駐車場（区内26カ所）を利用する場合、使用料金を減額します。1年に1回、翌年度分の一斉募集があります。

対 象 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方

申 請 利用申請をする際に、いずれかの手帳（コピー可）を添付して減免申請書を提出してください。

割 引 額 使用料の5割を減額します。

問い合わせ先 土木部管理課（シビックセンター19階南側）

TEL 03-5803-1244 FAX 03-5803-1359

11

各種料金の割引

(1)

障害者割引が適用される方向けの「障がい者用ICカード (PASMO、Suica)」のサービス

身知

令和5年3月18日から、第1種身体障害者または第1種知的障害者の大人のお客様と障害者本人を介護する任意の1名の方に向けた、新たな「障がい者用ICカード (PASMO、Suica)」のサービスが始まりました。

- ① このサービスは、大人の方のみ対象です。
- ② 「障がい者用ICカード」には、障害者用割引定期券を搭載することができます。
- ③ 障害者本人が、すでに持っている「PASMO」又は「Suica」を「障がい者用ICカード」に変更できます。介護者PASMOについては「記名PASMO」からの変更はできません。
- ④ ApplePayのPASMO及びモバイルPASMO、ApplePayのSuica及びモバイルSuicaを「障がい者用ICカード」として利用することはできません。

カードの購入・券種変更

「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種と書かれている身体障害者手帳又は愛の手帳を発売場所にお持ちください。

障がい者PASMO又はSuica (本人用) と介護者PASMO又はSuica (介護者用) を2枚一組として発売します。

発売・券種変更・更新場所

- ① 都営地下鉄又は日暮里・舎人ライナーの定期券発売所 (ご利用いただけるのは一部の駅のみです。詳しくは東京都交通局のホームページをご覧ください。)
- ② 東京メトロ各駅の駅事務室、東京メトロ定期券売り場 (一部駅を除く。)
- ③ Suicaエリア内の駅のみどりの窓口及び「話せる指定席券売機 (オペレーターによる対応) ※有効期限の更新については、改札窓口でも受付
- ④ その他、私鉄各駅窓口など (一部事業者除く。)



東京都交通局HP

有効期限・更新手続

1年間（購入した日から1年後の同月末日まで。発行時に有効期限を書いた書面を渡します。券面への記載はありません。）

更新は、有効期限内はいつでも申請できます。更新した日から1年後の同月末日まで有効期限が延長されます。

上記①～④に障害者用PASMO又はSuica（本人用及び介護者用）及び身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちください。

利用方法

障害者本人及び介護者が同時かつ同一行程で乗車する場合に、「障がい者用ICカード」の利用で割引運賃が適用されます。ご乗車の際は、自動改札機又はバス料金機にタッチしてください。本人用・介護者用を別々又は単独で利用することはできません。

【すでに都営交通無料乗車券をお持ちの方】

下記（2）の都営交通無料乗車券を、障がい者PASMO（本人用）に搭載することができます。「都営交通無料乗車券」と「身体障害者手帳又は愛の手帳」を都営地下鉄又は日暮里・舎人ライナーの定期券発売所（本八幡を除く）にお持ちください。

運賃の割引適用は以下のとおりになります。

		都営交通無料乗車券を搭載した障がい者用PASMO
		都営地下鉄、都営バス、東京さくらトラム（都電荒川線）及び日暮里舎人ライナーの運賃
介護者同行	本人	無 料
	介護者	半 額
単独利用	本人	無 料

※都営交通無料乗車券の更新（3年に1度）とは別に、障がい者用PASMOを毎年更新する必要があります。

（2）都営交通の無料乗車券

身知精児

障害のある方が都営交通（都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）を利用する際に、無料乗車券を提示すると料金が無料になります。都電及び都バスでは、「無料乗車券」を乗車時に提示、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーでは自動改札機を利用するか、「無料乗車券」を改札口で提示してください。

ただし、70歳以上でシルバーパス（都内の民営バスも乗車可）を受けている方は、併用できませんので、どちらかを選択してください。

【都営交通無料乗車券】

身知児

- 対 象**
- ① 身体障害者手帳をお持ちの方
 - ② 愛の手帳をお持ちの方
 - ③ 戦傷病者手帳（特別項症～第6項症、第1款症～第5款症）をお持ちの方
 - ④ 原爆被爆者（厚生労働大臣の認定患者、医療特別手当受給者、特別手当受給者及び健康管理手当受給者）の方

申 請 手 続 次のものをお持ちになり、下記の窓口に申請してください。磁気式の無料乗車券を発行いたします。

- ① 身体障害者手帳又は愛の手帳
戦傷病者手帳、被爆者健康手帳と認定書又は健康管理手当証書
- ② 無料乗車券（更新の場合）

更 新 受 付 通用期限となる月の1日から申請できます。
※更新のご案内は、個別にはいたしません。

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係
TEL 03-5803-1212 FAX 03-5803-1352

磁気式の無料乗車券（適用期限が切れていないもの）をICカード式（PASMO）に変更することができます。磁気式の都営交通無料乗車券をお持ちになり、以下の窓口で直接申請してください。

ICカード（PASMO）を更新する場合は、①身体障害者手帳又は愛の手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳と認定書又は健康管理手当証書、②無料乗車券をお持ちになり、下記窓口で申請してください。

発行更新窓口 都営地下鉄又は日暮里・舎人ライナーの定期券発売所

【精神障害者都営交通乗車証】

精児

対 象 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
次のものをお持ちになり、下記発行窓口で申請してください。

- 申 請 手 続**
- ① 精神障害者保健福祉手帳
 - ② 乗車証（更新の場合）

更 新 受 付 有効期間満了日の13日前から申請できます。
※更新のご案内は、個別にはいたしません。

- 発 行 窓 口**
- ① 都営地下鉄又は日暮里・舎人ライナーの定期券発売所
（ICカード（PASMO）及び磁気券のみ発行）
 - ② 都電又は都バス定期券発売所（紙券のみ発行）

問い合わせ先 東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課生活支援担当
TEL 03-5320-4464

(3) 都営交通の介護者割引

身知児

都営交通（都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）に乗車する際、各手帳を提示することで、介護者の運賃が5割引になります。無料乗車券（磁気式・ICカード式（PASMO））のみの提示及び使用では、介護者割引の適用はありませんので、ご注意ください。

対 象 身体障害者手帳（都営地下鉄は第2種の方を除く）をお持ちの身体障害者・
児の介護者
愛の手帳をお持ちの知的障害者・児の介護者
※その他、定期券の購入等については、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先 都営交通の営業所又は各地下鉄駅

(4) 民営バス運賃の割引（身体障害者・知的障害者）

身知

障害のある方とその介護人が都内を運行する乗合バス会社の都内路線及び他県へ乗り入れている路線区間を利用する際、運賃が割引になります。

ただし、70歳以上でシルバーパス（都内の民営バスも乗車可）を受けている方は、併用できませんので、どちらかを選択してください。

内容・対象

対 象	割引率	利用方法
第1種身体障害者の方又は愛の手帳をお持ちの方が介護者と同乗する場合	50% (介護者も同率)	「心身障害者民営バス乗車割引証」を乗車時に提示
手帳をお持ちの方が単独で乗車する場合	50%	乗車時に手帳を提示
定期券を購入する場合	30%	「定期券割引購入申込書」を購入時に提出

申請手続 「心身障害者民営バス乗車割引証」、「定期券割引購入申込書」は、身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちになり、下記窓口へ申請してください。

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 03-5803-1212 FAX 03-5803-1352

(5) 民営バス運賃の割引（精神障害者）

精

精神障害者保健福祉手帳（写真付き）をお持ちの方が都内を運行する乗合バス会社の都内路線を利用する際、運賃が半額になります。

この割引は、都内で乗車し、かつ都内で降車（下車）する場合のみ適用されます。

利用方法 運賃支払の際に、写真が貼布された手帳を乗務員に提示してください。パスモ・スイカを利用する場合は、運賃支払の前に乗務員に申し出てください。

問い合わせ先 各バス事業者

(6) 有料道路通行料金の割引

身知児

対 象 障害のある方が有料道路を利用する場合、料金が割引になります。

有料道路の通行割引区分等一覧

区 分	対 象	対象の自動車
自分で 運転する 場合	第1種・第2種 身体障害者	① 乗用自動車(障害者本人又はその他親族等の所有車) ② 貨物自動車 ③ 特種用途自動車 ④ 二輪自動車 ⑤ レンタカー ⑥ 借用自動車
介護者が 運転する 場合	第1種身体障害者 第1種知的障害者	⑦ 介護・福祉タクシー、一般タクシー ⑧ 福祉有償運送車両 ※⑤～⑧は第1種身体障害者、第1種知的障害者のみ ※詳細は各高速道路会社のHPをご確認ください。

※障害者の方お一人につき、自動車を1台事前に登録できます。

※令和5年3月27日から、車を事前登録されない場合でも、要件を満たした自動車であれば割引の対象となりました。(自動車を登録しない場合でも事前に申請が必要です。)

※営業車及び法人名義(割賦購入又は長期リースを除く)の場合は、対象になりません。

※車種によっては、対象にならない場合もあります。

※ETC無線通行で割引を希望する方は、自動車の事前登録及びETC利用申請が必要です。

申 請 手 続

・自動車を事前登録のうえETC利用申請をされる方は、令和5年3月27日より、オンラインでの手続きが可能になりました。詳細は、有料道路オンライン申請受付サイトをご確認ください。

・ETC利用申請をしない方、区役所窓口で申請を希望する方は、次のものをお持ちになり、下記窓口へ申請してください。

- ① 身体障害者手帳又は愛の手帳
- ② 自動車検査証又は軽自動車届出済証

※令和5年1月4日以降に車検を受けた方は、電子車検証となっているため、車検証閲覧アプリで読み取った情報を提示してください。

- ③ 運転免許証(障害者本人が運転する場合)

【ETCを利用する場合、上記に加えて以下の④⑤】

- ④ ETCカード(障害者本人名義のもの)
- ⑤ ETC車載器の管理番号が確認できるもの
- ⑥ 割賦販売又は長期リースの場合は、割賦契約書又はリース契約書

割 引 率

通常料金の50%

問い合わせ先

有料道路ETC割引登録係

TEL 045-477-1233 FAX 045-474-1110

障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 03-5803-1212 FAX 03-5803-1352

(7) JR線旅客運賃の割引

身知

障害のある方や介護者がJR線を利用する際、運賃が割引になります。

割引をご利用の際は、身体障害者手帳又は愛の手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種又は第2種の記載のあるもの）が必要となります。詳しくは、JR各駅にお問い合わせください。

内容・対象

対 象	割引対象乗車券類	割引率	備 考
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。ただし、回数乗車券は、JR線区間単独の発売となります。
第1種障害者とその介護者又は12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については、割引を適用しません。
第1種、第2種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合（私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。）

※JR線と私鉄線等の他の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※障害者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただけます。

※大人の第1種障害者が介護者と片道の営業キロが100キロまでの区間をご乗車いただく場合は、自動券売機で二人分の小児の普通乗車券をお求めいただき、その普通乗車券と障害者手帳を改札係員にご呈示いただくことで、ご利用いただくこともできます。

※障害者手帳の原本をお持ちいただければ、代理の方が障害者割引を適用した乗車券類をお求めいただくこともできます。（代理の方の必要書類はございません。）

問い合わせ先

JR各駅東日本旅客鉄道株式会社 JR東日本お問い合わせセンター

TEL 050-2016-1600

(8) 東京メトロ旅客運賃の割引

身知精

東京メトロ線内と東京メトロ線と他鉄道線との連絡券の一部発売区間で、割引旅客運賃を適用します。乗車券購入時に身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を呈示してください。

内容・対象

対 象	割引対象乗車券類	割引率	備 考
第1種障害者とその介護者	普通券 回数券 定期券	50%	小児定期券の割引はありません。
第2種障害者（小児又は乳幼児）とその介護者	定期券	50%	介護者のみの割引となります。 小児定期券の割引はありません。
第1種、第2種障害者が単独でご利用になる場合	普通券	50%	東京メトロ線と他の鉄道線とを通算して片道100キロを超える区間をご乗車になる場合で、連絡普通券と特急券を同時に使用する場合があります。

問い合わせ先 東京地下鉄株式会社 東京メトロお客様センター

ホームページ <https://www.tokyometro.jp/support>

(9) 私鉄旅客運賃の割引

身知精

障害のある方とその介護者が私鉄を利用する際、運賃が割引になります。対象・内容・利用方法ともにJRに準じます。ただし、ほとんどの私鉄が最低運賃制度を取っているの
で、割引額が最低運賃を下回る場合は、最低運賃を支払います。

問い合わせ先 私鉄各駅

(10) タクシー運賃の割引

身知精児

身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方が乗車時に、手帳に貼付された写真を提示することで、運賃が1割引になります。

また、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も、手帳に貼付された写真を提示することにより、都内では一部のタクシーを除き運賃が1割引になります。乗車時に乗務員にお尋ねください。

問い合わせ先 東京ハイヤー・タクシー協会

TEL 03-3264-8080 FAX 03-3221-7665

(11) 航空運賃の割引**身知精**

障害のある方とその介護者が国内線の航空機を利用する際、運賃が割引になります。航空会社によって、割引率や対象者は異なりますので、個別にお問い合わせください。

問い合わせ先 全日本空輸株式会社 TEL 0570-029-222
 日本航空株式会社 TEL 0570-025-022
 ※他社については、個別にお問い合わせください。

(12) 旅客船運賃の割引**身知精児**

障害のある方とその介護者がフェリー等を利用する際、運賃が割引になります。運航会社によって、割引率や対象者は異なりますので、個別にお問い合わせください。以下は、東京近郊会社の一例です。

運航会社	連絡先	対象・割引率
東京湾フェリー株式会社久里浜支店 (久里浜⇄金谷)	TEL 046-835-8855 FAX 046-836-4213	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその介護者1名が50%割引になります。
東海汽船株式会社お客様センター (伊豆諸島航路)	TEL 03-5472-9999 IP電話 0570-005710	

(13) テレビ受信料の減免 (NHK)**身知精**

身体障害、知的障害又は精神障害のある方がいる世帯で、以下の条件を満たす世帯は、テレビ受信料が減免されます。

対 象

全額免除	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が住民税非課税の世帯
	愛の手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が住民税非課税の世帯
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が住民税非課税の世帯
半額免除	世帯主が視覚障害又は聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方
	世帯主が身体障害者手帳1級又は2級の方
	世帯主が愛の手帳1度又は2度の方
	世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級の方
	世帯主が戦傷病者手帳特別項症～第1款症の方

※半額免除の場合は、いずれも世帯主が放送受信契約者であることが条件です。

申請手続き

手帳及び印鑑をお持ちになり、下記で手続きしてください。

全額免除の場合、区外から転入した方は、前住地の区市町村で発行する世帯構成員全員の住民税非課税証明書が必要です。

対象者	窓 口	電話番号 ファックス番号
身体障害者手帳所持者 愛の手帳所持者	障害福祉課 障害者在宅サービス係	03-5803-1212 03-5803-1352
精神障害者保健福祉手帳所持者	予防対策課 精神保健担当	03-5803-1230 03-5803-1355
戦傷病者手帳所持者	東京都福祉局生活福祉部 企画課援護恩給担当	03-5320-4078 03-5388-1403

問い合わせ先

NHK首都圏局視聴者リレーションセンター東京東オフィス

〒163-6027 東京都新宿区西新宿6-8-1 新宿オークタワー27F

TEL 0570-077-077

(14) 水道・下水道料金の減免

申請により、水道料金は、基本料金と1か月当たり10m³までの従量料金の合計額、下水道料金は、1か月当たり8m³までの料金が免除されます。障害の種別による減免の制度ではありません。

対象世帯

「児童扶養手当」又は「特別児童扶養手当」を受給されている方

問い合わせ先

東京都水道局お客さまセンター

TEL 0570-091-100（ナビダイヤル）又は03-5326-1101

FAX 03-5790-0572

【受付時間】 午前8時30分～午後8時（日曜日・祝日を除く）

(15) 携帯電話使用料等の割引

身知精難児

障害者が携帯電話を利用する際に、基本使用料や各種サービス料金が割引になります。携帯電話サービス会社及びサービス契約の内容により、申込手続方法や割引率が異なりますので、お近くの各携帯電話会社にお問い合わせください。

対 象 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証、特定医療費（指定難病）受給者証いずれかの交付を受けている方

問い合わせ先

各携帯電話会社のホームページ		
株式会社NTTドコモ	ソフトバンクモバイル株式会社	KDDI株式会社 (au)
		
ハートィ割引	ハートフレンド割引	スマイルハート割引

(16) 郵便料金・ゆうパック運賃等の減免

身知児

障害のある方への郵便物・ゆうパックや、障害者団体発行の郵便物・ゆうパックで料金運賃が減免になることがあります。詳しくは各郵便局にお問い合わせください。

【無料】

点字郵便物及び特定録音物等郵便物で所定の方法により特定の施設から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出される郵便物で開封のもの。

【料金の減額】

点字・聴覚障害者用ゆうパック、心身障害者用ゆうメールは料金が減額されます。

【運賃額】 サイズ：たて＋よこ＋高さ＝3辺の合計

サイズ (cm)	60	80	100	120	140	160	170
点字・聴覚障害者用ゆうパック	100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

重 量	150g以内	250g以内	500g以内	1 kg以内	2 kg以内	3 kg以内
心身障害者用ゆうメール	92円	110円	150円	180円	230円	310円

【料金の特例】

心身障害者団体が発行する第三種郵便物（認可を受けた定期刊行物で開封して出されるもの）には認可条件、料金に特例があります。

(17) 通常郵便葉書（青い鳥郵便葉書）の無料配布

身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度の障害のある方で希望される方に、年に 1 回、無料で通常葉書（青い鳥葉書）を配布しています。

配布期間、申込手続等については、下記までお問合せください。

問い合わせ先

	住 所	電話番号
日本郵便株式会社 小石川郵便局	〒112-8799 文京区小石川 4-4-2	0570-943-276
日本郵便株式会社 本郷郵便局	〒113-8799 文京区本郷 6-1-15	0570-943-707

(1) 所得税・住民税の障害者控除

身知精

納税者自身が障害者であるとき又はその同一生計配偶者や扶養親族の方が障害者であるときは、所得金額から控除額を差し引くことができます。

対 象

- ① 身体障害者手帳 1～6 級
- ② 愛の手帳 1～4 度
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1～3 級
- ④ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方等
- ⑤ 精神又は身体に障害のある65歳以上の方で①から④に準ずるものとして市区町村長等に認定を受けている方

区 分

特別障害者※（身体 1・2 級、知的 1・2 度、精神 1 級）
障害者（身体 3～6 級、知的 3・4 度、精神 2・3 級）

控 除 額

控除の種類	区 分		所得税	住民税
障害者控除	障害者		27万円	26万円
	特別障害者※	同居特別障害者以外の者	40万円	30万円
		同居特別障害者	75万円	53万円

問い合わせ先

【所得税】

管轄税務署	住 所	電話番号	管轄区域
小石川税務署	〒112-8558 文京区春日 1-4-5	03-3811-1141 (自動音声で案内)	大塚、音羽、春日、小石川、 後楽、小日向、水道、関口、 千石、白山、目白台
本郷税務署	〒113-8459 文京区西片 2-16-27	03-3811-3171 (自動音声で案内)	千駄木、西片、根津、本郷、 本駒込、向丘、弥生、湯島

【聴覚障害者等案内専用ファックス】 東京国税局 税務相談室 FAX 03-3294-4300

※このファックスは聞くことや話すことが不自由な人の税務相談専用です。

※このファックスを利用して、各種申請書、申請書、届出書等の提出はできません。

【住民税】

問い合わせ先	場 所	電話番号	ファックス番号
税務課課税第 1・2 係	シビックセンター 10階南側	03-5803-1154 ～1155	03-5803-1337

(2) 住民税の非課税

身知精

年間の合計所得額が135万円以下の障害者は、翌年の住民税が課税されません。

対 象

- ① 身体障害者手帳 1～6 級
- ② 愛の手帳 1～4 度
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1～3 級
- ④ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方等
- ⑤ 精神又は身体に障害のある65歳以上の方で①から④に準ずるものとして市区町村長等に認定を受けている方

問い合わせ先

税務課課税第 1・2 係（シビックセンター10階南側）

TEL 03-5803-1154～1155 FAX 03-5803-1337

(3) 相続税の軽減

身知精

相続人が障害者であるときは、85歳に達するまでの年数 1 年につき10万円（特別障害者の時は20万円）が障害者控除として相続税額から差し引かれます。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

対 象

- ① 身体障害者手帳 1～6 級（1・2 級は特別障害者）
- ② 愛の手帳 1～4 度（1・2 度は特別障害者）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1～3 級（1 級は特別障害者）
- ④ 戦傷病者手帳特別項症～第 6 項症（特別項症～第 3 項症は特別障害者）
- ⑤ 厚生労働大臣の認定を受けた原子爆弾被爆者でその障害が重度の方

問い合わせ先

管轄税務署	住 所	電話番号	管轄区域
小石川税務署	〒112-8558 文京区春日 1-4-5	03-3811-1141 (自動音声で案内)	大塚、音羽、春日、小石川、 後楽、小日向、水道、関口、 千石、白山、目白台
本郷税務署	〒113-8459 文京区西片 2-16-27	03-3811-3171 (自動音声で案内)	千駄木、西片、根津、本郷、 本駒込、向丘、弥生、湯島

(4) 特定障害者に対する贈与税の非課税

身知精

特定障害者（※）の方の生活費などにあてるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方は、3,000万円まで贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社を通じて所管税務署長に提出してください。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

- ※ 特定障害者とは、①特別障害者（身体1・2級、知的1・2度、精神1級）
②特別障害者以外の障害者のうち精神に障害がある方

問い合わせ先

管轄税務署	住 所	電話番号	管轄区域
小石川税務署	〒112-8558 文京区春日1-4-5	03-3811-1141 (自動音声で案内)	大塚、音羽、春日、小石川、 後楽、小日向、水道、関口、 千石、白山、目白台
本郷税務署	〒113-8459 文京区西片2-16-27	03-3811-3171 (自動音声で案内)	千駄木、西片、根津、本郷、 本駒込、向丘、弥生、湯島

(5) 個人事業税の減免など

身知精

障害者又は障害者である扶養親族等を有する方は、事業税が減免又は一部課税対象外になります。

対 象

- ① 納税者本人又は扶養親族等が障害者で、前年中における総所得が370万円以下の場合は減免されます。(障害者1人につき5,000円、特別障害者は1人につき10,000円)
- ② あんま・マッサージまたは指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業を視力障害（両眼の視力喪失又は両眼の視力（屈折異常のあるかたについては矯正視力）が0.06以下）のある方が営む場合は課税対象となりません。

問い合わせ先

千代田都税事務所事業税課個人事業税班
〒101-8520 千代田区内神田2-1-12
TEL 03-3252-7144 FAX 03-3258-4915

(6) 少額貯蓄の利子等の非課税

身知精

少額預金、少額公債の各元本350万円までの利子が非課税扱いとなります。

対 象

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 愛の手帳をお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④ 戦傷病者手帳をお持ちの方

問い合わせ先

各金融機関にお問い合わせください。

(7) 自動車・軽自動車等に関する税の減免

身知精

障害者又は障害者と生計を一にする方が所有し、障害者の通院、通学等のために使用する自動車等の自動車税（環境性能割・種別割）又は軽自動車税（環境性能割・種別割）が減免されます。ただし、障害者の方おひとりにつき1台に限られます。

申請手続等

申請先については、**問い合わせ先**にてご確認ください。

自動車税	・当年度分の自動車税（種別割）は納税通知書に記載された納期限までに、新たに自動車を購入した場合に支払う自動車税（環境性能割・種別割）は、登録の日から1か月以内に申請が必要です。 ・翌年度分の自動車税（種別割）については、納期限の翌日から翌年の3月31日まで事前申請を受け付けています。
軽自動車税	・軽自動車税（種別割）は、その年の4月1日に軽自動車等を所有している方にかかります。減免申請する方は、納期限までに減免申請書を提出してください。 ・新たに軽自動車を購入した場合に支払う軽自動車税（環境性能割）は、登録の日から1か月以内の申請が必要です。

減免対象車

- ① その構造が専ら身体障害者等の利用に供する自動車・軽自動車等
 - ② 次ページの区分に該当する障害者又は障害者と生計を一にする方が所有する自動車・軽自動車等で、障害者又は障害者と生計を一にする方が、障害者の通院や通学等のために運転する場合
 - ③ 障害者のみで構成される世帯の者を常時介護する方が、障害者の通院や通学等のために運転する場合
- ※③については、軽自動車税（種別割）に限ります。

対 象 手帳をお持ちで、以下の級数に該当する方

障 害 の 区 分			障 害 の 程 度
身体障害者手帳			
肢体不自由	上肢不自由		1 級・2 級
	下肢不自由		1 級～6 級
	体幹不自由		1 級～3 級・5 級
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1 級・2 級
		移動機能障害	1 級～6 級
聴覚又は 平衡機能の障害	聴覚障害		2 級・3 級
	平衡機能障害		3 級・5 級
内部障害	心臓機能障害		1 級・3 級・4 級
	じん臓機能障害		1 級・3 級・4 級
	呼吸器機能障害		1 級・3 級・4 級
	ぼうこう又は直腸機能障害		1 級・3 級・4 級
	小腸機能障害		1 級・3 級・4 級
	免疫の機能障害		自動車税 (環境性能割・種別割) 軽自動車税 (環境性能割)： 1 級～3 級
			軽自動車税 (種別割)： 1 級～4 級
	肝臓機能障害		1 級～4 級
音声機能・言語機能障害			3 級 (こう頭が摘出された 場合に限ります。)
視覚障害			1 級～3 級・4 級の 1
戦傷病者手帳			該当障害の程度は、自 動車税コールセンター 又は税務課税務係へ問 い合わせ
愛の手帳 (知的障害者)			総合判定で 1 度～3 度
精神障害者保健福祉手帳			1 級かつ自立支援医療 受給者 (精神通院医療)

問い合わせ先

税の種類	問い合わせ・申請先		電話番号 ファックス番号
自動車税 (環境性能割 ・種別割) 軽自動車税 (環境性能割)	問い合わせ	東京都自動車税コールセンター 月～金曜日（休日を除く） 午前9時～午後5時	03-3525-4066
	申請	文京区税事務所徴収課徴収管理係 (シビックセンター7階南側)	03-3812-3241
		その他都内の各都税事務所窓口	
軽自動車税 (種別割)	税務課税務係（シビックセンター10階南側）		03-5803-1152 03-5803-1337

(8) 関税の免除

身

身体障害者用に特に製作された器具等で政令で定めるもの、及び社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品の輸入については、輸入申告の際に必要な手続きを行うことにより、関税が免除される場合があります。

問い合わせ先

東京税関業務部税関相談官室

〒135-8615 江東区青海2-7-11

TEL 03-3529-0700

メール tyo-gyomu-sodankan@customs.go.jp

(1) 住宅設備改善費の助成

身難児

身体障害のある方及び難病患者等（対象疾患 別表199ページ）が日常生活を容易にするために、自宅の設備改善に要する費用の一部を区が助成します。助成に当たっては、事前に要件等の相談が必要です。また、難病患者等は医師の診断書が必要です。

なお、介護保険対象者は、介護保険住宅改修が原則として優先されます。

利用者負担 原則、各種目の基準額の1割（基準額を超えて住宅設備改善をされる場合、超えた額も利用者負担）

対 象

種 目	障害程度	年齢	内 容
小規模改善	①下肢又は体幹1～3級及び補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 ②下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	学齢児以上 65歳未満	・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑り防止、移動の円滑化等のための床及び通路面の材料変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え（特殊便器への取替えは上肢2級以上） ・その他これらの工事に付帯して必要な住宅改善
中規模改善	下肢又は体幹1～2級及び補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者	学齢児以上 65歳未満	・小規模改善において給付の対象となる改善で、小規模改善の給付を受けてなお足りない部分についての工事 ・小規模改善の対象とならない改善で、区が必要と認める工事
屋内移動設備	歩行不能で上肢・下肢・体幹障害1級及び補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者（65歳以上の内部障害者は、指定医により歩行できない状態であり、車椅子が必要であるとの証明を受けた方）	学齢児以上	十分な強度を持ち、天井への取付け型又は、4本支柱型のレールに設置されたリフトで、身体を持ち上げ障害者を安全に屋内移動できる性能を有するもの
昇降機	階段昇降が困難な下肢・体幹障害1～2級及び補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者（65歳以上の内部障害者は、指定医により車椅子が必要であるとの証明を受けた方）	学齢児以上	十分な強度を持ち、階上と階下の移動が安全かつ確実に行える性能を有しているもの、及びこれに準ずる機能を有しているもの

問い合わせ先

対象者	問い合わせ先	電話番号	ファックス番号
身体障害者手帳の交付を受けた方	障害福祉課 身体障害者支援係	03-5803-1219	03-5803-1352
難病患者等	予防対策課 精神保健担当	03-5803-1847	03-5803-1355

(2) 高齢者等住宅修築資金の助成

身知精児

高齢者・心身障害者世帯のバリアフリー化等工事に助成金を交付します。

対 象

- ① 高齢者（65歳以上の方）又は心身障害者（身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、その他定められた特殊疾病に罹患している方）がいる世帯に属する者であること。
- ② 工事着工前の申込であること。
- ③ 区内の自己又は親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）が所有する住宅に居住し、住民登録をしていること。
- ④ 住民税を滞納していないこと。
- ⑤ 過去10年間にこの助成金の交付を受けたことがない住宅であること。
- ⑥ 過去10年間に居宅介護住宅改修等（介護保険法に基づくもの）、高齢者住宅設備等改造事業及び身体障害者（児）住宅設備改善給付事業を利用したことがない住宅であること。

対 象 工 事

- ① 住宅におけるバリアフリー化のために新たに行う修繕工事のうち、次に掲げるもの
 - ・ 手すりの取付け
 - ・ 段差の解消（スロープ設置工事及び畳からフローリングへの変更工事を含む。）
 - ・ 滑り防止又は移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更
 - ・ 車椅子対応洗面台への取替え
 - ・ 引き戸等への扉の取替え
 - ・ 和式から洋式への便器の取替え（車椅子対応便器への取替えを含む。）
 - ・ その他これらの工事に附帯して必要となる工事
- ② 浸水による被害の軽減を図るために防水板を設置する浸水対策工事
- ③ 災害により、被災した住宅の修復工事（建替え工事を除く。要り災後60日以内のり災証明書）

助 成 額

税抜き工事費の10%（上限20万円）

対 象 工 事

工事着工の3週間前までに、申請書と必要書類を住環境課へ提出してください。（ただし、年末年始及び大型連休等を含む場合は4週間前まで。）申請書は右記からもダウンロードできます。詳しくはお問い合わせください。



区HP

問い合わせ先

住環境課管理担当（シビックセンター18階北側）

TEL 03-5803-1374 FAX 03-5803-1376

（３）耐震改修工事等の助成

身知

昭和56年5月31日以前に着工された住宅又は昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に着工された木造住宅（在来軸組工法による平屋又は2階建てのものに限る）の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び耐震改修工事等に要する費用の一部を区が助成します。

高齢者又は障害者が居住する木造住宅は、助成の補助率と補助金上限額が下記のとおり優遇されます。助成にあたっては、契約前に申請の手続きが必要です（その他要件あり）。

対 象

住宅の所有者であり、次の①②いずれかに該当する方

- ① 本人又は3親等以内の親族が申請時に満65歳以上で助成対象住宅に1年以上居住している。
- ② 本人又は3親等以内の親族が申請時に身体障害者手帳1～4級もしくは愛の手帳1～3度に該当し助成対象住宅に1年以上居住している。

助 成 額

助成種類	助成金額	対象地区
木造建築物耐震診断助成	耐震診断に要した費用の10/10 (上限20万円)	区内全域
木造住宅耐震改修工事助成	助成対象設計費・工事費の3/4 (上限240万円) ※ただし、すでに耐震設計助成を受けている場合は上限200万円	準防火地域内
木造住宅耐震シェルター等助成	助成対象工事費の3/4 (上限40万円)	区内全域

問い合わせ先

地域整備課耐震・不燃化担当（シビックセンター18階北側）

TEL 03-5803-1846 FAX 03-5803-1376

13

住
宅

(4) 移転費用等の助成

身知精

取り壊し等による立ち退き又は住環境を改善するため、区内のほかの民間賃貸住宅に住み替えをする場合に、移転費用及び住み替え前と後の家賃の差額の一部を助成します。(世帯の収入が基準内であること等が必要です。)

対 象 世 帯 区内に引き続き1年以上居住している、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯

助成する経費 ① 移転費用(上限15万円)
② 新旧家賃の差額(上限2万円)

申 請 の 時 期 賃貸借契約締結前に申請が必要です。

助成する期間 賃貸借契約により住み替える日から2年間

問い合わせ先 福祉住宅サービス(シビックセンター11階北側)
TEL 03-5803-1238 FAX 03-3816-0088

(5) すみかえサポート事業

身知精

連帯保証人が確保できず、民間賃貸住宅への入居が困難な場合に、区と協定を結んだ民間保証会社が提供する債務保証サービスを利用できます。また、区と協定を結んだ民間保証会社又は国の登録家賃債務保証業者を利用し、一定の要件を満たした場合には、初回保証料の一部(上限5万円)を助成します。

対 象 世 帯 区内に引き続き1年以上居住している、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯(緊急連絡先のある方)

問い合わせ先 福祉住宅サービス(シビックセンター11階北側)
TEL 03-5803-1238 FAX 03-3816-0088

(6) 住まいの協力店

身知精

不動産業界団体から推薦を受けた店舗を「文京区住まいの協力店」として登録し、住宅に困窮する障害者世帯等に対し、適切な民間賃貸住宅情報を提供します。

問い合わせ先 福祉住宅サービス(シビックセンター11階北側)
TEL 03-5803-1238 FAX 03-3816-0088

(7) すまいる住宅登録事業

身知精

障害者等の入居を拒まない住宅を区に登録し、障害者等に紹介します。入居するには、事前に区へ入居資格の認定申請を行う必要があります。その住宅に区が入居資格認定した障害者等が入居した場合に、住宅オーナーに謝礼を支払います。

対 象 世 帯 区内に引き続き1年以上居住している、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯

問い合わせ先 福祉住宅サービス（シビックセンター11階北側）

TEL 03-5803-1238 FAX 03-3816-0088

(8) あんしん居住制度助成

身知精

（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターが行うあんしん居住制度（見守りサービス・葬儀の実施・残存家財の片付け）を利用した方が一定の要件を満たす場合、区が初回事務手数料の一部を助成します（助成限度額あり）。

対 象 世 帯 区内に引き続き1年以上居住している、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯

問い合わせ先 福祉住宅サービス（シビックセンター11階北側）

TEL 03-5803-1238 FAX 03-3816-0088

(9) 障害者住宅

身知

居室内の流しや洗面台の高さが調整できる等、障害者に配慮した集合住宅です。

住 所 【根津1丁目障害者住宅】 文京区根津1-15-12

戸 数 6戸（単身用5戸・家族用1戸）

募 集 時 期 空き家が発生した時

問い合わせ先 福祉住宅サービス（シビックセンター11階北側）

TEL 03-5803-1238 FAX 03-3816-0088

【都営住宅の優遇制度】

所得の低い方を対象とする公営住宅のうち、都が管理する都営住宅には、障害者世帯を対象とした優遇抽せんやポイント方式による入居者募集があります（2人以上の家族向）。

障害者等級、所得基準、居住年数等一定の申込資格が必要です。

抽せん方式による募集

5月・11月の定期募集では、申込みされる本人又は同居（もしくは同居しようとする）親族が障害者等の方は、一般世帯よりも当せん確率を上げることができます。

ポイント方式による募集

抽せんによらず、住宅に困っている度合いの高い方から順に申込地区の募集戸数までの方を資格審査対象者とします。（申込みされる本人又は同居（もしくは同居しようとする）親族が、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）又は戦傷病者手帳（恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上）の方等）

問い合わせ先

東京都住宅供給公社都営住宅募集センター

TEL 03-3498-8894 FAX 03-3409-4527

テレホンサービス

TEL 03-6418-5571



優遇抽せんの詳細

【都営住宅使用料の減額】

都営住宅に入居している世帯のうち、収入が一定基準以下の場合に使用料が減額されます。

対 象

- ① 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方がいる世帯
- ② 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病にかかっている方、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する疾病にかかっている方、児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病にかかっている方、公害医療手帳の交付を受けている方がいる世帯等

問い合わせ先

東京都住宅供給公社お客さまセンター

TEL 0570-03-0071

ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方

TEL 03-6279-2652

【新築のUR賃貸住宅（抽選）】

申込本人又は同居する親族が障害者等の方は、当選率が一般の方に比べ20倍優遇されます。

対 象 身体障害者手帳1～4級の方、愛の手帳（療育手帳）等の交付を受けている重度の障害のある方で常時介護を要する方等

【既存のUR賃貸住宅（先着順）】

5年間5%等の家賃割引を受けられる「近居割」制度を利用いただける場合があります。障害者世帯等の優遇対象世帯とその親族世帯の双方が、同一又は近接（2キロ圏内）するUR賃貸住宅に近居する場合、新しく入居いただく世帯の家賃を割引する制度です。

問い合わせ先 賃貸住宅募集案内総合窓口

TEL 0120-411-363

（午前9時30分～午後6時／定休日 なし）



HP

最寄りの窓口 UR新宿営業センター

〒163-1301 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー1階

TEL 03-3347-4330

（午前9時30分～午後6時／定休日 年末年始のみ）

14

障害のある子どものサービス一覧

☆各事業の詳細や、その他ご利用できるサービスについては、区役所へお問い合わせください。

サービス (対象ページ)	内 容	対象年齢	問い合わせ先
保健・医療	乳幼児健診 4か月 (区役所又は本郷支所) 6か月・9か月 (指定医療機関) 1歳6か月 (区役所又は本郷支所 及び指定医療機関) 3歳 (区役所又は本郷支所)	対象者個別 通知	保健サービス センター 03-5803-1805 本郷支所 03-3821-5106
	新生児訪問・ こんにちは赤ちゃん 訪問	生後4か月 まで	
	在宅重症心身障害児 (者)等訪問事業 (87ページ)	18歳未満	保健サービス センター 03-5803-1807 本郷支所 03-3821-5106
日常生活の支援	子どもの定期・任意 予防接種	対象年齢の 子ども	予防対策課 感染症対策担当 03-5803-1834
	心身障害者(児) 短期保護事業 (84ページ)	3歳以上	文京藤の木荘 03-3943-4330
	医療的ケア児 在宅レスパイト事業 (85ページ)	18歳の誕生日 後、最初の 3月31日まで	障害福祉課 身体障害者支援係 03-5803-1219

	サービス (対象ページ)	内 容	対象年齢	問い合わせ先
日常生活の支援	居宅訪問型保育事業 (87ページ)	重症心身障害児等や医療的ケアの必要な子どもに対し、それぞれの状態に応じた保育サービスを、家庭において1対1で提供します。 ※気管切開・人工呼吸器・CVカテーテルがある場合は、事業者までお問い合わせください。 ※利用にあたっては、認可保育園と同様に「保育の必要性」の認定が必要です。	1歳から 未就学児まで ※0歳児は 要相談	幼児保育課 入園相談係 03-5803-1190
	医療的ケア児の 社会体験プログラム (85ページ)	家族以外の同世代の子どもなどの、人とのふれあいにより、社会参加の機会を図ります。	未就学児 (1～6歳)	文京総合福祉 センター リアン文京 03-5940-2822
	医療的ケア児 支援ルーム ひまわり (86ページ)	家族以外の同世代の子どもなどの、人とのふれあいにより、社会参加の機会を図ります。	1歳から 小学3年生 まで	医療的ケア児 支援ルームひまわり 03-3814-9511
各種相談	子どもの発達と 教育の相談 (19ページ)	子どもの発達や教育についての悩みや心配事の相談を、心理士等の専門職が行います。	0歳から18歳 (高校生相当 年齢)まで	教育センター 総合相談係 03-5800-2594
	障害に関する 一般相談	障害児の利用できるサービス等の一般相談を行います。	ご相談 ください	【身体障害児】 障害福祉課 身体障害者支援係 03-5803-1219 【知的障害児】 障害福祉課 知的障害者支援係 03-5803-1214 【精神・発達障害児・難病児】 予防対策課 精神保健担当 03-5803-1847
	保健師による 一般相談	健康、医療などの一般的な相談を地区担当の保健師が行います。	ご相談 ください	保健サービス センター 03-5803-1807 本郷支所 03-3821-5106

【手帳の取得が必要になった場合】

サービス (対象ページ)		内 容	対象年齢	問い合わせ先
障害者手帳	身体障害者手帳 の申請 (31ページ)	障害福祉課での各種サ ービスを受けるために 必要な場合があります。	—	障害福祉課 身体障害者支援係 03-5803-1219
	愛の手帳(療育手帳) の申請 (32ページ)		—	障害福祉課 知的障害者支援係 03-5803-1214
	精神障害者保健福祉 手帳の申請 (33ページ)	予防対策課での各種サ ービスを受けるために 必要な場合があります。	—	予防対策課 精神保健担当 03-5803-1230

【手帳取得後に利用できるサービス】※サービス事業所一覧は183ページ以降にあります。
(手帳がなくてもご利用いただける場合がありますので、詳しくは担当者までご連絡ください)

サービス (対象ページ)		内 容	対象年齢	問い合わせ先
障害福祉サ ービス	児童発達支援 (189ページ)	通所先での療育を行いま す。	小学校就学前	【身体障害児】 障害福祉課 身体障害者支援係 03-5803-1219 【知的障害児】 障害福祉課 知的障害者支援係 03-5803-1214 【精神・発達障害児・難病児】 予防対策課 精神保健担当 03-5803-1847
	居宅訪問型児童 発達支援 (38ページ)	外出が困難な子どもに 対し、居宅を訪問して 療育を行います。	18歳未満	
	放課後等 デイサービス (189ページ)	授業後や休日に生活能 力向上のために必要な 支援を行います。	小学校就学から 18歳の誕生日 後、最初の 3月31日まで	
	保育所等訪問支援 (38ページ)	保育所等を訪問し、集 団生活への適応のため の専門的な支援を行いま す。	18歳未満	
	障害児相談支援 (190ページ)	障害児又は障害児の保 護者の心身の状況、そ の他の事情等を勘案 し、障害児支援利用計 画を作成します。	18歳の誕生日 後、最初の 3月31日まで	

サービス (対象ページ)		内 容	対象年齢	問い合わせ先
障害福祉サービス	居宅介護 (185ページ)	入浴時の介護、通院時の介助(医療的ケアの観点から2人以上必要な場合)などを行います。	—	【身体障害児】 障害福祉課 身体障害者支援係 03-5803-1219
	短期入所 (医療型・福祉型) (185ページ)	医療機関や施設に短期間入所し、必要な支援を行います。	—	【知的障害児】 障害福祉課 知的障害者支援係 03-5803-1214
	移動支援 (82・187ページ)	外出時の支援を行います。	—	【精神・発達障害児・難病児】 予防対策課 精神保健担当 03-5803-1847
	補装具 (66ページ)	車椅子、バギー、補聴器等を給付します。	用具により 異なります	【身体障害児】 障害福祉課 身体障害者支援係 03-5803-1219 【難病児】 予防対策課 精神保健担当 03-5803-1847
	日常生活用具 (67ページ)	吸引器、紙おむつ等を給付します。	用具により 異なります	【身体障害児・ 知的障害児】 障害福祉課 身体障害者支援係 03-5803-1219 【精神障害・難病児】 予防対策課 精神保健担当 03-5803-1847
	小児慢性特定疾病 日常生活用具 (75ページ)	在宅で生活する東京都小児慢性特定疾病医療費の助成を受けている方に日常生活を容易にするための用具を給付します。	用具により 異なります	予防対策課 精神保健担当 03-5803-1847
	障害児入所支援 (医療型・福祉型) (38ページ)	施設において、児童の保護、日常生活の指導、自活に必要な知識や技能の付与を行います。	原則 18歳未満	文京区児童相談所 03-3811-5241

【ライフステージに応じた支援につなげるために】

サービス (対象ページ)		内 容	対象年齢	問い合わせ先
支援ファイル	マイファイル 「ふみの輪」 (143ページ)	幼少期から成人に至るまで、ライフステージに応じた適切な支援を受けるためのツールです。	—	教育センター 総合相談係 03-5800-2594
	就学支援シート (145ページ)	これまで子どもの指導や支援において大切にしてきたことや配慮事項を、就学先の区立小・中学校等に伝え、学校における支援につなげるためのシートです。	小学校・ 中学校に 入学予定の方	教育指導課 特別支援教育担当 03-5803-1298



マイ・ファイル「ふみの輪」のご案内

マイ・ファイル「ふみの輪」は、支援の必要な人たちが、生涯にわたり、安心して暮らすための一助として作成されました。

人と人、人と機関、機関と機関をつなぎ、幼少期から成人に至るまで、毎日の生活とその変化に応じて、一貫した切れ目のない支援を受けるためのツールです。

利用のタイミング

◆ライフステージの移行期

就園、就学、就労などの際に新しい所属機関に提示し、これまでの支援内容や医療情報、具体的支援方法を伝えることで、新生活へのスムーズな移行を応援します。

◆複数の機関を利用しているときや、新たな医療機関や専門機関に相談するとき

それぞれの機関に提示することで、互いの支援方針を共有することができます。

また、生育歴やこれまでの相談歴等を繰り返し説明する負担が軽減されます。

◆成長の記録、支援の記録として

成人後、様々な手続きに必要な情報の記録となります。

問い合わせ先 文京区教育センター TEL 03-5800-2594

配布場所 教育センター、教育指導課、障害福祉課、保健サービスセンター、子ども家庭支援センター、児童相談所、幼児保育課、障害者基幹相談支援センター

※文京区ホームページからダウンロードもできます。

ふみの輪 **検 索**



(1) 保育園要配慮児保育**身知精児**

心身の発達に遅れがあるなどにより、特別な配慮が必要であり、かつ保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を区内認可保育園等で保育することにより、健やかな発達を促進し、児童福祉の向上を図ります。

対 象 保育を必要とする発達の遅れのある乳幼児

問い合わせ先 幼児保育課入園相談係（シビックセンター12階南側）

TEL 03-5803-1190 FAX 03-5803-1346

(2) 幼稚園特別保育**身知精児**

特別な支援が必要な幼児を、区立幼稚園・幼稚園型認定こども園の集団生活のなかで教育的支援を行うことにより、幼児の健やかな発達の促進を図ります。

対 象 集団保育が可能な中・軽度程度の発達の遅れのある幼児

問い合わせ先 教育指導課特別支援教育担当（シビックセンター20階北側）

TEL 03-5803-1298 FAX 03-5803-1368

(3) 育成室の要配慮児保育**身知精児**

心身の発達に遅れがあるなどにより、特別な配慮が必要であり、かつ保護者の就労等により、放課後家庭での適切な保護を受けられない児童の健全な育成と保護を図ります。

対 象 原則として、小学校1年生から3年生までの育成室での保育が可能な児童（必要に応じ6年生まで学年延長あり）

問い合わせ先 児童青少年課児童係（シビックセンター20階北側）

TEL 03-5803-1188 FAX 03-5803-1368

(4) 特別支援教育相談（就学相談）**身知精児**

特別な支援が必要な子どもに対して、教育的ニーズに応じた支援が行われるよう、特別支援教育相談を行っています。

特別支援教育相談では、子どもの様子、保護者の意見や教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取した上で、子どものライフステージを見通し、それぞれの子どもの個性、特徴や、発達の状態に基づき適切な相談を進めます。その際、保護者に対して就学に関する確かな情報を伝え、より深い理解と納得が得られる相談を行います。

また、就学前の相談のみならず、就学後も継続した相談を行っています。

「文京区就学支援シート」

就学後の学校生活をより適切なものにしていくために、保護者や就学前機関が、子どもの指導で大切にしてきたこと、就学後も引き続き教育支援が必要と思われる内容や配慮事項を就学先の小学校・中学校に伝えるためのシートです。

配 付 先 教育指導課、教育センター

問い合わせ先 教育指導課特別支援教育担当（シビックセンター20階北側）
TEL 03-5803-1298 FAX 03-5803-1368

（５）学校教育（特別支援学級等）

身知精児

固定制の特別支援学級は、小学校に８校、中学校に５校あります。通級制の特別支援学級は、小学校に１校（ことば・きこえ）あります。全小・中学校には、特別支援教室が設置されています。また、文京区を学区とする都立の特別支援学校があります。

（１）文京区の学級・学校

主な指導	学校名	固定・通級	所在地	電話番号
ことば・きこえ	金富小学校	通級制	春日２－６－１５	03-3811-0066
知的	礪川小学校	固定制	小石川２－１３－２	03-3811-7276
	柳町小学校		小石川１－２３－１６	03-3811-0068
	林町小学校		千石２－３６－３	03-3946-0421
	関口台町小学校		関口２－６－１	03-3947-2631
	湯島小学校		湯島２－２８－１４	03-3813-6061
	汐見小学校		千駄木２－１９－２３	03-3827-7566
	第一中学校		小石川５－８－９	03-3811-7271
	第三中学校		春日１－９－３１	03-3814-2544
	第八中学校		千駄木２－１９－２２	03-3821-7128
	第九中学校		本駒込３－２８－９	03-3821-7178
情緒	小日向台町小学校	固定制	小日向２－３－８	03-3947-2371
	駒本小学校		向丘２－３７－５	03-3827-5451
	茗台中学校		春日２－９－５	03-3811-2969
	全小学校	特別支援教室（学びの教室） 各小学校		

主な指導	学校名	固定・通級	所在地	電話番号
情 緒	全中学校		特別支援教室（アドバンスルーム） 各中学校	

(2) 都立学校〔文京区を学区とする学校〕

主な指導	学校名	設置学部	所在地 電話番号
視 覚	文京盲学校	高	文京区後楽 1-7-6 03-3811-5714
	葛飾盲学校	幼・小・中	葛飾区堀切 7-31-5 03-3604-6435
	久我山青光学園	幼・小・中	世田谷区北烏山 4-37-1 03-3300-6235
聴 覚	大塚ろう学校	幼・小	豊島区巣鴨 4-20-8 03-3918-3347
	中央ろう学校	中・高	杉並区下高井戸 2-22-10 03-5301-3031
	葛飾ろう学校	幼・小・中・高	葛飾区西亀有 2-58-1 03-3606-0121
知 的	王子特別支援学校	小・中・高	北区十条台 1-8-41 03-3909-8777
肢 体	北特別支援学校	小・中・高	北区十条台 1-1-1 03-3906-2321
病 弱	光明学園	小・中・高	世田谷区松原 6-38-27 03-3323-8421

(3) 国立学校法人の附属学校〔文京区近隣の学校〕

主な指導	学校名	設置学部	所在地 電話番号
視 覚	筑波大学附属 視覚特別支援学校	幼・小・中・高	文京区目白台 3-27-6 03-3943-5421
肢 体	筑波大学附属 桐が丘特別支援学校	小・中・高	板橋区小茂根 2-1-12 03-3958-0181
知 的	筑波大学附属 大塚特別支援学校	幼・小・中・高	文京区春日 1-5-5 03-3813-5569

問い合わせ先

教育指導課特別支援教育担当（シビックセンター20階北側）

TEL 03-5803-1298 FAX 03-5803-1368

(6) 就学奨励費

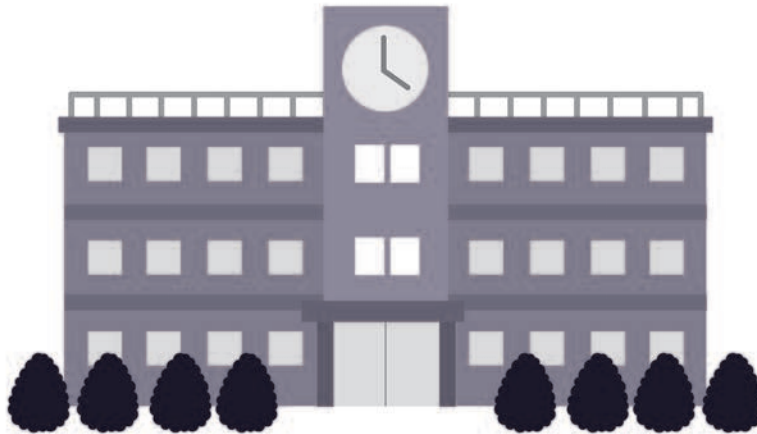
身知精児

区立小・中学校の特別支援学級等に在籍している児童・生徒に対し、学用品・通学用品購入費、通学費等が支給される就学奨励費制度があります。

ただし、世帯の所得により所得制限があります。

問い合わせ先 教育指導課特別支援教育担当（シビックセンター20階北側）

TEL 03-5803-1298 FAX 03-5803-1368



16 仕事

(1) 文京区障害者就労支援センター

身知精難

障害者の就労に関する相談窓口として、障害者や家族・企業・関係機関からの相談を受け、障害者施設やハローワークと連携しながら、各種就労に向けての支援を行います。

支援	支援の内容
就労準備支援	適性や能力に応じ、就労に向けた支援 (キャリアカウンセリング、職業訓練の支援、就職活動支援、履歴書・職務経歴書の作成支援、模擬面接や面接同行等)
職場実習支援	就労を目指す方へ、適職や自信をつけるための職場実習をコーディネート 実習先での事業主等に対する理解を求め、職場環境の調整を行う等の支援
職場定着支援	安心して働き続けられるように、就職後の継続したフォロー 定期的な面談、職場での悩みの相談、職場訪問による職場への助言や環境調整
生活支援	働くことを継続するために必要な、生活リズムの調整、健康管理、余暇など職業生活全般に関する相談・助言
障害者雇用に取り組む企業等の支援	企業の障害者雇用の取り組みに関する助言、雇用後の雇用管理やキャリア支援に関する助言、雇用における合理的配慮等に関する助言

※その他就労に関して必要な支援について、お気軽に何でもご相談ください。

※就労相談は、登録制です。

費用 無料

受付 【月～金曜日】 午前9時～午後5時30分
(祝日及び年末年始を除く)

申請・問い合わせ先 文京区障害者就労支援センター (文京区民センター 1 階)

〒113-0033 文京区本郷4-15-14

TEL 03-5805-1600 FAX 03-5805-1601



区HP

(2) 飯田橋公共職業安定所 (ハローワーク飯田橋) 身知精難

就職することを希望する障害のある方への仕事の情報の提供、紹介、就職活動の相談、必要な技能習得のための職業訓練等への入校相談を行っています。

また、障害者の募集、雇用する企業への求人受付、求職者の紹介、関連する制度等の相談、情報提供を行っています。

受付 【月～金曜日】 午前8時30分～午後5時15分 9階90番窓口

※手話による職業相談を希望される障害者の方を対象とした、相談日を設けています。手話通訳付き相談日の日程については、お問い合わせください。

問い合わせ先

飯田橋公共職業安定所（ハローワーク飯田橋 専門援助
第二部門）

〒112-8577 文京区後楽1-9-20

TEL 03-3812-8609 44#

FAX 03-3813-5620

HP



(3) 東京障害者職業センター

身知精難

ハローワークや関係機関と連携しながら、職業リハビリテーションサービスを提供しています。費用は無料です。

対 象

- ① 障害者手帳の有無にかかわらず、障害のある方で、就職や職場定着に関する相談を希望する方
- ② 障害のある方を新たに雇用、もしくは雇用している事業主
- ③ 障害者の就労支援をしている関係機関

内 容

① 障害のある方へのサービス	職業相談、職業評価、職業準備支援
② 事業主の方へのサービス	障害のある方の雇用管理に関する助言 雇用管理サポート講習会
③ 事業主と障害のある方双方へのサービス	ジョブコーチ支援 リワーク支援※（メンタルヘルス不調により休職している方の職場復帰）
④ 関係機関の方へのサービス	職業リハビリテーションに関する技術的な助言・援助、研修

受 付

具体的な利用方法については、事前に電話等でお問い合わせください。

受 付 時 間

【月～金曜日】 午前8時45分～午後5時

問い合わせ先

施 設	住 所	電話番号 ファックス番号
東京障害者職業センター	〒110-0015 台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3階	03-6673-3938 03-6673-3948
リワークセンター東京 （※リワーク支援のみ）	〒111-0041 台東区元浅草3-18-10 上野NSビル7階	03-5246-4881 03-5246-4882

(4) 東京障害者職業能力開発校

身知精

就職に向けて職業に必要な知識、技能を学び、ハローワークと連携して就職の相談・支援をします。

対 象

- ① 一般向けの職業訓練を行う職業能力開発センターで職業訓練を受けることが困難な身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者

- ② ハローワークに求職登録し、障害、症状が安定して職業訓練を継続して受講できる方

※身体障害者の方（重度視覚障害者の方は除く）は、一定の条件を満たす場合、選考の上、入寮が可能です。

訓練科目

対 象	科 目	期間
身体障害者（身体障害者手帳所持者） 精神障害者、発達障害者 （精神障害者保健福祉手帳所持者、かつ心身の状態が安定している方）	調理・清掃サービス科	6 か月
	オフィスワーク科	6 か月
	ビジネスアプリ開発科	1 年間
	ビジネス総合事務科	1 年間
	グラフィックDTP科	1 年間
	ものづくり技術科	1 年間
	建築CAD科	1 年間
精神障害者 （精神障害者保健福祉手帳所持者、又は、医師から統合失調症、躁うつ病、てんかんの診断を受けている方） 発達障害者 （精神障害者保健福祉手帳所持者、又は、医師から発達障害の診断を受けている方）	職域開発科	6 か月
身体障害者（身体障害者手帳所持者） 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者） 発達障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）	就業支援科	3 か月
知的障害者対象 （愛の手帳所持者、又は児童相談所や障害者職業センター等発行の知的障害者と認定される判定書をお持ちの方。）	実務作業科	1 年間
重度視覚障害者（身体障害者手帳所持者）	OA実務科 ※訓練実施場所は委託先	1 年間

16 仕事

費 用 無料。ただし、作業服代は自己負担。

なお、公共職業安定所長の指示により訓練手当が支給される場合あり

募 集 毎年9月以降に募集（6 か月訓練科目及び3 か月訓練科目は、4月、7月、10月、1月の年4回募集）

申 込 ハローワーク飯田橋専門援助第二部門

TEL 03-3812-8609 44# FAX 03-3813-5620

問い合わせ先 東京障害者職業能力開発校

〒187-0035 小平市小川西町2-34-1

TEL 042-341-1427 FAX 042-341-1451

(5)

国立職業リハビリテーションセンター (中央障害者職業能力開発校)

身知精難

障害のある方々の自立に必要な職業指導や職業訓練などを、一人ひとりの特性に合わせた個別カリキュラムにより体系的に提供しています。

近年は、発達障害、精神障害、高次脳機能障害等の職業訓練上特別な支援を要する方々を重点的に受け入れ、その就職に向けた取り組みを積極的に行っています。

入所機会は年間10回あります。

対 象

- ① 身体障害、高次脳機能障害又は難病のある方（通所が困難な方は、隣接する国立障害者リハビリテーションセンターの宿舍の利用が可能）で、公共職業安定所に求職登録をしている方
- ② 通所が可能な、発達障害、精神障害、知的障害のある方で、公共職業安定所に求職登録をしている方

訓 練 科 目

6系11科

系	科
メカトロ系	機械製図科 電子機器科 テクニカルオペレーション科
建築系	建築設計科
情報系	OAシステム科 DTP・Web技術科
ビジネス系	経理事務科 OA事務科 オフィスワーク科
物流系	物流・資材管理科
職域開発系	アシスタントワーク科

訓 練 期 間

原則1年又は6か月

費 用

無料。ただし、科によって参考書・作業服・安全靴等は自己負担

問い合わせ先

国立職業リハビリテーションセンター
(中央障害者職業能力開発校)

〒359-0042 埼玉県所沢市並木4-2

TEL 04-2995-1201 FAX 04-2995-1277

障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや職場体験実習面談会、定着支援等の様々な事業を行っています。また、障害者委託訓練事業、企業見学等を行っています。

事業内容

① 障害者雇用就業サポートデスク

- ・就職を希望する障害のある方と障害者雇用を検討している企業の無料の相談窓口
- ・障害年金についての相談、障害者のテレワーク導入に関する専門相談(飯田橋のみ)
- ・障害者雇用に関する資料の閲覧

※職業紹介はしていません。事前予約制です。

	利用時間	電話番号
飯田橋 東京しごとセンター 4階	【月～金曜日】 午前9時～午後5時	TEL 03-5211-5462 (飯田橋・多摩共通)
多摩 東京都・立川市合同施設 3階 〒190-0023 立川市柴崎町3-9-2		

② 職場体験実習

企業で働いた経験がない(少ない)、適性が分からないなど、企業で働くことへの不安がある方は仕事を「体験」することができます。障害者を受け入れたいと希望する企業とのマッチングを図る面談会(年8回)、ミニ面談会(年4回)を行っています。

問い合わせ先電話 03-5211-2682

問い合わせ先 公益財団法人東京しごと財団総合支援部障害者就業支援課

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3

東京しごとセンター8階

TEL 03-5211-2681

ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>



HP

(7)

IT技術者在宅養成講座 (東京都重度身体障害者在宅パソコン講習)

身

事業内容 就労に必要な情報処理技術や資格習得について、オンラインと訪問指導により効率よく在宅で学びます。

対象 東京都にお住まいで、身体障害者手帳1～3級の方で、おおよそ高校卒業程度の学力があり、週20～30時間程度の学習が可能な方（時間についてはご相談ください）

講習期間 4月より2年間

費用 無料

申込 毎年10月上旬～12月中旬に募集

問い合わせ先 社会福祉法人東京コロニー 職能開発室
〒164-0001 中野区中野5-3-32
TEL 03-6914-0859 FAX 03-6914-0869



HP

17

余暇活動の支援

(1) 心身障害者・児バスレクリエーション

身知児

障害のために、日頃行楽の機会が少ない方を、年1回バス旅行等にご招待しています。

対 象	区内在住の身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方
実 施 方 法	日帰りバス旅行等
申 込	旅行先・日程・申し込み方法等詳細については、区報「ぶんきょう」、区ホームページでお知らせします。

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 03-5803-1212 FAX 03-5803-1352

(2) 障害者団体バス借上経費助成

区内の障害者・児及びその保護者等によって構成する団体が、バスを借り上げて事業を行った場合に、借上経費の一部を助成します。助成に当たっては、実施日の1か月前までにあらかじめ申請が必要です。

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 03-5803-1212 FAX 03-5803-1352

(3) みんなのスポーツひろば

知児

「みんなのスポーツひろば」は、気持ちよくからだを動かし、みんなとの交流を楽しむ場です。

対 象	原則として、区内に在住・在勤・在学する、愛の手帳をお持ちの方
内 容	チアダンスやボッチャ、ホッケーなど誰もが気軽に楽しめるスポーツ ※登録制で、自分のペースで参加できます。

費 用	無料（交通費等は実費負担）
日 時	5月～翌年3月の日曜、年10回程度
申 込	申込方法は区ホームページを確認

問い合わせ先 スポーツ振興課スポーツ振興係（シビックセンター17階北側）

TEL 03-5803-1308 FAX 03-5803-1356



区HP

(4) フットサル教室

身知児

対 象	障害（知的・情緒・視覚・難聴・言語等）のある区内在住・在学の小学生（介助者が必要な方もご参加いただけます。介助者の同伴が難しい場合は、ご相談ください。）
内 容	ボールに慣れることからスタートし、ボール運動を通してフットサルを楽しみ、参加された方同士が交流を深められるようなグループレクリエーションを行います。
時 期	10月（年1回4日間）
会 場	文京スポーツセンター
定 員	20人
費 用	無料
問い合わせ先	文京スポーツセンター

TEL 03-3944-2271 FAX 03-3944-5549

(5) レクリエーション教室

知児

対 象	区内在住・在勤・在学で知的障害のある高校生以上の方（介助者が必要な方もご参加いただけます。介助者の同伴が難しい場合は、ご相談ください。）
内 容	リズム体操や簡単な筋力トレーニング、ストレッチにより身体のコンディションを整え、参加された方同士が交流を深められるようなグループレクリエーションを行います。
時 期	5月（年1回4日間）
会 場	文京江戸川橋体育館
定 員	10人
費 用	無料
問い合わせ先	文京江戸川橋体育館

TEL 03-3945-4008 FAX 03-6902-0469

(6) プールレクリエーション

知児

対 象	区内在住・在園・在学の知的障害のある幼児、小学生及び中学生の方 ※幼児は介助者同伴のこと ※おむつが取れていること ※小中学生で介助者が必要な方もご参加いただけます。介助者の同伴が難しい場合は、ご相談ください。
内 容	プールでの立ち方、歩き方からスタートし、無理なく水に慣れ、参加された方同士が交流を深められるようなグループレクリエーションを行います。

時 期	6月・10月・2月の年3回実施（各2日間）
会 場	文京総合体育館
定 員	各コース30組
費 用	無料
問い合わせ先	文京総合体育館 TEL 03-3814-4271 FAX 03-3814-3228

（７）小学生水泳教室

身知児

対 象 区内在住・在学で障害（知的・情緒・難聴・言語等）のある小学生
※介助者が必要な方もご参加いただけます。介助者の同伴が難しい場合は、ご相談ください。

会 場	文京総合体育館	文京スポーツセンター
時 期	4月・5月・6月・9月・10月 (各8日間)	3月（8日間）
定 員	7人	10人
費 用	無料	

問い合わせ先 文京総合体育館
TEL 03-3814-4271 FAX 03-3814-3228
文京スポーツセンター
TEL 03-3944-2271 FAX 03-3944-5549

（８）おでかけスポーツ

身児

対 象 区内在住、在勤、在学の肢体および視覚障害者
(介助者有の場合はご相談ください)

内 容 体育館で軽体操及び水泳を各1日行います。どちらか1日のみの参加も可能です。(両方行う月と体操のみの月あり。)

時 期・会 場 4月～3月 文京総合体育館と文京スポーツセンター

費 用 無料

問い合わせ先 文京総合体育館
TEL 03-3814-4271 FAX 03-3814-3228
文京スポーツセンター
TEL 03-3944-2271 FAX 03-3944-5549

(9) 区立施設等の入場料・利用料金の免除

身知精児

区内在住、在勤、在学で身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、区立の体育施設等の個人利用料金が免除されます。詳しくは、各施設へお問い合わせください。

施設名	住 所	電話番号	ファックス番号
文京総合体育館	文京区本郷7-1-2	03-3814-4271	03-3814-3228
文京スポーツセンター	文京区大塚3-29-2	03-3944-2271	03-3944-5549
文京江戸川橋体育館	文京区小日向1-7-4	03-3945-4008	03-6902-0469
文京ふるさと歴史館※	文京区本郷4-9-29	03-3818-7221	03-3818-7210
森鷗外記念館※	文京区千駄木1-23-4	03-3824-5511	03-3824-0123
勤労福祉会館	文京区本駒込4-35-15	03-3823-6711	03-3822-8386
健康センター	文京区春日1-16-21 (文京シビックセンター 3階)	03-5803-1805 (保健サービス センター)	03-5803-1371 (保健サービス センター)

※「文京ふるさと歴史館」、「森鷗外記念館」は、区内在住、在勤、在学でなくても免除されます。障害者手帳等提示で介護者1名も免除されます。

(10) 都立公園等の入場料・駐車料金の免除

身知精児

【都立公園等の入場料の免除】

有料の都立公園等では、身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）又は精神障害者保健福祉手帳を持参の方とその付添者は、無料で入場できます。

対 象 施 設	恩賜上野動物園	浜離宮恩賜庭園	多摩動物公園
	清澄庭園	小石川後楽園	向島百花園
	旧古河庭園	井の頭自然文化園	殿ヶ谷戸庭園
	神代植物公園	夢の島熱帯植物館	旧芝離宮恩賜庭園
	葛西臨海水族園	旧岩崎邸庭園	六義園

問い合わせ先 各公園管理所又は東京都建設局公園緑地部公園課
TEL 03-5320-5376

【駐車料金の免除】

次の都立公園では、障害のある方が有料駐車場を利用する場合、身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）又は精神障害者保健福祉手帳を駐車場係員に提示するか、団体利用の場合は事前に使用料免除申請書を提出すれば、無料で利用できます。

対 象 施 設	代々木公園	神代植物公園	駒沢オリンピック公園
	小金井公園	砧公園	石神井公園
	光が丘公園	上野恩賜公園	野川公園
	府中の森公園	葛西臨海公園	夢の島公園
	大泉中央公園	武蔵野公園	武蔵野の森公園
	大島小松川公園	宇喜田公園	篠崎公園
	舎人公園	井の頭恩賜公園	潮風公園
	浮間公園	和田堀公園	汐入公園
	中川公園	武蔵野中央公園	高井戸公園
			木場公園
			水元公園
			東綾瀬公園
			武蔵国分寺公園
			赤塚公園
			城北中央公園
			蘆花恒春園

問い合わせ先 公益財団法人東京都公園協会公園事業部営業課
TEL 03-3232-3138 FAX 03-3232-3180

(11) 東京都障害者スポーツセンター(北区・国立市) **身知精児**

スポーツ・レクリエーションを通じ、障害のある方々の健康増進と社会参加を促進するための障害者専用スポーツ施設です。障害のある方が、いつひとりで来ても、気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができます。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

対 象	① 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（又はそれと同程度障害を有する方）とその介護をする方 ② 障害者の福祉増進を目的とする団体 ③ その他 特に都知事が認める方
------------	--

利 用 時 間 午前9時から午後9時まで ※施設により利用時間は異なります。

利 用 料 無料 ※宿泊施設は有料です。

利 用 手 続 宿泊及び施設の団体利用は、来館又は電話、ファックスにより事前に予約を受け付けます。詳しくはセンターまでお問い合わせ下さい。

休 館 日 毎週水曜日、祝日の翌日、年末年始

問い合わせ先

施設名		住 所	電話番号 ファックス番号
東京都障害者総合 スポーツセンター	 HP	〒114-0033 北区十条台1-2-2 【王子駅、池袋駅/西巣鴨駅 経由 無料送迎バスあり】	03-3907-5631 03-3907-5613
東京都多摩障害者 スポーツセンター	 HP	〒186-0003 国立市富士見台2-1-1 【国立駅、谷保駅より無料 送迎バスあり】	042-573-3811 042-574-8579

(12) 「四季の郷薬師温泉やまびこ荘」の利用 身知精児

区内在住者が「四季の郷薬師温泉やまびこ荘」に宿泊するときは、利用補助金の支給があり、障害者及び随伴者には、補助金額が増額されます。

対 象 区内在住で次の①～⑤の手帳をお持ちの方

- ① 身体障害者手帳
- ② 愛の手帳
- ③ 精神障害者保健福祉手帳
- ④ 戦傷病者手帳
- ⑤ 被爆者健康手帳

随伴者：区内在住で次の①～④に該当する方に随伴する方

(随伴者は随伴を要する障害者1名につき1名まで)

- ① 身体障害者手帳第1種
- ② 愛の手帳1度～3度
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級
- ④ 視覚・聴覚及び体幹機能障害（特別項症から第4項症まで）と上肢・
下肢機能障害（特別項症から第3項症まで）による戦傷病者手帳

金 額

大 人(中学生以上) 4,000円(利用料金9,500円のうち5,500円補助)
 子ども(小学生) 3,150円(利用料金6,400円のうち3,250円補助)
 ※障害者及び随伴者1人当たりの1泊2食付の料金(大人は入湯税別途)
 ※1名利用は500円増
 ※土曜日・休前日は1,000円増
 ※12月31日から1月3日まで宿泊分の料金は2,000円増

手 続	現地精算時に区内在住を証明できる本人確認書類及び障害のある方は手帳（コピー可）を必ずお持ちください。
問い合わせ先	区民課庶務係（シビックセンター12階南側） TEL 03-5803-1169 FAX 03-5803-1340

(13) 東京都障害者休養ホーム

身知精児

障害のある方の保養を目的として、東京都が指定する宿泊施設を利用した際の宿泊料の一部を助成します。

対 象	① 都内在住で、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人（有効期限内であること）。 ② 宿泊施設を利用するにあたり、障害者の日常生活動作等の介助を行える人で、利用者1名につき付添いの人1名も助成を受けられます（都内在住の方に限りません）。
-----	---

助 成 回 数 年度内（4月1日から3月31日）2泊まで

助 成 限 度 額	助成金額	障害者	大 人	6,490円まで
		障害者	子ども	5,770円まで
		付添者	大 人	3,250円まで

※ただし、本事業は、予算の範囲内で助成することとし、利用状況によって利用助成を制限させていただくことがあります。

案内・利用申込書 障害福祉課窓口（シビックセンター9階）にて配付、又は東京都福祉局休養ホーム事業のホームページからもダウンロードできます。

利 用 方 法	① 宿泊施設に予約します。 ※予約方法は、宿泊施設により異なります。詳しくは「東京都障害者休養ホーム事業のごあんない」（パンフレット）をご確認ください。 ② 予約後すぐに日本チャリティ協会に予約済みの連絡をします。 ③ 連絡の後、同会に所定の利用申込書を送ります。
---------	---

申 込 締 切	【個人】利用日の2週間前まで 【団体】利用日の3週間前まで
---------	----------------------------------

あて先・問い合わせ先	（公財）日本チャリティ協会 〒160-0022 新宿区新宿1-18-12 柳田ビル3階 TEL 03-3353-5942 FAX 03-3359-7964 ※指定施設や申込方法、送付先住所が変わることがございます。最新のパンフレットで必ずお確かめください。
------------	---

(14) 東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課事業



視覚・聴覚障害者のための講習等を行っています。費用は原則無料です。

	講座名	対 象	内 容
①	視覚障害者教養講座	都内の視覚障害者 及びその他関心のある者	社会の動向や日常生活に役立つ 知識・技術を学ぶ
	視覚障害者音楽教室	都内の視覚障害者	合唱・楽器の練習・鑑賞等
②	聴覚障害者社会教養講座	都内の聴覚障害者 及びその他関心のある者	社会の動向や日常生活に役立つ 知識・技術を学ぶ
	聴覚障害者 「手話で学ぶ文章教室」	都内の聴覚障害者	文章表現に関する知識・技術を 学ぶ
	聴覚障害者 「コミュニケーション教室」	都内の聴覚障害者 及びその他関心のある者	コミュニケーション方法や社会 参加について学ぶ

問い合わせ先 東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課

TEL 03-5320-6859 FAX 03-5388-1734

(15) ぶんぶんまるしえ (障害者・高齢者の手作り作品代理販売事業)

区内の障害者、高齢者の方の手作り作品、障害者施設等の商品を代理で販売するお店です。生きがいづくりや積極的な社会参加を進めるとともに、周囲の理解を深めることを目指しています。出品にあたっては説明がありますので、新規の方は必ず事前にご連絡ください。

出品できる方 ① 区内在住、在勤、在学又は区内の障害者施設に通っている障害者の方
② 区内在住60歳以上の方

受付・問い合わせ先・販売

受付・問い合わせ		販売場所
文京シビックセンター 3階障害者会館	社会福祉法人武蔵野会 TEL 03-5940-2822 FAX 03-5940-2823	3階障害者会館内 文の京ハートフル工房 (障害者施設商品販売会)、 区内イベント等
文京総合福祉センター1階 リアン文京カフェBUNBUN (文京区小日向2-16-15)		ぶんぶんストア(文京総合福祉センター1階)、 区内イベント等

障害者多数雇用事業所



文京区民センターの1階で、従業員スタッフ全員が手話者であり、日本手話と書記日本語（書き言葉）を公用語とする、スープカフェ「-Social Café- Sign with Me × very berry soup（ソーシャルカフェ サインウィズミー×ベリーベリースープ）」を営業しています。

注文はメニューボードを指さすだけで行え、筆談や手話でも気軽にコミュニケーションができます。



営業時間

午前11時～午後5時

（ラストオーダーは閉店30分前）

※休業日等はホームページをご確認ください。



HP

18

各種訓練・講座

(1) 中途失聴者・難聴者手話講習会



対 象	東京都在住・在勤の中途失聴者・難聴者
内 容	簡単な意思交流～日常会話が可能な程度の手話技術の習得
費 用	無料（教材費は自己負担）
会 場	三田会場（東京都障害者福祉会館） 多摩会場（東京都多摩障害者スポーツセンター等） ※開催日等は、東京都福祉局ホームページ、又は直接お問い合わせください。
問い合わせ先	東京都福祉局障害者施策推進部企画課意思疎通支援担当 TEL 03-5320-4147 FAX 03-5388-1413

(2) 視覚障害者生活サポート事業



見えない・見えにくいことで生活に不便を感じている方（身体障害者手帳の有無は問いません）及びその家族に対し、相談・情報提供や各種訓練（歩行・日常生活動作・調理等）を行います。

費 用	無料（ただし、訪問訓練の場合は有料）
問い合わせ先	東京ヘレン・ケラー協会点字図書館 〒169-0072 新宿区大久保3-14-20 TEL 03-3200-0987 FAX 03-3200-0982 メール toshokan@thka.jp

(3) ^{こう}喉頭摘出者発声訓練



対 象	病気などで喉頭を摘出し、発声機能を失った方
内 容	① 食道発声法、シャント（TE気管食道）発声法、電気式人工喉頭による発声訓練（週3回、年間100回） ② 術後サポート等
費 用	参加費無料
問い合わせ先	公益社団法人 銀鈴会 〒105-0004 港区新橋5-7-13 ビュロー新橋901 TEL 03-3436-1820 FAX 03-3436-3497 ホームページ https://www.ginreikai.net/ メール office@ginreikai.net

(4) オストメイト社会適応訓練講習会

身

対 象	人工肛門又は人工膀胱を造設した方、家族の方及び一般の方
内 容	ストマの衛生管理、後遺症についての講習会等を実施
費 用	無料
申 込	火・金曜日の午前10時から午後3時に、下記へ申込み
問い合わせ先	公益社団法人 日本オストミー協会 東京支部 〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-45-5 新宿永谷ビル603 TEL・FAX 03-5272-3550 メール grbcq621@movie.ocn.ne.jp

(5) ^{きつ}吃音者発声練習と講習会

精

対 象	都内在住・在勤・在学の15歳以上の吃音者
内 容	吃音による諸問題の解決を図る活動を実施
費 用	無料（ただし、テキスト代等は受講者負担）
問い合わせ先	一般社団法人 東京言友会 〒170-0005 豊島区南大塚1-30-15 TEL 03-3942-9436（非常駐のため留守番電話） メール tokyogen@nifty.com

(6) 東京都読話講習会

身

対 象	都内在住の身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の中途失聴・難聴者 ※ろう学校在学中の方及び卒業生は除く
内 容	口唇の読み取り、会話の練習、類似語の練習
費 用	無料（ただし、教材費は受講者負担）
問い合わせ先	東京手話通訳等派遣センター 養成・研修課 〒160-0022 新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階 TEL 03-3352-3359 FAX 03-3354-6868

(1) 成年後見制度

成年後見制度は、判断能力が不十分であっても本人に不利益が生じることなく、安心して暮らせるよう、財産の保護や生活面に配慮しながら支援する人を定めるもので、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

【法定後見制度】

法定後見制度とは、すでに認知症、知的障害、精神障害等によって、判断能力が十分でない方に対し、裁判所が本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。困難な財産管理や身上保護（介護や施設入所等生活上の配慮をすること）あるいは遺産相続等に伴う契約行為を、成年後見人等が、保護・支援を行います。

本人の判断能力の程度によって、次の三類型に分かれます。

類 型	補 助	保 佐	後 見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	常に判断能力を欠く状態にある方
援助者	補助人	保佐人	成年後見人
申立てができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長、任意後見人等		
申立ての裁判所	本人の住所地を管轄する家庭裁判所		

【任意後見制度】

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、本人があらかじめ任意後見人を決め、公正証書による任意後見契約を結んでおく制度です。本人の判断能力が不十分になったときに、親族や任意後見受任者が家庭裁判所に申立て、任意後見監督人が選任されたのち、後見が開始します。

問い合わせ先

文京区社会福祉協議会権利擁護センター（あんしんサポート文京）

TEL 03-3812-3156 FAX 03-5800-2966

(2) 成年後見制度利用助成事業

成年後見制度を利用する方のうち、後見人、保佐人又は補助人等の報酬に係る費用等を負担することが困難で、かつ一定の要件を満たす方に対して、報酬費用等を助成します。
※なお、申立費用の助成については社会福祉協議会（権利擁護センター）が実施しています。（下記参照）

問い合わせ先 福祉政策課地域福祉係（シビックセンター11階北側）
TEL 03-5803-1202 FAX 03-5803-1357

(3) 権利擁護センター「あんしんサポート文京」

権利擁護センター「あんしんサポート文京」では、障害者が安心して地域社会での生活が続けられるように各種の支援を行っています。

支援の種類	支援の内容
福祉サービス利用援助事業 （地域福祉権利擁護事業）	知的障害者・精神障害者等で判断能力が十分でない方への福祉サービス利用に関する援助や日常的金銭管理、書類預かり等の支援（1時間1,000円～。なお、生活保護世帯は無料）
財産保全管理サービス	身体障害等で財産の管理が困難な方への日常的金銭管理、書類預かり等の支援（1時間1,000円～。なお、生活保護世帯は無料）
福祉法律相談	福祉サービス利用に関するトラブルや疑問、また、障害者の日常生活上の法律に関する事柄についての弁護士相談（個別相談・予約が必要）
成年後見制度利用相談	成年後見制度・財産管理の利用についての弁護士・司法書士相談（個別相談・予約が必要）
成年後見制度の利用支援	成年後見制度の利用に関する相談、利用の支援。また、成年後見制度に関する学習会を開催
成年後見制度申立費用助成	低所得などの理由で成年後見制度（法定後見）の申立費用が支払えない方対象の費用助成※成年後見人等の報酬助成は、福祉政策課が実施しています。（上記参照）
福祉サービスに対する苦情申し立てへの対応	福祉サービスに対する苦情・疑問等に対し、サービス提供事業者等と共に、解決に向けて対応します。

問い合わせ先 文京区社会福祉協議会権利擁護センター（あんしんサポート文京）
TEL 03-3812-3156 FAX 03-5800-2966

(4) 障害者差別解消法

障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者の、障害のある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすための決まりごとを定めた法律です。障害のあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。障害者差別解消法では、障害のある人への「不当な差別的取扱い」が禁止され、「合理的配慮の提供」が求められています。

	用語の説明（例示）	差別解消のための支援措置	
不当な差別的取扱い	正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、障害のない人にはつけない条件をつけたりすること。 例）・盲導犬を同伴している人の入店を拒否する。 ・障害のあることを理由にスポーツクラブの入会を断る。	・国の行政機関 ・地方公共団体 ・民間事業所	禁止
合理的配慮の提供	障害のある人から、「社会的障壁」を取り除くための何らかの配慮を求める意思の表明があったとき、負担になりすぎない範囲で対応すること。 例）・説明会や講演会などで、障害のある人の障害特性に応じて座席を決める。 ・障害のある人から、「自分で書類を書くのが難しいので代わりに書いてほしい」と申出があった時、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代筆する。	・国の行政機関 ・地方公共団体 ・民間事業所	義務 ※民間事業所は、令和6年4月1日から義務化

※障害を理由とする差別に関する相談窓口については、25ページをご参照ください。

問い合わせ先

障害福祉課障害福祉係（シビックセンター9階北側）

TEL 03-5803-1211 FAX 03-5803-1352

(5) 障害者虐待の防止

障害者の虐待は、どここの家庭や施設・職場でも起こり得る問題です。また、虐待を受ける人、してしまう人が虐待だと認識できず、自分から助けを求められない場合があります。

虐待を防ぐためには、住民一人ひとりが正しい知識を身につけ、小さな兆候を見逃さず、早期発見につなげることが大切です。

障害者虐待の種類 障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

- ① 養護者による虐待（家族・親族等）
- ② 障害者福祉施設従事者等による虐待（施設職員・ホームヘルパー等）
- ③ 使用者による虐待（仕事先の事業主等）

障害者虐待の例

身体的虐待	暴行により、体に傷や痛みを与える。
性的虐待	無理やりわいせつなことをする、させる。
心理的虐待	言葉や態度で、精神的苦痛を与える。
放棄・放任（ネグレクト）	世話や介助をせず、心身を衰弱させる。
経済的虐待	本人の同意なく、財産や年金、賃金などを使う。

障害者虐待に気づいた人には、市区町村の相談窓口への通報義務があります。通報や届出をした人の個人情報、守秘義務により守られます。また、匿名による通報も受け付けています。虐待の兆候に気づいたら、ご連絡、ご相談ください。

連絡・相談窓口

曜日・時間	窓口	電話番号 ファックス番号
【月～金曜日】 午前8時30分～午後5時15分	文京区障害者虐待防止センター (福祉部障害福祉課内)	03-5803-1818 03-5803-1352
【平日夜間】 午後5時15分～翌午前8時30分 【土・日曜日・祝日】24時間	文京区障害者基幹相談支援センター (文京総合福祉センター内)	03-5940-2903 03-5940-2904

(6) 選挙の投票



【郵便等投票】

身体に重度の障害があり、下表の要件に該当する方は、自宅などで郵便等により投票できる不在者投票制度があります。この制度を利用できる方は、原則として自書可能な方です。

事前の登録手続きが必要となりますので、詳しくは、区選挙管理委員会までお問い合わせください。

投票用紙等は、投票日の4日前まで（必着）に、区選挙管理委員会へ請求してください。

対 象

障害等の区分	障 害 等	等 級 等
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1 級又は 2 級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1 級又は 3 級
	免疫、肝臓	1 級から 3 級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第 2 項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第 3 項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護 5

郵便等投票における代理記載制度

上表の要件に該当し、かつ下表の要件に該当する方は、選挙権を有するあらかじめ届け出た代理人に、投票に関する記載をさせることができます。

障害等の区分	障 害 等	等 級 等
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1 級
戦傷病者手帳		特別項症から第 2 項症まで

【点字投票】

視覚に障害があり、点字での投票を希望する方は、投票所で係員にお申し付けください。点字で投票することができます。なお、各投票所には、点字器及び点字版の氏名等一覧を備え付けてあります。

【代理投票】

心身の故障等で文字の記載が困難なため、代理での投票を希望する方は、投票所で係員に伝えてください。係員が本人に代わって投票用紙に記載する、代理投票制度があります。

投票所配置物品等

各投票所には、次のものを用意しています。希望の方は、投票所で係員にお申し付けください。

- ・コミュニケーションボード（投票方法や質問等をイラストでまとめたものです。指さし等で、係員とコミュニケーションを取ることができます。）
- ・筆談ボード
- ・点字器
- ・車いす
- ・老眼鏡
- ・ルーペ
- ・文鎮
- ・点字版「選挙のお知らせ」、氏名等一覧
- ・投票用紙記入補助具

問い合わせ先

選挙管理委員会事務局（シビックセンター11階北側）

TEL 03-5803-1287 FAX 03-5803-1357

（７）裁判員制度参加者への支援

障害福祉サービス等を利用されている方等が、安心して裁判員制度に参加できるよう、支援策を実施します。裁判員候補者に選ばれた方は、各担当課にご相談ください。

対 象 者	内 容	費 用
障害福祉サービス利用者とその介護者	裁判所までの外出の支援 居宅介護及び短期保護等	無 料
要介護又は要支援と認定された方とその介護者	裁判所までの外出介助 通所介護及び訪問介護等	

問い合わせ先

対 象	担当課	電話番号	ファックス番号
身体・知的障害者関係	障害福祉課障害福祉係	03-5803-1211	03-5803-1352
精神障害者・難病患者等関係	予防対策課精神保健担当	03-5803-1847	03-5803-1355
高齢者関係	介護保険課給付係	03-5803-1388	03-5803-1380

(1) ふれあいの集い

12月3日から9日までの「障害者週間」に合わせて、障害者福祉についての関心と理解を深めていただくために、障害のある人も、ない人も共に集い、交流を図る「ふれあいの集い」を開催します。

- 内 容** 作品展（作品の募集等詳細については、「区報ぶんきょう」、区ホームページでお知らせします）
 障害者スポーツ体験コーナー
 手話体験コーナー 等
 ※内容は年度ごとに異なります。

開 催 日 年1回 12月に実施

問い合わせ先 障害福祉課障害者在宅サービス係

TEL 03-5803-1212 FAX 03-5803-1352

(2) 心のバリアフリーハンドブック

障害を理解し、サポートするときにはどのような配慮が必要なのかをまとめたハンドブックを作成し、区の窓口や学校、イベント等を通じて配付しています。

問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係

TEL 03-5803-1211 FAX 03-5803-1352



21

地域のささえあい

(1) 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受け、区や社会福祉協議会等の関係機関と協力して、生活に困っている方、障害者、児童、高齢者等の相談・支援を行うとともに、ボランティアとして地域に根ざした福祉活動をしています。

また、児童問題専門の主任児童委員が区域担当委員とともに活動しています。

地域の担当民生委員・児童委員については、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

福祉政策課地域福祉係（シビックセンター11階北側）

TEL 03-5803-1202 FAX 03-5803-1357

(2) 高齢者・身体障害者家庭「話し合い員」

文京区長から委嘱を受けた「話し合い員」が、定期的にひとり暮らしの高齢者や重度の身体障害者のいる家庭を訪問し、話し相手となることで孤独感や不安感を和らげ、あわせて、安否確認を行います。また、「話し合い員」は、区、高齢者あんしん相談センター、民生委員・児童委員等と連携した見守り活動を行います。

高齢者・身体障害者家庭「話し合い員」については、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

高齢福祉課高齢福祉推進係（シビックセンター9階南側）

TEL 03-5803-1213 FAX 03-5803-1350

(3) ボランティア活動等

これからの地域社会における福祉にとって、ボランティア活動は大変重要な役割です。文京区社会福祉協議会では、ボランティア活動を行うときの基本的な心構え、知識や技術を習得するための講座を開催しています。また、ボランティア活動の相談、団体の活動支援を行っています。

対 象

現在ボランティア活動に参加している方、又はこれからボランティア活動に参加を希望される方

内 容

広報紙「文社協だより」、「区報ぶんきょう」等で、ボランティア養成講座（手話講習会、点訳講習会、音訳講習会、傾聴ボランティア講習会等）の開催時期等をお知らせします。

※各講座は年度により開催状況が異なります。

費 用

無料 ※講座によりテキスト代等の実費負担があります。

申込み・問い合わせ先 文京区社会福祉協議会 地域連携ステーションボランティア担当

TEL 03-3812-3114 FAX 03-5800-2966

なお、以下のところでも手話通訳者等の養成講習を行っています。

【東京都手話通訳者等養成講習会】

募 集 年1回2月募集

対 象 3年以上の手話学習経験があり、講習終了後、都内で活動ができる方
4月1日現在で18歳以上の方

問い合わせ先 東京手話通訳等派遣センター養成・研修課

〒160-0022 新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階

TEL 03-3352-3359 FAX 03-3354-6868

【点訳奉仕員指導者養成講習会】

募 集 点訳に関する知識・経験があり、講習終了後、都内で指導活動ができる方

問い合わせ先 社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合点字図書館

〒169-8664 新宿区西早稲田2-18-2

TEL 03-3200-6160 FAX 03-3200-7755

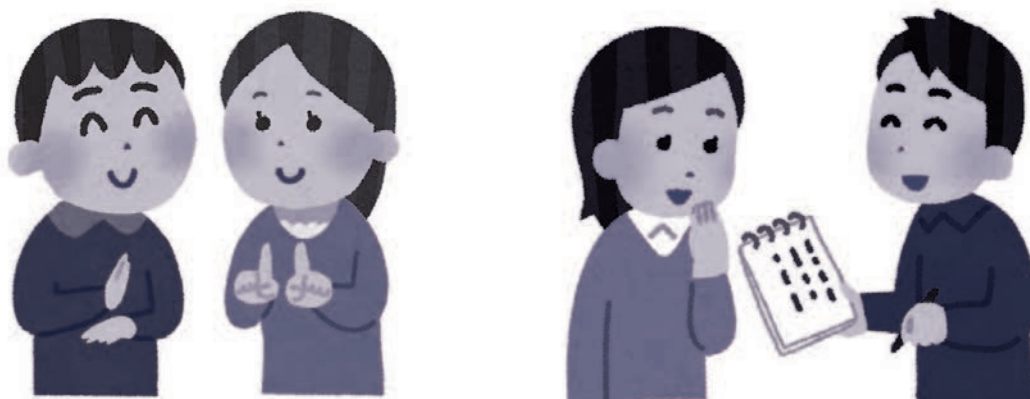
【音訳奉仕員指導者養成講習会】

募 集 音訳に関する知識・経験があり、講習終了後、都内で指導活動ができる方

問い合わせ先 社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合点字図書館

〒169-8664 新宿区西早稲田2-18-2

TEL 03-3200-6160 FAX 03-3200-7755





社会福祉法人 文京区社会福祉協議会

文京区社会福祉協議会は、文京区における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的にしています。

民生委員・児童委員、話し合い員、福祉団体、ボランティア・NPO団体、区民の方々の参加と協力のもとに、地域福祉の推進・向上に努めています。

事業内容

事業	事業内容	掲載ページ
地域での支えあい活動	ふれあいいきいきサロン	
	みまもり訪問事業	
	小地域福祉活動の推進	
	車椅子の貸し出し	79
	福祉車両の貸し出し	110
	介護予防日常生活支援総合事業	
文京ユアストーリー	終活支援事業	
子育て支えあい活動	ファミリー・サポート・センター事業	89
	文京区子育てサポーター認定制度	
	子ども食堂運営支援助成金	
いきいきシニア活動	高齢者クラブへの助成	
障害者の社会参加支援 精神障害者グループへの支援	通所施設合同運動会	
	心のふれあいをすすめる会への支援	
地域福祉活動への支援	民生委員・児童委員協議会への助成	
ボランティア・市民活動の推進	福祉教育の推進	172
	ボランティア養成講座	
	災害ボランティアセンターの運営	

地域連携ステーション 「フミコム」の運営	市民活動・地域活動等についての相談	
	新たな担い手の創出につながる講座や活動 団体の運営支援講座の開催	
	Bチャレ（提案公募型協働事業）の実施	
いきいきサポート	家事・介護援助	90
権利擁護センター	福祉サービス利用援助事業	165 ・ 166
	財産保全管理サービス事業	
	成年後見制度の利用支援	
歳末・地域福祉たすけあい運動	歳末・地域福祉たすけあい募金の実施	
生活福祉資金等貸付制度	福祉資金	54
	緊急小口資金	
受験生チャレンジ支援貸付事業	中学3年生、高校3年生への塾代と受験料 の支援	

問い合わせ先 〒113-0033 文京区本郷4-15-14 文京区民センター4階

担 当		電話番号	ファックス番号
総務係		03-3812-3040	03-5800-2966
地域福祉推進係 (貸付担当) (文京ユアストーリー)		03-5800-2942 03-5615-8017 03-5615-8851	
ささえあいサポート係	いきいきサポート	03-5800-2941	
	ファミリー・サポ ート・センター	03-3812-3043	
地域連携ステーション (フミコム)	フミコム	03-3812-3044	
	ボランティア担当	03-3812-3114	
権利擁護センター（あんしんサポート文京）		03-3812-3156	

(1) 教育センター（児童発達支援センター） **身知精難児**

教育センター（児童発達支援センター）では、身近な地域における通所支援機能である児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援などの地域支援に対応し、切れ目のないサービスの提供を行います。

【児童発達支援「そよかぜ」】

内 容 心身の発達に何らかの遅れや偏りのある就学前の乳幼児を対象に、日常生活における基本的動作の獲得や集団生活などへの適応力の向上を図ります。

利用日・時間 【月～金曜日】 午前9時30分～午後2時
【第2・4土曜日】 午前9時30分～午前11時30分

【放課後等デイサービス「ほっこり」】

内 容 心身の発達に何らかの遅れや偏りがある就学児（小学生）を対象に、社会生活・集団生活などへの適応力の向上を図ります。

利用日・時間 【月～金曜日】 午後2時～午後6時
【第2・4土曜日及び長期休み】 午後1時～午後5時

【特定相談支援事業及び障害児相談支援事業「なないろ」】

内 容 お子さんが児童発達支援や放課後等デイサービスなどの福祉サービスを利用する際に必要な「サービス等利用計画案」を相談支援専門員が作成します。給付決定後は、モニタリングにより計画の実施状況の把握等を行い、必要に応じて計画の変更を行うほか、お子さんが利用するサービス事業者等との連絡調整を行います。

利用日・時間 【月～金曜日及び第2・4土曜日】 午前9時～午後5時

休 館 日 日曜日・祝日、12月29日～1月3日

問い合わせ先 〒113-0034 文京区湯島4-7-10 FAX 03-5800-2590

【児童発達支援「そよかぜ」】 TEL 03-5800-2631

【放課後等デイサービス「ほっこり」】 TEL 03-5800-2632

【特定相談支援事業及び障害児相談支援事業「なないろ」】

TEL 03-5800-2594

（地図は、19ページに掲載しています。）

(2) 文京総合福祉センター

文京総合福祉センターは、障害者部門、高齢者部門、子育て支援部門にまたがった総合的な福祉施設です。

施設名	階数	事業概要	問い合わせ先
文京福祉センター 江戸川橋	4 階	【老人福祉センター】 高齢者の介護予防 健康相談 一般入浴 高齢者団体の活動の場の提供等 【地域福祉振興施設】 視聴覚室 地域活動室等の貸し出し	文京福祉センター 江戸川橋 TEL 03-5940-2901
子育てひろば 江戸川橋	3 階	保護者と就学前の乳幼児の遊び場 専門相談員による子育てについての相談	子育てひろば 江戸川橋 TEL 03-5940-2909
子どもショートステイ トワイライトステイ	3 階	2 歳から小学校 6 年生までの子どもの、夜間の時間帯や宿泊を伴う緊急一時預かり	子ども家庭支援 センター家庭支援係 TEL 03-5803-1894
障害者支援施設 リアン文京	1 階 ～ 3 階	①短期入所 (P185) ②生活介護 (P183) ③施設入所支援 (P183) ④就労継続支援 (P183・184) ⑤計画相談支援 (P188) ⑥地域活動支援センター (P185) ⑦日中短期入所 (P185) ⑧放課後等デイサービス (P189) ⑨障害児相談支援 (P190)	障害者支援施設 リアン文京 TEL 03-5940-2822 【運営】 社会福祉法人 武蔵野会
文京区障害者 基幹相談支援センター (23ページ)	1 階	障害のある方への社会福祉士等の専門相談員による相談支援	文京区障害者基幹 相談支援センター TEL 03-5940-2903

所在地 文京区小日向 2-16-15

交通案内

東京メトロ有楽町線：「江戸川橋」駅

4 番出口徒歩 4 分

都バス：【上69】【飯64】「石切橋」徒歩 3 分

都バス：【上58】「江戸川橋」徒歩 8 分

Bーぐる：目白台・小日向ルート 6・21 番
「文京総合福祉センター」徒歩 1 分



(3) 障害者会館 【シビックセンター 3階 南側】

区内の障害者・児の団体等が自主的に活動できる場の提供です。

障害者等で構成され、かつ一定の要件を備えている団体は、障害者団体として登録でき、使用料が5割減額となるとともに、使用申込が一般団体より優先されます。

障害者団体登録 【団体登録要件】

- ① 障害者（児）の福祉向上を目的に活動する団体であること。
- ② 団体構成員が10人以上であること。
- ③ 構成員の過半数が文京区に在住、在勤、在学する障害者（児）及びその家族であること。

【申請に当たっての必要書類】

- ① 団体登録申請書
区ホームページからダウンロードできます。
- ② 会員名簿 在勤の方は勤務先の住所も記載してください。
- ③ 規約又は会則
- ④ 活動計画書



区HP

【提出先】 障害福祉課障害福祉係（シビックセンター9階北側）

利用時間

【月～金曜日】 午前9時～午後5時

休館日

祝日、年末年始

※平日の夜間（午後6時～9時30分）及び土・日曜日・祝日の全日は、区民会議室として開館しています（障害者登録団体の優先受付及び使用料の減額はありません）。

利用申込方法

窓口又は「文の京」施設予約ねっとで申込みます。

利用申込期間

利用する月の3か月前の20日から月末まで抽選申込を受け付けます。

2か月前の8日以降は随時受け付けます。



施設予約ねっと

	3月前	2月前		1月前	使用日の月
	20～月末	1日～7日	8日～	1日～	
障害者団体	抽選申込 →	抽選 当落確認	先着順受付 →		当日
その他一般団体				先着順受付 →	

会議室及び使用料

区 分	定 員	使 用 料 (50%減の額)	
		午前9時～12時	午後1時～5時
会議室A	30人	1,700円 (850円)	2,300円 (1,150円)
会議室B	30人	1,700円 (850円)	2,300円 (1,150円)
会議室C	30人	1,800円 (900円)	2,600円 (1,300円)
和 室	30人	1,800円 (900円)	2,600円 (1,300円)

※会議室AとBは、続き部屋として使用できます。

問い合わせ先

問い合わせ先	電話番号	ファックス番号
障害者会館	03-5803-1115	03-5803-1372
障害福祉課障害福祉係	03-5803-1211	03-5803-1352

(4) 国立障害者リハビリテーションセンター(自立支援局)

自立支援局では、障害者総合支援法に基づく「指定障害者支援施設」において各種福祉サービスを提供しています。

事業サービスの種類は自立訓練（機能訓練）（頸髄損傷）、自立訓練（機能訓練）（視覚）、自立訓練（生活訓練）（高次脳機能障害等）、就労移行支援、就労移行支援（養成施設）（視覚）、の5つの事業及び施設入所支援のサービスを提供しています。

なお、各サービスを利用するには、市区町村から「障害福祉サービス受給者証」の交付を受ける必要があります。

問い合わせ先

国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局 総合相談課

〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1

TEL 04-2995-3100（代表） FAX 04-2992-4525（直通）

メールアドレス rehab-soudan@mhlw.go.jp

(5) 東京都障害者福祉会館

障害者・ボランティア及び家族など、障害者の福祉の増進を目的とする関係者を対象とした福祉施設です。

内 容	① 集会室などの利用公開 ② 相談（ピアカウンセリング、法律相談） ③ 視覚障害者日常生活情報点訳等サービス
利 用 時 間	午前9時～午後9時（火曜日は午前9時～午後4時30分）
利 用 方 法	具体的な利用方法については、事前に下記までお問い合わせください。
費 用	無料
問い合わせ先	〒108-0014 港区芝5-18-2 TEL 03-3455-6321 FAX 03-3453-6550

(6) 東京都障害者IT地域支援センター

身知精難児

障害のある方、ご家族の方及び区市町村において障害のある方のIT利用支援を担当する職員の方等を対象に、電話、FAX、メール、又は来所によるITに関する利用相談や機器の展示を実施しています。

また、パソコンやタブレットの基本操作体験も無料で行っています。

申し込みは下記問い合わせ先まで。相談、体験等、事前に予約が必要です。

問い合わせ先	〒112-0006 文京区小日向4-1-6 東京都社会福祉保健医療研修センター1階 TEL 03-6682-6308 FAX 03-6686-1277 メール info@tokyo-itcenter.com
--------	--

(7) 東京都盲ろう者支援センター



視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろう児・者が安心して日常生活を送れるようにサポートし、自立と社会参加の促進を図っています。

内 容

①相談	盲ろう児・者や盲ろう児・者に関係する方から相談を受け、情報提供や問題解決の支援
②訓練	コミュニケーション、パソコン、生活について、盲ろう児・者の自立を目的とした個別訓練
③社会参加促進	盲ろう児・者の社会参加の支援として、交流会や学習会の開催
④日常生活のサポート	・盲ろう児・者へ通訳及び外出時の付き添いをする通訳・介助者の派遣 ・通訳・介助者の養成講習会の開催
⑤盲ろう児支援	盲ろう児向け交流会の開催、ピアサポート

費 用 無料（ただし、場合によって参加費の自己負担あり）

問い合わせ先 〒162-0832 東京都新宿区岩戸町4番地 87ビルディング岩戸町2階
TEL 03-6228-1282 FAX 03-6228-1283
メール tokyo-db@tokyo-db.or.jp

(8) 東京都盲人福祉協会



都内在住の視覚障害者を対象に相談・訓練等を行っています。お気軽にお電話ください。

①相談・訓練	家庭生活訓練事業 中途失明者緊急生活訓練事業 スマホ・パソコン講座
②教養講座	盲青年等社会生活教室 視覚障害者音楽教室
③情報配信	・点字・録音刊行物の作成、配布 ・点字による即時情報ネットワーク事業 ① 新聞等の情報を抜粋し、点字誌として無料で提供 ※原則として土・日・祝日・年末年始を除き毎日 ② ①の情報を音声化して電話により365日24時間提供 【電話ナビゲーションシステム専用電話番号】 TEL 0570-021802 ※電話料金がかかります。

費 用 無料（ただし、場合によって参加費等の自己負担あり）

問い合わせ先 公益社団法人 東京都盲人福祉協会

〒169-0075 新宿区高田馬場1-9-23

TEL 03-3208-9001 FAX 03-3208-9005

メール info@tomoukyo.or.jp

聞こえない方・聞こえにくい方とその関係者を対象に、生活文化の向上、情報・コミュニケーション事業の推進、各種相談支援を行っています。各事業の詳細については、当センターホームページをご覧ください。

内 容

①相談	・聴覚障害全般の相談、生活相談、きこえや補聴機器についての相談（秘密は厳守いたします。） ・聴覚障害や手話に関する情報提供
②ライブラリー	・聴覚障害者用字幕付手話付ビデオ・DVDの制作、貸出 ・日本語字幕付16ミリフィルムの貸出 ・聴覚障害や手話に関する図書や資料の貸出
③文化教養講座	連続の講座や講演会など ※開催時期や回数などは講座により異なります。 詳細は、お問い合わせください。

費 用

原則無料（材料費やテキスト代が必要な場合があります。）

開 館 時 間

【火・水・木・土曜日】 午前10時～午後5時

【金曜日】 午前10時～午後7時

問い合わせ先

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター（聴覚障害者情報提供施設）

〒153-0053 目黒区五本木1-8-3

TEL 03-6833-5004 FAX 03-6833-5005

メール soudan@jyoubun-center.or.jp

ホームページURL <https://www.jyoubun-center.or.jp/>

※メール、ファックスは24時間受信可能です。

メール、ファックス相談の返信にはお時間をいただくことがあります。

(10) 障害者・児サービス事業所一覧

【障害者総合支援法に基づくサービス】

【施設入所支援】

(対象者) 身…身体障害 知…知的障害 精…精神障害 難…難病

事業所名 (運営主体)	住所	電話番号 ファックス番号	対象者 (精神は発達障害を含む)	対象に児童 を含む
リアン文京 (社会福祉法人 武蔵野会)	小日向 2-16-15	03-5940-2822 03-5940-2823	身 知	

【生活介護】

(対象者) 身…身体障害 知…知的障害 精…精神障害 難…難病

事業所名 (運営主体)	住所	電話番号 ファックス番号	対象者 (精神は発達障害を含む)	対象に児童 を含む
文京区立本郷福祉センター (社会福祉法人 太陽福祉協会)	本駒込 4-35-15 文京区勤労福祉会館 2 階	03-3823-8091 03-3823-8092	知	
文京区立小石川福祉作業所 (社会福祉法人 佑啓会)	小石川 3-30-6	03-3811-1431 03-5689-4523	身 知	
こぼん (社会福祉法人 武蔵野会)	小日向 2-16-15	03-5940-2822 03-5940-2823	身 知	
ワークショップやまどり (社会福祉法人 山鳥の会)	弥生 2-9-6	03-5684-0770 03-3812-5300	身 知 精	
はへと・ピア (社会福祉法人 文京槐の会)	大塚 4-21-8	03-3943-4300 03-3943-4330	身 知	
はへと・ピア 2 (社会福祉法人 文京槐の会)	小石川 4-4-5	03-6801-8571 03-6801-8581	知	
だんござかハウス (株式会社 津知弥)	千駄木 2-33-8 津知弥ビル 1 階～3 階	03-3823-2844 03-5834-7287	身 知 精	
生活介護みらいコンパス根津 (一般社団法人 みらいコンパス)	根津 2-14-11 T ツウィングビル 3 階	03-5809-0254 03-5809-0259	知	

【就労移行支援（一般型）】

(対象者) 身…身体障害 知…知的障害 精…精神障害 難…難病

事業所名 (運営主体)	住所	電話番号 ファックス番号	対象者 (精神は発達障害を含む)	対象に児童 を含む
文京区立大塚福祉作業所 (社会福祉法人 佑啓会)	大塚 4-50-1	03-3946-5601 03-3946-2667	身 知	
銀杏企画三丁目 移行分室 (社会福祉法人 本郷の森)	本郷 3-37-1 中村ビル 2 階	03-3868-3871 03-3868-3552	精	
はへと・ピア 2 (社会福祉法人 文京槐の会)	小石川 4-4-5	03-6801-8571 03-6801-8581	知	
ペルーフ (有限会社 人財教育社)	小石川 5-4-1 サイドビル茗荷谷 9 階	03-5803-2424 03-5803-2425	身 知 精 難	
JoBridge (ジョブリッジ) 飯田橋 (GIURI 株式会社)	後楽 2-2-10 松屋ビル 8 階	03-3868-2680 03-3868-2682	精	
atGPジョブトレ お茶の水 (株式会社 ゼネラルパートナーズ)	湯島 2-31-15 和光湯島ビル 7 階	050-3645-0581 050-3535-6016	精 難	
サンヴィレージ文京センター (株式会社 サンヴィレージ)	本駒込 3-20-3 講談社FSビル 7 階	03-5832-9618 03-5832-9619	身 知 精 難	

【就労継続支援（B型）】

(対象者) 身…身体障害 知…知的障害 精…精神障害 難…難病

事業所名 (運営主体)	住所	電話番号 ファックス番号	対象者 (精神は発達障害を含む)	対象に児童 を含む
文京区立大塚福祉作業所 (社会福祉法人 佑啓会)	大塚 4-50-1	03-3946-5601 03-3946-2667	身 知	
文京区立小石川福祉作業所 (社会福祉法人 佑啓会)	小石川 3-30-6	03-3811-1431 03-5689-4523	身 知	
ワークプレイスぶんぶん (社会福祉法人 武蔵野会)	小日向 2-16-15	03-5940-2822 03-5940-2823	身 知	
ワークショップやまどり (社会福祉法人 山鳥の会)	弥生 2-9-6	03-5684-0770 03-3812-5300	身 知 精	

銀杏企画 (社会福祉法人 本郷の森)	本郷 5-25-8 香川ビル	03-5684-0991 03-5684-0964	精	
銀杏企画Ⅱ (社会福祉法人 本郷の森)	本郷 3-16-4 本郷天理ビル3階	03-5684-0999 03-5684-6299	精	
銀杏企画三丁目 (社会福祉法人 本郷の森)	本郷 3-29-6 カリテス佐々木ビル2階	03-5684-1016 03-5684-1018	精	
工房わかざり (社会福祉法人 わかざり)	春日 2-19-3 北原ビル3階	03-3812-3417 03-3830-0576	知	
abeam(アビーム) (社会福祉法人 復生あせび会)	千石 4-37-4 ウイスタリア千石1階	03-3945-2195 03-3943-0652	精	
ティ・リーフ (株式会社 NTTクリエイティブ)	本駒込 2-27-10 本駒込 S I ビル3階	03-5319-1520 03-5319-1521	身 知 精 難	
ふる里学舎本郷 (社会福祉法人 佑啓会)	本郷 2-21-7	03-5803-2333 03-5803-2340	知	
アイビス文京 (株式会社 関東IBIS)	本郷 3-13-11 恩田ビルB1階	03-6801-6071 03-6801-6072	精	

【就労定着支援】 (対象者) 身…身体障害 知…知的障害 精…精神障害 難…難病

事業所名 (運営主体)	住所	電話番号 ファックス番号	対象者 (精神は発達障害を含む)	対象に児童 を含む
銀杏企画三丁目 移行分室 (社会福祉法人 本郷の森)	本郷 3-37-1 中村ビル2階	03-3868-3871 03-3868-3552	精	
ペルーフ Integra (有限会社 人財教育社)	小石川 5-4-1 サイドビル荻荷谷9階	03-5803-2424 03-5803-2425	身 知 精 難	
atGPジョブトレお茶の水 (株式会社 ゼネラルパートナーズ)	湯島 2-31-15 和光湯島ビル7階	050-3645-0581 050-3535-6016	精 難	
サンヴィレッジ文京センター (株式会社 サンヴィレッジ)	本駒込 3-20-3 講談社FSビル7階	03-5832-9618 03-5832-9619	身 知 精 難	

【自立訓練（生活訓練）】 (対象者) 身…身体障害 知…知的障害 精…精神障害 難…難病

事業所名 (運営主体)	住所	電話番号 ファックス番号	対象者 (精神は発達障害を含む)	対象に児童 を含む
リヴァトレ御茶ノ水 (株式会社 リヴァ)	本郷 2-3-7 お茶の水元町ビル1階	03-6240-0912 03-6240-0913	精	

【共同生活援助（GH）】 (対象者) 身…身体障害 知…知的障害 精…精神障害 難…難病

事業所名 (運営主体)	住所	電話番号 ファックス番号	対象者 (精神は発達障害を含む)	対象に児童 を含む
ドリームハウスⅢ、Ⅳ (社会福祉法人 ドリームヴィ)	白山 2-25-5	03-5805-6464 03-5805-6464	知	
エルムンド (社会福祉法人 太陽福祉協会)	エルムンド小石川 小石川 5-7-5	03-3942-5225 03-3942-5225	知	
	エルムンド千石(ウノ・ドス) 千石 2-33-17	03-5981-8320 03-5981-8320	身 知	
わかざりの家 (社会福祉法人 わかざり)	春日 2-19-3 北原ビル4、5階	03-3812-3501 03-3812-3501	知	
陽だまりの郷 (社会福祉法人 文京槐の会)	小石川 4-4-5	03-6801-8571 03-6801-8581	身 知	
こみゅ動坂 (社会福祉法人 むそう)	千駄木 4-8-14	03-5834-7662 03-5834-7663	身 知 精 難	
ホームいちょう (社会福祉法人 本郷の森)	千駄木	03-3823-6474 03-3823-6474	精	
第2ホームいちょう (社会福祉法人 本郷の森)	本郷	03-3868-2330 03-3868-2330	精	
文京ホーム アンダンテ (社会福祉法人 復生あせび会)	文京区内	03-5981-5620 03-3944-6460	精	
のんのハウス千駄木 (一般社団法人 楠の木会)	千駄木 4-23-4	03-5851-8520 03-5851-8522	知 精	
だんござかホーム (株式会社 津知弥)	千駄木 2-33-8 津知弥ビル5階～7階	03-5832-9250 03-5898-9256	知	
BOF湯島/BOF光 (一般社団法人 BOF)	湯島 2-7-7 光ビル	090-8437-5797 045-902-5967	知 精	

すずらんハウス/小泉ユニット (特定非営利活動法人 豊島区すずらんハウス運営委員会)	文京区内	03-5926-6679 03-5926-6680	精	
---	------	------------------------------	---	--

【短期入所】

(対象者) 身…身体障害 知…知的障害 精…精神障害 難…難病

事業所名 (運営主体)	住所	電話番号 ファックス番号	対象者 (精神は発達障害を含む)	対象に児童 を含む
リアン文京 ※ (社会福祉法人 武蔵野会)	小日向 2-16-15	03-5940-2822 03-5940-2823	身 知	○
こみゅ動坂 (社会福祉法人 むそう)	千駄木 4-8-14	03-5834-7662 03-5834-7663	身 知 精 難	
だんござかホーム (株式会社 津知弥)	千駄木 2-33-8 津知弥ビル 5階～7階	03-5832-9250 03-5898-9256	知	○

※日中短期入所を含む。対象者：日中短期入所…小学生以上、短期入所…中学生以上

【地域活動支援センター】

(対象者) 身…身体障害 知…知的障害 精…精神障害 難…難病

事業所名 (運営主体)	住所	電話番号 ファックス番号	対象者 (精神は発達障害を含む)	対象に児童 を含む
マイポジション (社会福祉法人 武蔵野会)	小日向 2-16-15	03-5940-2822 03-5940-2823	身 知 精	○※1
エナジーハウス (特定非営利活動法人 エナジー本舗)	千駄木 5-10-8	03-3828-6517 03-5832-9721	精	
文京地域生活支援センターあかり (社会福祉法人 復生あせび会)	千石 4-27-12 水間ビル 1階	03-5976-3351 03-3944-0288	精	
地域活動支援センターみんなの部屋 (公益財団法人 東京カリタスの家)	関口 3-16-15 カトリックセンター地下1階	03-3947-9365 03-6912-2161	精	
アンビション文京 (特定非営利活動法人 特別支援教育研究会)	小石川 2-6-5 小石川 2丁目ビル地下1階	03-5615-8701 03-5615-8702	知	
地域活動支援センター ぱれっと (社会福祉法人 文京槐の会)	大塚 4-21-8	03-3943-4300 03-3943-4330	知	○※2

※1 医療的ケア児（未就学児）の社会体験プログラム（85ページ）

※2 長期休暇中の放課後等デイサービス通所後の利用に限る

【居宅介護】

(対象者) 身…身体障害 知…知的障害 精…精神障害 難…難病

事業所名 (運営主体)	住所	電話番号 ファックス番号	対象者 (精神は発達障害を含む)	対象に児童 を含む
地域プラザ ふらっと (社会福祉法人 武蔵野会)	小日向 2-16-15	03-5940-2822 03-5940-2823	身 知 精 難	
くっしょん (社会福祉法人 文京槐の会)	大塚 4-21-8	03-3943-4300 03-3943-4330	身 知	○
あいえるPiA 24 (特定非営利活動法人 スタジオアイエル文京)	本駒込 3-15-10	03-5814-9225 03-5814-9226	身 知	○
文京ガイドヘルプサービス (有限会社 文京ガイドヘルプサービス)	本郷 2-40-13-707	03-3815-6310 03-3815-6294	身	
老松ケアサービス (有限会社 老松ケアサービス)	大塚 5-15-10 三恵ビル 1階	03-3941-0811 03-3943-3937	身 知 精 難	
有限会社アドワンス サポート・コスモス (有限会社 アドワンス)	千駄木 5-49-1	03-5814-1554 03-5814-1584	身 知 精 難	
佐々木ケアサービス株式会社 在宅介護事業部千駄木営業所 (佐々木ケアサービス 株式会社)	千駄木 4-1-22	03-5832-8522 03-3827-2120	身 知 精 難	
ケアワーク弥生 (株式会社 ケアワーク弥生)	弥生 2-15-13	03-3811-1056 03-3811-1267	身 知 精 難	
ニチイケアセンター茗荷谷 (株式会社 ニチイ学館)	春日 2-10-15 志知ビル 2階	03-5840-8516 03-5840-8519	身 知 精 難	○
SOMPOケア 白山 訪問介護 (SOMPOケア 株式会社)	白山 5-17-19-2階	03-5319-3911 03-5319-3912	身 知 精 難	○
ピクシー介護サービス (株式会社 ピクシー)	本駒込 2-20-6 本駒込 2丁目ビル	03-6912-1901 03-6912-1906	身 知 精 難	○
ヘルパーステーション ケアワーク東京 (株式会社 ケアワーク弥生)	千駄木 4-9-6-101	03-5815-5814 03-5815-5813	身 知 精 難	
カインド・ケア・ステーション文京 (有限会社 カインドケア)	湯島 4-6-12 湯島ハイタウンB-915号	03-3868-8758 03-3868-8768	身 知 精	○

介護ハートランド東京 (株式会社 アッパー)	小石川2-6-19 中銀第2小石川マンション101	03-6240-0302 03-6272-6822	身 知 精 難	
居宅介護事業所「小さな輪」 (特定非営利活動法人 夢織工房)	千駄木2-18-1	03-3821-4183 03-3821-3683	身 知 精	○
フィット西片ケアサービス (株式会社 FIT西片)	白山1-6-5 シルバークラザ白山104号室	03-3868-3522 03-3868-3005	身 知 精 難	
グッドライフケア訪問介護 文京 (株式会社 グッドライフケア東京)	小石川2-19-1 林田ビル1階	03-3868-2910 03-3868-2876	身 知 精 難	
ヘルパーステーションせら (株式会社 けせら)	本郷3-15-2 本郷二村ビル201	03-5840-7040 03-5840-7040	身 知 精 難	
ピカ1ケア (エイチアイケーサービス 合同会社)	小石川5-34-10	03-6801-5436 03-3812-2740	身	
虹さぼーとすてーしょん (れーげんぼーげん 株式会社)	向丘1-3-1-705	03-3815-7667 03-3815-7667	身 知 精	
ホームケアよすが (株式会社 SORA)	千駄木3-42-5 セントラルヴィラ千駄木102号室	03-6821-1855 03-6732-1494	身 知 精 難	○
お・結びケアサービス (合同会社 F & K)	千石4-46-14 青山ビル401	03-6912-0503 03-6912-0506	身 知 精 難	
ケアリッツ白山 (株式会社 ケアリッツ・アンド・パートナーズ)	白山4-21-15 ホワイトキューブマツシタ102	03-6240-0891 03-6240-0892	身 知 精 難	
あいむすび文京 (巴電気通信 株式会社)	小石川5-38-4	03-5844-6566 03-5844-6818	身 知 精 難	
ケアシステム風丸 (kukor 株式会社)	本郷4-16-6 天翔オフィス1301	03-3868-0120 03-3868-0102	身 知 精 難	○
ケア21文京 (株式会社 ケア21)	向丘2-34-12 清水ビル1階	03-3828-5490 03-3828-5493	身 知 難	○
訪問介護事業所さきずな 本郷赤門店 (株式会社 快活快護)	本郷4-5-10 サンファミリー本郷203	03-5990-9227	身 知 精 難	○

【重度訪問介護】

(対象者) 身…身体障害 知…知的障害 精…精神障害 難…難病

事業所名 (運営主体)	住所	電話番号 ファックス番号	対象者 (精神は発達障害を含む)	対象に児童 を含む
あいえるPiA 24 (特定非営利活動法人 スタジオアイエル文京)	本駒込3-15-10	03-5814-9225 03-5814-9226	身 知	
老松ケアサービス (有限会社 老松ケアサービス)	大塚5-15-10 三恵ビル1階	03-3941-0811 03-3943-3937	身 知 精 難	
有限会社アドワンス サポート・コスモス (有限会社 アドワンス)	千駄木5-49-1	03-5814-1554 03-5814-1584	身 知 精 難	
佐々木ケアサービス株式会社 在宅介護事業部千駄木営業所 (佐々木ケアサービス 株式会社)	千駄木4-1-22	03-5832-8522 03-3827-2120	身 知 精 難	
ケアワーク弥生 (株式会社 ケアワーク弥生)	弥生2-15-13	03-3811-1056 03-3811-1267	身 知 精 難	
ニチイケアセンター茗荷谷 (株式会社 ニチイ学館)	春日2-10-15 志知ビル2階	03-5840-8516 03-5840-8519	身	
SOMPOケア 白山 訪問介護 (SOMPOケア 株式会社)	白山5-17-19-2階	03-5319-3911 03-5319-3912	身 知 精 難	
ヘルパーステーション ケアワーク東京 (株式会社 ケアワーク弥生)	千駄木4-9-6-101	03-5815-5814 03-5815-5813	身 知 精 難	
カインド・ケア・ステーション文京 (有限会社 カインドケア)	湯島4-6-12 湯島ハイタウンB-915号	03-3868-8758 03-3868-8768	身	
介護ハートランド東京 (株式会社 アッパー)	小石川2-6-19 中銀第2小石川マンション101	03-6240-0302 03-6272-6822	身 知 精 難	
グッドライフケア訪問介護 文京 (株式会社 グッドライフケア東京)	小石川2-19-1 林田ビル1階	03-3868-2910 03-3868-2876	身 知 精 難	
ヘルパーステーションせら (株式会社 けせら)	本郷3-15-2 本郷二村ビル201	03-5840-7040 03-5840-7040	身 知 精 難	
ピカ1ケア (エイチアイケーサービス 合同会社)	小石川5-34-10	03-6801-5436 03-3812-2740	身	
ホームケアよすが (株式会社 SORA)	千駄木3-42-5 セントラルヴィラ千駄木102号室	03-6821-1855 03-6732-1494	身 知 精 難	○
お・結びケアサービス (合同会社 F & K)	千石4-46-14 青山ビル401	03-6912-0503 03-6912-0506	身 知 精 難	

あいむすび文京 (巴電気通信 株式会社)	小石川5-38-4	03-5844-6566 03-5844-6818	身 知 精 難	
ケア21文京 (株式会社 ケア21)	向丘2-34-12 清水ビル1階	03-3828-5490 03-3828-5493	身 知 難	○
ケアシステム風丸 (kukor 株式会社)	本郷4-16-6 天翔オフィス1301	03-3868-0120 03-3868-0102	身 知 精 難	○
訪問介護事業所きずな 本郷赤門店 (株式会社 快活快護)	本郷4-5-10 サンファミリー本郷203	03-5990-9227	身 知 精 難	○

【同行援護】

(対象者) 身…身体障害 知…知的障害 精…精神障害 難…難病

事業所名 (運営主体)	住所	電話番号 ファックス番号	対象者 (精神は発達障害を含む)	対象に児童 を含む
文京ガイドヘルプサービス (有限会社 文京ガイドヘルプサービス)	本郷2-40-13-707	03-3815-6310 03-3815-6294	身	○
ケアワーク弥生 (株式会社 ケアワーク弥生)	弥生2-15-13	03-3811-1056 03-3811-1267	身	○
あいえるPiA 24 (特定非営利活動法人 スタジオアイエル文京)	本駒込3-15-10	03-5814-9225 03-5814-9226	身	○
居宅介護事業所「小さな輪」 (特定非営利活動法人 夢織工房)	千駄木2-18-1	03-3821-4183 03-3821-3683	身	○
虹さぼーとすてーしょん (れーげんぼーげん 株式会社)	向丘1-3-1-705	03-3815-7667 03-3815-7667	身	
ヘルパーステーション パワーエール (株式会社 パワーエール)	白山5-21-9-101 スカイコート文京白山第二	03-4363-5468 050-1510-6045	身	
ホームケアよすが (株式会社 SORA)	千駄木3-42-5 セントラルヴィラ千駄木102号室	03-6821-1855 03-6732-1494	身	○
訪問介護事業所きずな 本郷赤門店 (株式会社 快活快護)	本郷4-5-10 サンファミリー本郷203	03-5990-9227	身	○

【行動援護】

(対象者) 身…身体障害 知…知的障害 精…精神障害 難…難病

事業所名 (運営主体)	住所	電話番号 ファックス番号	対象者 (精神は発達障害を含む)	対象に児童 を含む
ケアシステム風丸 (kukor 株式会社)	本郷4-16-6 天翔オフィス1301	03-3868-0120 03-3868-0102	身 知 精 難	○

【移動支援事業】

(対象者) 肢…肢体不自由 視…視覚障害 知…知的障害 精…精神障害 難…難病

事業所名 (運営主体)	住所	電話番号 ファックス番号	対象者 (精神は発達障害を含む)	対象に児童 を含む
地域プラザ ふらっと (社会福祉法人 武蔵野会)	小日向2-16-15	03-5940-2822 03-5940-2823	肢 視 知 精 難	○
くっしょん (社会福祉法人 文京槐の会)	大塚4-21-8	03-3943-4300 03-3943-4330	肢 知	○
老松ケアサービス (有限会社 老松ケアサービス)	大塚5-15-10 三恵ビル1階	03-3941-0811 03-3943-3937	肢 知 精 難	
あいえるPiA 24 (特定非営利活動法人 スタジオアイエル文京)	本駒込3-15-10	03-5814-9225 03-5814-9226	肢 知	○
佐々木ケアサービス株式会社 在宅介護事業部千駄木営業所 (佐々木ケアサービス 株式会社)	千駄木4-1-22	03-5832-8522 03-3827-2120	肢 知 精 難	
ケアワーク弥生 (株式会社 ケアワーク弥生)	弥生2-15-13	03-3811-1056 03-3811-1267	肢 知 精 難	○
文京ガイドヘルプサービス (有限会社 文京ガイドヘルプサービス)	本郷2-40-13-707	03-3815-6310 03-3815-6294	視	○
SOMPOケア 白山 訪問介護 (SOMPOケア 株式会社)	白山5-17-19-2階	03-5319-3911 03-5319-3912	肢 視 知 精	○
有限会社アドワンス サポート・コスモス (有限会社 アドワンス)	千駄木5-49-1	03-5814-1554 03-5814-1584	肢 視 知 精 難	○
ピクシー介護サービス (株式会社 ピクシー)	本駒込2-20-6 本駒込2丁目ビル	03-6912-1901 03-6912-1906	肢 知 精	○
ヘルパーステーション ケアワーク東京 (株式会社 ケアワーク弥生)	千駄木4-9-6-101	03-5815-5814 03-5815-5813	肢 知 精 難	○

移動支援事業所「小さな輪」 (特定非営利活動法人 夢織工房)	千駄木2-18-1	03-3821-4183 03-3821-3683	肢 視 知 精	○
フィット西片ケアサービス (株式会社 FIT西片)	白山1-6-5 シルバープラザ白山104号室	03-3868-3522 03-3868-3005	肢 視 知 精	○
グッドライフケア訪問介護 文京 (株式会社 グッドライフケア東京)	小石川2-19-1 林田ビル1階	03-3868-2910 03-3868-2876	肢 視 知 精 難	
ピカ1ケア (エイチアイケーサービス 合同会社)	小石川5-34-10	03-6801-5436 03-3812-2740	肢	
ホームケアよすが (株式会社 SOURA)	千駄木3-42-5 セントラルヴィラ千駄木102号室	03-6821-1855 03-6732-1494	肢 視 知 精 難	○
虹さぼーとすてーしょん (れーげんぼーげん 株式会社)	向丘1-3-1-705	03-3815-7667 03-3815-7667	視 知	○
ヘルパーステーションせら (株式会社 けせら)	本郷3-15-2 本郷二村ビル201	03-5840-7040 03-5840-7040	肢 視 知 精 難	○
ケアシステム風丸 (kukor 株式会社)	本郷4-16-6 天翔オフィス1301	03-3868-0120 03-3868-0102	肢 知 精 難	○
ケア21文京 (株式会社 ケア21)	向丘2-34-12 清水ビル1階	03-3828-5490 03-3828-5493	肢 知	○
訪問介護事業所きずな 本郷赤門店 (株式会社 快活快護)	本郷4-5-10 サンファミリー本郷203	03-5990-9227	肢 視 知 精 難	○

【計画相談支援】

(対象者) 身…身体障害 知…知的障害 精…精神障害 難…難病

事業所名 (運営主体)	住所	電話番号 ファックス番号	対象者 (精神は発達障害を含む)	対象に児童 を含む
文京区児童発達支援センター (文京区)	湯島4-7-10 教育センター内	03-5800-2594 03-5800-2590	身 知 精 難	○
指定特定相談支援事業所 とみさか (社会福祉法人 復生あせび会)	千石1-15-5 千石文化苑ビル101号	03-5810-1535 03-6912-1228	身 知 精 難	
指定特定相談支援事業所 もとふじ (社会福祉法人 本郷の森)	本郷2-21-3 青木ビル1階	03-3868-3085 03-3868-3039	身 知 精 難	
地域プラザ ふらっと (社会福祉法人 武蔵野会)	小日向2-16-15	03-5940-2822 03-5940-2823	身 知	○
あくせす (社会福祉法人 文京槐の会)	大塚4-21-8	03-3943-4300 03-3943-4330	身 知	
ふる里学舎小石川 (社会福祉法人 佑啓会)	小石川3-30-6	03-3811-1431 03-5689-4523	身 知	
ふる里学舎本郷 (社会福祉法人 佑啓会)	本郷2-21-7	03-5803-2333 03-5803-2340	知	
サポートセンターいちよう (社会福祉法人 本郷の森)	本郷3-37-1 中村ビル2階	03-3868-3039 03-3868-3039	精	
エナジーハウス (特定非営利活動法人 エナジー本舗)	千駄木5-10-8	03-3828-6517 03-5832-9721	精	
文京地域生活支援センターあかり (社会福祉法人 復生あせび会)	千石4-27-12 水間ビル1階	03-5976-3351 03-3944-0288	精	
だんござかハウス 相談支援係 (株式会社 津知弥)	千駄木2-33-8 津知弥ビル2階	03-5834-7797 03-5834-7287	身 知	○
相談支援事業所 リリーフ (一般社団法人 リリーフ)	湯島3-20-9-401	03-6240-1977 03-6240-1978	身 知 精 難	○
相談支援事業所やえ (一般社団法人 障がい支援こはる会)	向丘2-33-14	03-5834-8991 03-6801-6172	身 知 精 難	○
ケアワーク弥生 介護支援部 (株式会社 ケアワーク弥生)	弥生2-15-13	03-3811-1259 03-3811-1267	身 知 精 難	○
Taurus (株式会社 Next Ys)	千石4-21-2 コーポ堀井303号室	080-7554-9562 03-6914-2217	身 知 精 難	

【地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）】

(対象者) 身…身体障害 知…知的障害 精…精神障害 難…難病

事業所名 (運営主体)	住所	電話番号 ファックス番号	対象者 (精神は発達障害を含む)	対象に児童 を含む
あくせす (社会福祉法人 文京槐の会)	文京区大塚4-21-8	03-3943-4300 03-3943-4330	身 知	

文京地域生活支援センターあかり (社会福祉法人 復生あせび会)	文京区千石4-27-12 水間ビル1階	03-5976-3351 03-3944-0288	精	
ケアサポート文京 (株式会社 パワーエール)	白山5-21-9-101 スカイコート文京白山第二	03-4363-5468 050-1510-6045	身 知 精 難	
サポートセンターいちょう (社会福祉法人 本郷の森)	本郷3-37-1 中村ビル2階	03-3868-3039 03-3868-3039	精	

【児童福祉法に基づくサービス】

【児童発達支援】

(対象者) 身…身体障害 知…知的障害 精…精神障害 難…難病

事業所名 (運営主体)	住所	電話番号 ファックス番号	対象者 (精神は発達障害を含む)	対象に児童 を含む
文京区児童発達支援センター「そよかぜ」 (文京区)	湯島4-7-10 教育センター内	03-5800-2631 03-5800-2590	身 知 精 難	○
富坂子どもの家 (公益財団法人 基督教イースト・エイジャ・ミッション)	小石川2-17-41	03-3812-2072 03-3811-2245	知 精	○
未来教室 (特定非営利活動法人 特別支援教育研究会)	小石川2-6-5-201	03-5615-8701 03-5615-8702	知	○
発達支援ルーム ぽけっと (一般社団法人 ぽけっと)	小石川5-38-2 クレストヒルズ小石川2階	03-5615-8475 03-5615-8476	知 精	○
コペルプラス千駄木教室 (株式会社 クラ・ゼミ)	千駄木2-21-1 ANNEX-A1階	03-5842-1477 03-5842-1478	身 知 精	○
ハッピーテラス千駄木第二教室 (有限会社 塚本商事)	千駄木2-7-12 千駄木今晚軒1-2階	03-5832-9450 03-5832-9451	知 精	○
スマイルスイッチON 本郷 (明生 株式会社)	本郷3-40-10	03-5801-0977 03-5801-0976	知 精	○
ハッピーテラス千駄木第三教室 (有限会社 塚本商事)	根津1-27-2 サンクレスト・サンセイ201号室	03-5832-9043 03-5832-9044	知 精	○
てらびあぽけっと 駒込教室 (株式会社 MAEE)	本駒込5-60-17 鎌田ビル2階	03-5842-1680 03-5842-1684	知 精	○
TASUC文京教室 (TASUC 株式会社)	本郷2-16-13 NPMビル1階	03-6801-6416 03-6801-6416	知 精	○
クオリスキッズぶらす本駒込 (株式会社 クオリス)	千駄木5-42-3 モンテ駒込1階	03-5834-8425 03-5834-8426	知 精	○
エデュリー発達支援本郷三丁目教室 (株式会社 エデュリー)	本郷3-19-7 本郷三宝ビル2階	03-5990-9861 03-5990-5962	身 知 精	○
Satellite School MINANOHA (特定非営利活動法人 アンビノマド)	千石2-18-4 諸聖徒こどもの家2F	03-6902-2270 03-6902-2271	精	○
西片未来教室 (特定非営利活動法人 特別支援教育研究会)	西片2-18-21	03-5615-8701 03-5615-8702	知	○
放課後等デイサービス ウィズ・ユー文京白山 (合同会社 ポノ)	白山5-27-11 メゾン・オンブル・ヴェール101	03-6785-6504 03-6785-2941	知 精	○

【放課後等デイサービス】

(対象者) 身…身体障害 知…知的障害 精…精神障害 難…難病

事業所名 (運営主体)	住所	電話番号 ファックス番号	対象者 (精神は発達障害を含む)	対象に児童 を含む
文京区児童発達支援センター「ほっこり」 (文京区)	湯島4-7-10 教育センター内	03-5800-2632 03-5800-2590	身 知 精 難	○
文京区放課後等デイサービスJOY (社会福祉法人 太陽福祉協会)	本駒込4-35-15 文京区勤労福祉会館2階	03-3823-8091 03-3823-8092	身 知 精	○
文京区放課後等デイサービスロード (社会福祉法人 武蔵野会)	音羽1-19-18 東京都助産師会館1階	03-5981-9542 03-5981-9543	身 知 精	○
放課後等デイサービス びおら (社会福祉法人 武蔵野会)	小日向2-16-15	03-5940-2822 03-5940-2823	身 知 精	○
放課後等デイサービス カリタス翼 (公益財団法人 東京カリタスの家)	本駒込5-4-4 カトリック本郷教会信徒会館4階	03-3943-1727 03-5981-8282	身 知 精	○
放課後等デイサービス あんプラス江戸川橋 (有限会社 アン・インターナショナル)	関口1-48-6 日火江戸川橋ビル第2 201	03-6280-7083 03-6280-7084	知 精	○
ハッピーテラス千駄木教室 (有限会社 塚本商事)	根津2-37-8 東急ドエル・アルス根津102号	03-5832-9931 03-5832-9932	知 精	○

発達支援ルーム ぽけっと (一般社団法人 ぽけっと)	小石川 5-38-2 クレストヒルズ小石川 2 階	03-5615-8475 03-5615-8476	知 精	○
ハッピーテラス千駄木第二教室 (有限会社 塚本商事)	千駄木 2-7-12 千駄木今晚軒 1-2 階	03-5832-9450 03-5832-9451	知 精	○
未来教室 (特定非営利活動法人 特別支援教育研究会)	小石川 2-6-5-201	03-5615-8701 03-5615-8702	知	○
ONE文京湯島 (株式会社 TLiP)	湯島 3-3-4 高柳ビル 2 階	03-5826-4022 03-5826-4018	知 精	○
TASUC文京教室 (TASUC 株式会社)	本郷 2-16-13 NPMビル 1 階	03-6801-6416 03-6801-6416	知 精	○
重度心身障害児 放課後等ディサービスいちご (株式会社 太陽)	本駒込 4-43-1 メゾンYM 1 階	03-5834-7927 03-5834-7928	身 知 精	○
放課後等ディサービスさんさん (株式会社 カイナ)	向丘 2-12-3 サンヒルズ東大前 2 階(階段あり)	03-5832-9480 03-5832-9482	知 精	○
放課後等ディサービスこころ音 (特定非営利活動法人 夢織工房)	白山 1-19-6 シンク白山ビル201号室	080-3502-5560 03-3821-3683	知 精	○
Satellite School MINANOHA (特定非営利活動法人 アソビノマド)	千石 2-18-4 諸聖徒こどもの家 2F	03-6902-2270 03-6902-2271	精	○
西片未来教室 (特定非営利活動法人 特別支援教育研究会)	西片 2-18-21	03-5615-8701 03-5615-8702	知	○
放課後等ディサービス ウィズ・ユー文京白山 (合同会社 ポノ)	白山 5-27-11 メゾン・オンブル・ヴェール101	03-6785-6504 03-6785-2941	知 精	○
ONE文京後楽園 (株式会社 TLiP)	春日 2-14-9 小石川 J フラッツ101	080-4744-3073 03-5826-4018	知 精	○
富坂子どもの家 (公益財団法人 基督教イースト・エイジャ・ミッション)	小石川 2-17-41	03-3812-2072 03-3811-2245	知 精	○

【障害児相談支援】

(対象者) 身…身体障害 知…知的障害 精…精神障害 難…難病

事業所名 (運営主体)	住所	電話番号 ファックス番号	対象者 (精神は発達障害を含む)	対象に児童 を含む
文京区児童発達支援センター (文京区)	湯島 4-7-10 教育センター内	03-5800-2594 03-5800-2590	身 知 精 難	○
文京区指定障害児相談支援事業所 ぱすてる (社会福祉法人 武蔵野会)	水道 2-5-11 1 階	050-5526-5390 03-3868-2616	身 知 精 難	○
地域プラザ ふらっと (社会福祉法人 武蔵野会)	小日向 2-16-15	03-5940-2822 03-5940-2823	身 知	○
だんござかハウス相談支援係 (株式会社 津知弥)	千駄木 2-33-8 津知弥ビル 2 階	03-5834-7797 03-5834-7287	身 知	○
相談支援事業所 リリーフ (一般社団法人 リリーフ)	湯島 3-20-9-401	03-6240-1977 03-6240-1978	身 知 精 難	○
相談支援事業所 やえ (一般社団法人 障がい支援こはる会)	向丘 2-33-14	03-5834-8991 03-6801-6172	身 知 精 難	○

【保育所等訪問支援】

(対象者) 身…身体障害 知…知的障害 精…精神障害 難…難病

事業所名 (運営主体)	住所	電話番号 ファックス番号	対象者 (精神は発達障害を含む)	対象に児童 を含む
エデュリー発達支援本郷三丁目教室 (株式会社 エデュリー)	本郷 3-19-7 本郷三宝ビル 2 階	03-5990-9861 03-5990-9862	身 知 精	○

1. 身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害					肝臓機能障害	
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害		小腸機能障害
1級	両眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により自己の身辺の日常生活活動が極めて制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極めて制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極めて制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極めて制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極めて制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能を著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能を著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極めて制限されるもの	不随意運動・失調等により自己の身辺の日常生活活動が極めて制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極めて制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極めて制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極めて制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極めて制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極めて制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極めて制限されるもの	
3級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能を著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの 4 一上肢の機能を著しい障害	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により自己の身辺の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害					
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害
4 級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの（耳介に接しなれば話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの	1 両上肢の おや指を欠くもの 2 両上肢の おや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の 肩関節、肘関節又は手関節のうちの、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢の おや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢の おや指及びひとさし指を欠くもの 6 一上肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を含めて指を欠くもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢の すべての指を欠くもの 2 両下肢の すべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢の 下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の 機能の著しい障害 5 一下肢の 股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						小腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	脳病変による運動機能障害	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害						
5 級	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側上の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの											
		1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等による移動機能の劣るもの											
6 級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの																			

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
7 級				1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちのいずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとつさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなかみ指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなかみ指、くすり指及び小指の機能の軽度の障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうちのいずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能の著しい障害 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上の短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの								
	備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一般うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さとは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さとは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。														

2-1. 知的障害(愛の手帳)判定基準表(0歳～6歳 就学前)

項 目		1度(最重度)	2度(重度)	3度(中度)	4度(軽度)
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75
運動	運動機能の発達状況について、右の程度別に判定すること。0歳から1歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	運動機能がきわめて未発達なため起座も不可能	運動機能がきわめて未発達なため歩行も不十分	運動機能の発達が年齢より全般的に未発達	運動機能の発達はおおむね年齢相応
社会性	大人、他の乳幼児、児童との接触により対人関係を理解し、集団的行動に加わることのできる能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能
意思疎通	言語を通しての意思疎通の可能な度合いについて右の程度別に判定すること。0歳から1歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	言語による意思疎通が全く不可能	わずかで不完全な単語だけのため意思疎通が不可能	言語が未発達なため、意思疎通が一部不可能	言語を通しての意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、注意を必要としない。
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等についての生活上基本的な能力について、右の程度別に判定すること。	常時、介助及び保護が必要	部分的介助と常時の監督又は保護が必要	部分的介助と見守りが必要	介助や見守りをあまり必要としない。

2-2. 知的障害(愛の手帳)判定基準表(6歳～17歳 児童)

項 目		1 度 (最重度)	2 度 (重度)	3 度 (中度)	4 度 (軽度)
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75
学習能力	知識の習得能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な読み、書き、計算も不可能	簡単な読み、書き、計算でもほとんど不可能	簡単な読み、書き、計算が部分的に可能	簡単な読み、書き、計算がほぼ可能
作業能力	絵画、制作、その他の作業の能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能	作業のうち簡単な手伝いや使いが可能	指導のもとに作業が可能	単純な作業が可能
社会性	対人関係の理解、集団的行動の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて、右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない。
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない。
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等自らの身辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身辺生活の処理がほとんど不可能	身辺生活の処理が部分的に可能	身辺生活の処理がおおむね可能	身辺生活の処理が可能

2-3. 知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）

項 目		1 度（最重度）	2 度（重度）	3 度（中度）	4 度（軽度）
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75
知的能力	文字や数の理解、物事の判断及び日常生活における教養、娯楽物等の利用能力について、右の程度別に判定すること。	文字や数の理解が不可能	文字や数の理解がわずかに可能	表示をある程度理解し簡単な加減ができる。	テレビ、新聞等をある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる。
職業能力	作業能力又は職業としての作業能力の程度について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能	簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば単純作業が可能	助言等があれば、単純作業が可能	単純作業は可能であるが、時に助言等が必要
社会性	対人関係の理解、集団的行動の能力、また一般的社会生活の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない。
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない。
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等自らの身辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身辺生活の処理がほとんど不可能	身辺生活の処理が部分的に可能	身辺生活の処理がおおむね可能	身辺生活の処理が可能

3. 精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
1 級 (精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)	1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記 1、2 に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 （上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの）
2 級 (精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記 1、2 に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 （上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの）
3 級 (精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記 1、2 に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるがなお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬はおおむねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 6 身の安全保持や危機的状況での対応はおおむね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 （上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの）

4. 障害者総合支援法の難病患者等対象疾病一覧 376疾病(令和7年4月1日改定)

○印…障害者総合支援法独自の支援疾病 (29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名	
1	アイカルディ症候群	48	オスラー病	95	結節性多発動脈炎	142	シェーグレン症候群	
2	アイザックス症候群	49	カーニー複合	96	血栓性血小板減少性紫斑病	143	色素性乾皮症	
3	IgA腎症	50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	97	限局性皮質異形成	144	自己貪食空胞性ミオパチー	
4	IgG4 関連疾患	51	潰瘍性大腸炎	98	原発性肝外門脈閉塞症	145	自己免疫性肝炎	
5	亜急性硬化性全脳炎	52	下垂体前葉機能低下症	99	原発性局所多汗症	○ 146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	
6	アジソン病	53	家族性地中海熱	100	原発性硬化性胆管炎	147	自己免疫性溶血性貧血	
7	アッシャー症候群	54	家族性低βリポタンパク血症 1 (ホモ接合体)	101	原発性高脂血症	148	四肢形成不全	○
8	アトピー性脊髄炎	55	家族性良性慢性天疱瘡	102	原発性側索硬化症	149	シトステロール血症	
9	アペール症候群	56	カナパン病	103	原発性胆汁性胆管炎	150	シトリン欠損症	
10	アミロイドーシス	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	104	原発性免疫不全症候群	151	紫斑病性腎炎	
11	アラジール症候群	58	歌舞伎症候群	105	顕微鏡の大腸炎	○ 152	脂肪萎縮症	
12	アルポート症候群	59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	106	顕微鏡的多発血管炎	153	若年性特発性関節炎	
13	アレキサンダー病	60	カルニチン回路異常症	107	高IgD症候群	154	若年性肺気腫	
14	アンジェルマン症候群	61	加齢黄斑変性	○ 108	好酸球性消化管疾患	155	シャルコー・マリー・トゥース病	
15	アントレー・ピクスラー症候群	62	肝型糖原病	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	156	重症筋無力症	
16	イソ吉草酸血症	63	間質性膀胱炎（ハンナ型）	110	好酸球性副鼻腔炎	157	修正大血管転位症	
17	一次性ネフローゼ症候群	64	環状20番染色体症候群	111	抗糸球体基底膜腎炎	158	出血性線溶異常症	
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	65	関節リウマチ	112	後縦帯骨化症	159	ジューベール症候群関連疾患	
19	1p36欠失症候群	66	完全大血管転位症	113	甲状腺ホルモン不応症	160	シュワルツ・ヤンベル症候群	
20	遺伝性自己炎症疾患	67	眼皮膚白皮症	114	拘束型心筋症	161	神経細胞移動異常症	
21	遺伝性ジストニア	68	偽性副甲状腺機能低下症	115	高チロシン血症 1 型	162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	
22	遺伝性周期性四肢麻痺	69	ギャロウェイ・モワト症候群	116	高チロシン血症 2 型	163	神経線維腫症	
23	遺伝性膀胱炎	70	急性壊死性脳症	○ 117	高チロシン血症 3 型	164	神経有棘赤血球症	
24	遺伝性鉄芽球性貧血	71	急性網膜壊死	○ 118	後天性赤芽球癆	165	進行性核上性麻痺	
25	ウィーバー症候群	72	球脊髄性筋萎縮症	119	広範脊柱管狭窄症	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	
26	ウィリアムズ症候群	73	急速進行性糸球体腎炎	120	膠様滴状角膜ジストロフィー	167	進行性骨化性線維異形成症	
27	ウィルソン病	74	強直性脊椎炎	121	抗リン脂質抗体症候群	168	進行性多巣性白質脳症	
28	ウエスト症候群	75	巨細胞性動脈炎	122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症	169	進行性白質脳症	
29	ウェルナー症候群	76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	123	コケイン症候群	170	進行性ミオクロームステんかん	
30	ウォルフラム症候群	77	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	124	コステロ症候群	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	
31	ウルリッヒ病	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	125	骨形成不全症	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	
32	HTRA1関連脳小血管病	79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	126	骨髄異形成症候群	○ 173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症	
33	HTLV-1 関連脊髄症	80	筋萎縮性側索硬化症	127	骨髄線維症	○ 174	スタージ・ウェーバー症候群	
34	ATR-X症候群	81	筋型糖原病	128	ゴナドトロピン分泌亢進症	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群	
35	ADH分泌異常症	82	筋ジストロフィー	129	5p欠失症候群	176	スミス・マギニス症候群	
36	エーラス・ダンロス症候群	83	クッシング病	130	コフィン・シリス症候群	177	スモン	○
37	エプスタイン症候群	84	クリオピリン関連周期熱症候群	131	コフィン・ローリー症候群	178	脆弱X 症候群	
38	エプスタイン病	85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	132	混合性結合組織病	179	脆弱X 症候群関連疾患	
39	エマヌエル症候群	86	クルーゾン症候群	133	鯉耳腎症候群	180	成人発症スチル病	
40	MECP2重複症候群	87	グルコーストランスporter 1 欠損症	134	再生不良性貧血	181	成長ホルモン分泌亢進症	
41	LMNB1関連大脳白質脳症	88	グルタル酸血症 1 型	135	サイトメガロウイルス角膜炎	○ 182	脊髄空洞症	
42	遠位型ミオパチー	89	グルタル酸血症 2 型	136	再発性多発軟骨炎	183	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	
43	円錐角膜	○ 90	クロウ・深瀬症候群	137	左心低形成症候群	184	脊髄髄膜瘤	
44	黄色靱帯骨化症	91	クローン病	138	サルコイドーシス	185	脊髄性筋萎縮症	
45	黄斑ジストロフィー	92	クロンカイト・カナダ症候群	139	三尖弁閉鎖症	186	セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症	
46	大田原症候群	93	痙攣重積型（二相性）急性脳症	140	三頭筋欠損症	187	前眼部形成異常	
47	オクシピタル・ホーン症候群	94	結節性硬化症	141	CFC症候群	188	全身性エリテマトーデス	

4. 障害者総合支援法の難病患者等対象疾病一覧 376疾病(令和7年4月1日改定)

○印…障害者総合支援法独自の支援疾病 (29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
189	全身性強皮症	236	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	283	PURA関連神経発達異常症	330	パルフィリン症
190	先天異常症候群	237	中毒性表皮壊死症	284	非ケトーシス型高グリシン血症	331	マリネスコ・シェーグレン症候群
191	先天性横隔膜ヘルニア	238	腸管神経節細胞僅少症	285	肥厚性皮膚骨膜炎	332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
192	先天性核上性球麻痺	239	TRPV4異常症	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	240	TSH分泌亢進症	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	334	慢性血栓性肺高血圧症
194	先天性魚鱗癬	241	TNF受容体関連周期性症候群	288	肥大型心筋症	335	慢性再発性多発性骨髄炎
195	先天性筋無力症候群	242	低ホスファターゼ症	289	左肺動脈右肺動脈起始症	336	慢性膀胱炎 ○
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	243	天疱瘡	290	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	337	慢性特発性偽性腸閉塞症
197	先天性三尖弁狭窄症	244	特発性拡張型心筋症	291	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	338	ミオクローニ欠神てんかん
198	先天性腎性尿崩症	245	特発性間質性肺炎	292	ピックースタッフ脳幹脳炎	339	ミオクローニ脱力発作を伴うてんかん
199	先天性赤血球形成異常性貧血	246	特発性基底核石灰化症	293	非典型溶血性尿毒症症候群	340	ミトコンドリア病
200	先天性僧帽弁狭窄症	247	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	294	非特異性多発性小腸潰瘍症	341	無虹彩症
201	先天性大脳白質形成不全症	248	特発性後天性全身性無汗症	295	皮膚筋炎／多発性筋炎	342	無脾症候群
202	先天性肺静脈狭窄症	249	特発性大腿骨頭壊死症	296	びまん性汎細気管支炎 ○	343	無βリポタンパク血症
203	先天性風疹症候群 ○	250	特発性多中心性キャッスルマン病	297	肥満低換気症候群 ○	344	メーブルシロップ尿症
204	先天性副腎低形成症	251	特発性門脈圧亢進症	298	表皮水疱症	345	メチルグルタコン酸尿症
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	252	特発性両側性感音難聴	299	ヒルシュスプルング病 (全結腸型又は小腸型)	346	メチルマロン酸血症
206	先天性ミオパチー	253	突発性難聴 ○	300	VATER症候群	347	メビウス症候群
207	先天性無痛無汗症	254	ドラベ症候群	301	ファイファー症候群	348	免疫性血小板減少症
208	先天性葉酸吸収不全	255	中條・西村症候群	302	ファロー四徴症	349	メンケス病
209	前頭側頭葉変性症	256	那須・ハコラ病	303	ファンコニ貧血	350	網膜色素変性症
210	線毛機能不全症候群 (カルタゲナー (Kartagener) 症候群を含む。)	257	軟骨無形成症	304	封入体筋炎	351	もやもや病
211	早期ミオクローニ脳症	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	305	フェニルケトン尿症	352	モワット・ウィルソン症候群
212	総動脈幹遺残症	259	22q11.2欠失症候群	306	フォンタン術後症候群 ○	353	薬剤性過敏症症候群 ○
213	総排泄腔遺残	260	乳児発症STING 関連血管炎	307	複合カルボキシラーゼ欠損症	354	ヤング・シンプソン症候群
214	総排泄腔外反症	261	乳幼児肝巨大血管腫	308	副甲状腺機能低下症	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
215	ソトス症候群	262	尿素サイクル異常症	309	副腎白質ジストロフィー	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	263	ヌーナン症候群	310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	357	4p欠失症候群
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	264	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) / LMX1B関連腎症	311	ブラウ症候群	358	ライソゾーム病
218	大脳皮質基底核変性症	265	ネフロン癆	312	プラダー・ウィリ症候群	359	ラスマッセン脳炎
219	大理石骨病	266	脳クレアチン欠乏症候群	313	プリオン病	360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
220	ダウン症候群 ○	267	脳髄黄色腫症	314	プロピオン酸血症	361	ランドウ・クレフナー症候群
221	高安静脈炎	268	脳内鉄沈着神経変性症	315	PRL分泌亢進症 (高プロラクチン血症)	362	リジン尿性蛋白不耐症
222	多系統萎縮症	269	脳表ヘモジデリン沈着症	316	閉塞性細気管支炎	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
223	タナトフォリック骨異形成症	270	膿疱性乾癬	317	β-ケトチオラーゼ欠損症	364	両大血管右室起始症
224	多発血管炎性肉芽腫症	271	嚢胞性線維症	318	ペーチェット病	365	リンパ管腫症／ゴーハム病
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎	272	パーキンソン病	319	ベスレムミオパチー	366	リンパ管筋腫症
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○	273	バージャー病	320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	367	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
227	多発性嚢胞腎	274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	321	ヘモクロマトーシス ○	368	ルビンシュタイン・ティビ症候群
228	多脾症候群	275	肺動脈性肺高血圧症	322	ペリー病	369	レーベル遺伝性視神経症
229	タンジール病	276	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)	323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
230	単心室症	277	肺胞低換気症候群	324	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
231	弾性線維性仮性黄色腫	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群	325	片側巨脳症	372	レット症候群
232	短腸症候群 ○	279	バッド・キアリ症候群	326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	373	レノックス・ガストー症候群
233	胆道閉鎖症	280	ハンチントン病	327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	374	ロウ症候群
234	遅発性内リンパ水腫	281	汎発性特発性骨増殖症 ○	328	発作性夜間ヘモグロビン尿症	375	ロスモンド・トムソン症候群
235	チャージ症候群	282	PCDH19関連症候群	329	ホモシスチン尿症	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症

5.心身障害者等福祉手当(区制度) 指定の疾病一覧 361疾病(令和7年4月1日改定)

あ	1	アイカルディ症候群	か	52	家族性低 β リポタンパク血症1(ホモ接合体)	け	97	原発性骨髄線維症
	2	アイザックス症候群		53	家族性良性慢性天疱瘡		98	原発性側索硬化症
	3	亜急性硬化性全脳炎		54	カナバン病		99	原発性胆汁性胆管炎
	4	悪性関節リウマチ		55	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群		100	原発性免疫不全症候群
	5	悪性高血圧		56	歌舞伎症候群		101	顕微鏡的多発血管炎
	6	アジソン病		57	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症		102	高IgD症候群
	7	アッシャー症候群		58	カルニチン回路異常症		103	好酸球性消化管疾患
	8	アトピー性脊髄炎		59	肝型糖原病		104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
	9	アペール症候群		60	間質性膀胱炎(ハンナ型)		105	好酸球性副鼻腔炎
	10	アラジール症候群		61	環状20番染色体症候群		106	抗糸球体基底膜腎炎
	11	アルポート症候群		62	完全大血管転位症		107	後縦靱帯骨化症
	12	アレキサンダー病		63	肝内結石症		108	甲状腺ホルモン不応症
	13	アンジェルマン症候群		64	眼皮膚白皮症		109	拘束型心筋症
	14	アントレー・ビクスラー症候群		65	偽性副甲状腺機能低下症		110	高チロシン血症1型
い	15	イソ吉草酸血症	き	66	ギャロウェイ・モフト症候群	こ	111	高チロシン血症2型
	16	一次性ネフローゼ症候群		67	球脊髄性筋萎縮症		112	高チロシン血症3型
	17	一次性膜性増殖性糸球体腎炎		68	急速進行性糸球体腎炎		113	後天性赤芽球癆
	18	遺伝性QT延長症候群		69	強直性脊椎炎		114	広範脊柱管狭窄症
	19	遺伝性自己炎症疾患		70	巨細胞性動脈炎		115	膠様滴状角膜ジストロフィー
	20	遺伝性ジストニア		71	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)		116	極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症
	21	遺伝性周期性四肢麻痺		72	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)		117	コケイン症候群
	22	遺伝性腓炎		73	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症		118	コステロ症候群
	23	遺伝性鉄芽球性貧血		74	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)		119	骨形成不全症
	24	ウィーバー症候群		75	筋萎縮性側索硬化症		120	古典の特発性好酸球增多症候群
う	25	ウィリアムズ症候群	く	76	筋型糖原病	さ	121	コフィン・シリシ症候群
	26	ウィルソン病		77	筋ジストロフィー		122	コフィン・ローリー症候群
	27	ウエスト症候群		78	クッシング病		123	混合性結合組織病
	28	ウェルナー症候群		79	クリオピリン関連周期熱症候群		124	鰓耳腎症候群
	29	ウォルフラム症候群		80	クリッペル・トレノネー・ウェバー症候群		125	再生不良性貧血
	30	ウルリッヒ病		81	クルーゼン症候群		126	再発性多発軟骨炎
え	31	エーラス・ダンロス症候群	け	82	グルコーストランスポーター1欠損症	し	127	左心低形成症候群
	32	エプスタイン症候群		83	グルタル酸血症1型		128	サルコイドーシス
	33	エプスタイン病		84	グルタル酸血症2型		129	三尖弁閉鎖症
	34	エマヌエル症候群		85	クロウ・深瀬症候群		130	三頭酵素欠損症
	35	遠位型ミオパチー		86	クローン病		131	シェーグレン症候群
お	36	黄色靱帯骨化症	こ	87	クローンカイト・カナダ症候群	じ	132	色素性乾皮症
	37	黄斑ジストロフィー		88	痙攣重積型(二相性)急性脳症		133	自己食空胞性ミオパチー
	38	大田原症候群		89	結節性硬化症		134	自己免疫性肝炎
	39	オクシピタル・ホーン症候群		90	結節性多発動脈炎		135	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
	40	オスラー病		91	血栓性血小板減少性紫斑病		136	自己免疫性溶血性貧血
か	41	カーニー複合	け	92	限局性皮膚異形成	し	137	シトステロール血症
	42	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん		93	原発性肝外門脈閉塞症		138	シトリン欠損症
	43	潰瘍性大腸炎		94	原発性高カイロミクロン血症		139	紫斑病性腎炎
	44	下垂体性ADH分泌異常症		95	原発性硬化性胆管炎		140	脂肪萎縮症
	45	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症		96	原発性抗リン脂質抗体症候群		141	若年性特発性関節炎
	46	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症					142	若年発症型両側性感音難聴
	47	下垂体性TSH分泌亢進症					143	シャルコー・マリー・トゥース病
	48	下垂体性PRL分泌亢進症					144	重症筋無力症
	49	下垂体前葉機能低下症					145	修正大血管転位症
	50	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)					146	出血性線溶異常症
	51	家族性地中海熱					147	ジュベール症候群関連疾患
							148	シュワルツ・ヤンペル症候群
							149	神経細胞移動異常症

5.心身障害者等福祉手当(区制度) 指定の疾病一覧 361疾病(令和7年4月1日改定)

し	150	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	せ	187	先天性三尖弁狭窄症	と	236	ドラベ症候群
	151	神経線維腫症		188	先天性腎性尿崩症		237	中條・西村症候群
	152	神経有棘赤血球症		189	先天性赤血球形成異常性貧血		238	那須ハコラ病
	153	進行性核上性麻痺		190	先天性僧帽弁狭窄症	な	239	軟骨無形成症
	154	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症		191	先天性大脳白質形成不全症		240	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
	155	進行性骨化性線維異形成症		192	先天性肺静脈狭窄症		241	乳児発症STING関連血管炎
	156	進行性多巣性白質脳症		193	先天性副腎低形成症		242	乳幼児肝巨大血管腫
	157	進行性白質脳症		194	先天性副腎皮質酵素欠損症	に	243	尿素サイクル異常症
	158	進行性ミオクロームスてんかん		195	先天性ミオパチー		244	ヌーナン症候群
	159	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症		196	先天性無痛無汗症	ぬ	245	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／LMX1B関連腎症
す	160	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	そ	197	先天性葉酸吸収不全	ね	246	ネフロン癆
	161	人工透析を必要とする腎不全		198	前頭側頭葉変性症		247	脳クレアチン欠乏症候群
	162	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症		199	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)		248	脳腱黄色腫症
	163	スタージ・ウェーバー症候群		200	早期ミオクロニー脳症	の	249	脳内鉄沈着神経変性症
	164	スティーヴンス・ジョンソン症候群		201	総動脈幹遺残症		250	脳表ヘモジデリン沈着症
せ	165	スミス・マギニス症候群	た	202	総排泄腔外反症		251	膿疱性乾癬(汎発型)
	166	スモン		203	総排泄腔遺残		252	嚢胞性線維症
	167	脆弱X症候群		204	ソトス症候群		253	パーキンソン病
	168	脆弱X症候群関連疾患		205	ダイヤモンド・ブラックファン貧血		254	バージャー病
	169	成人発症スチル病		206	第14番染色体父親性ダイソミー症候群		255	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
	170	脊髄空洞症		207	大脳皮質基底核変性症		256	肺動脈性肺高血圧症
	171	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	ち	208	大理石骨病	は	257	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
	172	脊髄髄膜瘤		209	高安静脈炎		258	肺胞低換気症候群
	173	脊髄性筋萎縮症		210	多系統萎縮症		259	ハッチンソン・ギルフォード症候群
	174	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症		211	タナトフォリック骨異形成症		260	バッド・キアリ症候群
	175	前眼部形成異常		212	多発血管炎性肉芽腫症		261	ハンチントン病
と	176	全身性アミロイドーシス	て	213	多発性硬化症／視神経脊髄炎	ひ	262	非ケトーシス型高グリシニン血症
	177	全身性エリテマトーデス		214	多発性嚢胞腎		263	肥厚性皮膚骨膜炎
	178	全身性強皮症		215	多脾症候群		264	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
	179	先天異常症候群		216	タンジール病		265	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
	180	先天性横隔膜ヘルニア		217	単心室症		266	肥大型心筋症
	181	先天性核上性球麻痺	と	218	弾性線維性仮性黄色腫		267	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症
	182	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症		219	胆道閉鎖症		268	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症
	183	先天性魚鱗癬		220	遅発性内リンパ水腫		269	左肺動脈右肺動脈起始症
	184	先天性筋無力症候群		221	チャージ症候群		270	ビッカースタッフ脳幹脳炎
	185	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症		222	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群		271	非典型型溶血性尿毒症症候群
ふ	186	先天性血液凝固因子欠乏症等(第1因子欠乏症、第2因子欠乏症、第5因子欠乏症、第7因子欠乏症、第8因子欠乏症、第9因子欠乏症、第10因子欠乏症、第11因子欠乏症、第12因子欠乏症、第13因子欠乏症、フォン・ヴィルブランド病及び血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症をいう。)	と	223	中毒性表皮壊死症	ふ	272	非特異性多発性小腸潰瘍症
				224	腸管神経節細胞僅少症		273	皮膚筋炎／多発性筋炎
				225	低ホスファターゼ症		274	びまん性汎細気管支炎
				226	点頭てんかん		275	表皮水疱症
				227	天疱瘡		276	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)
			ふ	228	特発性拡張型心筋症		277	ファイファー症候群
				229	特発性間質性肺炎		278	ファロー四徴症
				230	特発性基底核石灰化症		279	ファンコニ貧血
				231	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)		280	封入体筋炎
				232	特発性後天性全身性無汗症		281	フェニルケトン尿症
				233	特発性大腿骨頭壊死症			
				234	特発性多中心性キャスルマン病			
				235	特発性門脈圧亢進症			

5.心身障害者等福祉手当(区制度) 指定の疾病一覧 361疾病(令和7年4月1日改定)

ふ	282	副甲状腺機能低下症	ま	305	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	り	333	リンパ管腫症／ゴーハム病
	283	複合カルボキシラーゼ欠損症		306	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー		334	リンパ脈管筋腫症
	284	副腎白質ジストロフィー			慢性血栓性肺高圧症		335	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
	285	副腎皮質刺激ホルモン不応症			慢性再発性多発性骨髄炎		336	ルビンシュタイン・ティビ症候群
	286	ブラウ症候群		307	慢性特発性偽性腸閉塞症		337	レーベル遺伝性視神経症
	287	プラダー・ウィリ症候群		308	ミオクロニー欠伸てんかん		338	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
	288	プリオン病		309	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		339	レット症候群
	289	プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）		310	ミトコンドリア病		340	レノックス・ガストー症候群
へ	290	プロピオン酸血症	み	311	無虹彩症	ろ	341	ロウ症候群
	291	閉塞性細気管支炎		312	無脾症候群		342	ロスムンド・トムソン症候群
	292	β-ケトチオラーゼ欠損症		313	無βリポタンパク血症		343	肋骨異常を伴う先天性側弯症
	293	ベーチェット病		314	メーブルシロップ尿症	1	344	1p36欠失症候群
	294	ベスレムミオパチー	め	315	メチルグルタコン酸尿症	2	345	22q11.2欠失症候群
	295	ペリー病		316	メチルマロン酸血症	4	346	4p欠失症候群
	296	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）		317	メビウス症候群	5	347	5p欠失症候群
	297	片側巨脳症		318	免疫性血小板減少症	α	348	α1-アンチトリプシン欠乏症
	298	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	も	319	メンケス病	A	349	ATR-X症候群
	299	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		320	網膜色素変性症	C	350	CFC症候群
	300	発作性夜間ヘモグロビン尿症		321	網膜脈絡膜萎縮症	H	351	HTLV-1関連脊髄症
	301	ホモシスチン尿症		322	もやもや病	I	352	HTRA 1 関連脳小血管病
ほ	302	母斑症（指定難病の結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群及びクリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く。）	や	323	モワット・ウィルソン症候群	L	353	IgA腎症
	303	ポルフィリン症		324	ヤング・シンプソン症候群	M	354	IgG4関連疾患
	304	マリネスコ・シェーグレン症候群		325	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	P	355	LMNB1関連大脳白質脳症
				326	ライソゾーム病	T	356	MECP 2 重複症候群
ま			り	327	ラスムッセン脳炎	V	357	PCDH19関連症候群
				328	ランドウ・クレフナー症候群		358	PURA関連神経発達異常症
				329	リジン尿性蛋白不耐症		359	TRPV 4 異常症
				330	両大血管右室起始症		360	TNF受容体関連周期性症候群
				331			361	VATER症候群
				332				

6. 所得制限限度額基準表（障害者福祉手当等）

所得者 扶養者数 制度	手当月額 (円)	本人の所得限度額（千円）						配偶者または扶養義務者の所得限度額（千円）					年度切り 替え時期
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	0人	1人	2人	3人	4人	5人
心身障害者等福祉手当（区） （44ページ）								20歳未満の場合、扶養義務者の所得限度額					
身体障害者手帳1,2級 愛の手帳1～3度 脳性麻痺 進行性筋萎縮症	15,500												
身体障害者手帳3級 愛の手帳4度	13,500	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504
指定難病にかかり医療券等所持者	15,500												
精神障害者福祉手当（区） （45ページ）	10,000	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504
特別障害者手当等（国） （46ページ）													
特別障害者手当 （46ページ）	29,590	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	6,287	6,536	6,749	6,962	7,175	7,388
障害児福祉手当 （47ページ）	16,100												
経過的福祉手当 （47ページ）	16,100												
重度心身障害者手当（都） （48ページ）	60,000	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504
マル障 心身障害者医療費助成 （56ページ）	—	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	20歳未満の場合国保世帯主、社保被保険者の所得制限額					
福祉タクシー （108ページ）								3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504
自動車燃料費助成 （108ページ）	—	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504

※ 所得とは、年間総収入額（税込み）から給与所得の場合は給与所得控除を、事業所得などの場合は必要経費をそれぞれ引いた額です。

※ その他各種控除等があります。詳しくは各制度の担当にお問い合わせください。

※ 所得制限限度額につきまして、年度途中で変更となる可能性があります。詳しくは各制度のホームページをご覧ください。詳しくはお問い合わせください。

6. 所得制限限度額基準表〔子育て世帯への手当等〕

所得者		手当月額 (円)	本人の所得限度額 (千円)						配偶者または扶養義務者の所得限度額 (千円)					年度切り 替え時期		
			0人	1人	2人	3人	4人	5人	0人	1人	2人	3人	4人		5人	
扶養者数	制度	特別児童扶養手当 (国制度) (48ペーシ)	1級 55,350	4,596	4,976	5,356	5,736	6,116	6,496	6,287	6,536	6,749	6,962	7,175	7,388	8月1日
			2級 36,860													
児童扶養手当 (国制度) (49ペーシ)		全部支給 46,690	690	1,070	1,450	1,830	2,210	2,590	2,360	2,740	3,120	3,500	3,880	4,260	11月1日	
		一部支給 46,680～ 11,010														
児童育成手当 (区制度) 障害手当 育成手当		15,500	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504							6月1日	
		13,500														
ひとり親家庭等育成医療費助成 (60ペーシ)		—	2,080	2,460	2,840	3,220	3,600	3,980	2,360	2,740	3,120	3,500	3,880	4,260	1月1日	

※ 所得とは、年間総収入額 (税込み) から給与所得の除く、事業所得などの場合は必要経費をそれぞれ引いた額です。
 その他各種控除等があります。詳しくは各制度の担当にお問い合わせください。

さ く い ん

あ

IT地域支援センター	180
愛の手帳	14・27・32・195-197
青い鳥郵便葉書の無料配布	124
あんしん居住制度助成	135
あんしんサポート文京	165・166・175
安心・防災メール	96
あんしん拠点	16・24

い

飯田橋公共職業安定所	148
ETC（有料道路通行料金の割引）	118
いきいきサポート	90・175
育成医療	20・58
育成室の要配慮児保育	23・144
移転費用等の助成	134
移動支援事業	14・15・17・37・82・187-188
医療的ケア児在宅レスパイト事業	14・85
医療的ケア児の社会体験プログラム	85
医療費助成（マル障）	15・16・56
医療費の助成・公費負担等	
子どもの医療費助成	57
自立支援医療（育成医療）	58
自立支援医療（更生医療）	57
自立支援医療（精神通院医療）	58
小児精神障害者	58
小児慢性特定疾病	17・59
特殊疾病（難病）	59

ひとり親家庭	21・60・205
--------	-----------

え

NHK（テレビ受信料の減免）	121
----------------	-----

お

オストメイト社会適応訓練講習会	164
音声誘導装置の設置	103
音訳奉仕員指導者養成講習会	173
おでかけスポーツ	156

か

介護保険	20
介助犬の給付	80
家具の転倒防止器具の設置	98
家庭生活訓練事業	181
紙おむつ支給事業	15・77
カラーユニバーサルデザイン	107
関税の免除	130

き

基幹相談支援センター	23・177
北療育医療センター	64
吃音者発声練習	164
虐待対応ダイヤル（189番）	22
虐待防止	25・168
救急代理通報システム	15・92
休養ホーム	160
教育センター	19・43・139・142・143 145・176・188・189・190

居宅訪問型保育事業……	22・87・139
緊急一時介護委託費助成……	15・83
緊急時電話相談……	88
緊急ネット通報……	93

く

区立施設等の入場料・利用料金の免除 ……	157
車椅子の貸出……	78

け

携帯電話使用料等の割引……	123
軽度障害者入浴……	15・82
ケーブルテレビ（手話通訳付）……	102
権利擁護センター 「あんしんサポート文京」 ……	165・166

こ

高額障害福祉サービス費……	42
後期高齢者医療制度……	20・60
航空運賃の割引……	121
口腔保健センター……	65
高次脳機能障害専用電話相談……	27
更生医療……	14・57
厚生年金保険（障害厚生年金）……	53
厚生年金保険（障害手当金）……	53
喉頭摘出者発声訓練……	163
高齢者等住宅修築資金助成……	132
声の広報……	101
国民年金（障害基礎年金）……	51
国立障害者リハビリテーションセンター ……	179
国立職業リハビリテーションセンター ……	151
こころの電話相談室……	29

心のバリアフリーハンドブック……	171
個人事業税の減免……	127
子育てひろば江戸川橋……	177
骨粗しょう症健康診査……	17・64
子どもショートステイ・ トワイライトステイ……	21・177
子どもの医療費助成……	21・57
ごみの訪問収集……	91

さ

在宅重症心身障害児（者）訪問事業 ……	17・87
在宅療養者等歯科訪問健診・ 予防相談指導……	21・62
裁判員制度参加者への支援 ……	17・20・170
『サイン ウィズ ミー』 （障害者多数雇用事業所）……	162

し

JR線旅客運賃の割引……	119
視覚障害者音楽教室……	161・181
視覚障害者生活サポート事業……	163
視覚障害者 日常生活情報点訳等サービス……	180
視覚障害者向け講座（東京都）……	161
歯科診療……	20・61
歯科訪問健診・予防相談指導……	21・62
磁気ループの設置……	104
事業所……	183
施設……	176
私鉄旅客運賃の割引……	120
児童育成手当……	21・50・205
児童委員……	172
自転車駐車場使用料の減額……	113
自動車運転免許取得経費補助 ……	15・110

自動車改造費助成	14・110
自動車事故による	
被害者等の方への支援	55
自動車税	128
自動車燃料費助成	15・108・204
児童相談所	22・32
児童相談センター	27
児童発達支援センター	176
児童福祉法	38
児童扶養手当	21・49・205
社会福祉協議会	174
就学奨励費	23・147
住宅設備改善費の助成	14・17・131
重度障害者特別給付金（区制度）	
	15・46
重度心身障害者手当（都制度）	15・48
重度脳性麻痺者介護事業	15・83
住民税	125・126
就労支援センター	148
宿泊施設利用補助金の増額	159
手話講習会	173
手話通訳者の設置	16・100
手話通訳者の派遣	15・100
手話通訳による本会議の傍聴	102
巡回入浴サービス	15・82
障害基礎年金	20・51
障害児のサービス一覧	138
障害児福祉手当	47・204
障害者会館	178
障害者基幹相談支援センター	
	23・177
障害者虐待	25・168
障害者差別解消法	25・167
障害者差別に関する相談窓口	25
障害者就労支援センター	148
障害者住宅	135
障害者総合支援法	36
障がい者用ICカード	
(PASMO、Suica)	114

障害福祉サービス等の種類	36
小学生水泳教室	156
商店街宅配事業補助	91
小児精神障害者入院費助成	
	16・17・58
小児総合医療センター	30
小児慢性特定疾病の医療費助成	
	17・59
小児慢性特定疾病児童	
日常生活用具の給付	75
職業センター	149
職業能力開発校	149
所得税	125
自立支援医療	14・16・17・20・57
シルバーお助け隊事業	90
心身障害児総合医療療育センター	65
心身障害者等福祉手当	15・44
心身障害者福祉センター	
	27・32・66・79・99
心身障害者扶養共済制度	15・54
身体障害者相談員	14・26
身体障害者手帳	14・27・31・191

す

スイカ	114-117
水道・下水道料金の減免	122
スポーツセンター（東京都）	158
スポーツセンター（文京区）	155-157
スポーツひろば	154
住まいの協力店	134
すまいる住宅登録事業	135
すみかえサポート事業	134

せ

生活あんしん拠点	16・24
生活福祉資金貸付制度	54
精神障害者緊急ショートステイ	88

精神障害者地域生活体験……………	89
精神障害者福祉手当（区制度） ……………	16・45
精神障害者保健福祉手帳 ……………	16・17・33・198
精神通院医療……………	16・17・58
精神保健福祉センター……………	28
成年後見制度……………	165
成年後見制度の利用相談・支援 （あんしんサポート文京）……………	166
成年後見制度利用助成事業……………	166
選挙の投票……………	169

そ

総合福祉センター……………	177
相続税……………	126
相談員……………	14・26
相談支援事業所……………	188・190
贈与税……………	127
即時情報ネットワーク事業……………	181

た

耐震改修工事等の助成……………	133
対面朗読（図書館）……………	105
タクシー運賃の割引……………	120
宅配（図書館資料）……………	105
短期保護……………	16・84・138

ち

地域安心生活支援事業……………	16・88
知的障害者相談員……………	14・26
中央障害者職業能力開発校……………	151
駐車禁止の対象除外……………	111
駐車料金の減額（シビックセンター・ 目白台運動公園）……………	113
駐輪場使用料の減額……………	113

中等度難聴児発達支援事業 補聴器購入費助成……………	14・78
中途失聴者・難聴者手話講習会……………	163
中途失明者緊急生活訓練事業……………	181
聴覚障害者向け講座（東京都）……………	161
聴覚障害者用ビデオ等貸出……………	182
聴覚障害の方の講習会等……………	182
聴導犬の給付……………	80
聴力障害者情報文化センター……………	182
賃貸住宅……………	134-137

て

手当（児童育成手当・育成手当）…	50
（児童育成手当・障害手当）…	50
（児童扶養手当）……………	49
（重度障害者特別給付金）……………	46
（重度心身障害者手当）……………	48
（障害児福祉手当）……………	47
（心身障害者等福祉手当）……………	44
（精神障害者福祉手当）……………	45
（特別児童扶養手当）……………	48
（特別障害者手当等）……………	46
手帳（愛の手帳）……………	32
（身体障害者手帳）……………	31
（精神障害者保健福祉手帳）…	33
テレビ受信料の減免……………	15・121
点字広報……………	101
点字図書館……………	106
点字図書の給付……………	14・101
点字録音刊行物作成配付……………	181
点訳講習会……………	173
手をつなぐ あんしん相談……………	30
電話リレーサービス……………	106

と

東京しごと財団……………	152
東京都障害者IT地域支援センター…	180

東京障害者職業センター……………	149
東京障害者職業能力開発校……………	149
東京都児童相談センター……………	27
東京都障害者休養ホーム……………	160
東京都障害者福祉会館……………	180
東京都心身障害者福祉センター ……………	27・32・66・79・99
東京都難病相談・支援センター……………	28
東京都発達障害者支援センター……………	29
東京都盲人福祉協会……………	181
東京都盲ろう者支援センター……………	181
東京都立小児総合医療センター……………	30
東京都立精神保健福祉センター……………	28
東京メトロ旅客運賃の割引……………	120
都営交通の介護者割引……………	117
都営交通の無料乗車券（都バス等） ……………	115
都営住宅……………	136
特別支援学校・学級……………	145
特別支援教育相談（就学相談）……………	144
特別児童扶養手当……………	21・48・205
特別障害給付金（国民年金）……………	51
特別障害者手当等……………	15・46・204
読話講習会……………	164
図書館の利用支援……………	104
都立公園等の入場料・ 駐車料金の免除……………	157

な

難病患者等対象疾患一覧……………	199
難病（特殊疾病）の医療費助成 ……………	17・59
難病相談・支援センター……………	28

に

日常生活用具の給付……………	14・16・67
----------------	----------

日常生活用具の給付 （小児慢性特定疾病児童） ……	17・75
入浴サービス……………	15・82

ね

年金……………	20・51-53
---------	----------

は

バス借上経費助成……………	15・154
パスモ……………	114-117
バスレクリエーション……………	154
パソコン講座……………	181
発達障害者支援センター……………	29
話し合い員……………	172
バリアフリー映画会（図書館）……………	105
ハローワーク飯田橋……………	148

ひ

ひとり親家庭等医療費助成……………	21・60
避難行動要支援者名簿……………	94
110番……………	92
119番……………	93

ふ

FAX110番……………	92
FAX119番……………	93
ファミリー・サポート・センター……………	89
プールレクリエーション……………	155
福祉車両の貸出……………	110
福祉タクシー……………	15・108-109・204
福祉避難所の設置……………	95
フットサル教室……………	155
布団乾燥消毒・丸洗い……………	15・81
ふれあいの集い……………	15・171
文京総合福祉センター……………	177

文京福祉センター江戸川橋……………177
ぶんぶんまるしえ……………161

へ

ヘルプカード…………… 16・98
ヘルプマーク…………… 16・99

ほ

保育園要配慮児保育…………… 22・144
保健サービスセンター…………… 17
補助犬の給付…………… 14・80
補装具費の支給…………… 14・16・66
ボランティア活動等……………172

ま

マル障（心身障害者医療費助成）
…………… 15・56
マイ・ファイル「ふみの輪」…142・143

み

『道しるべ』（冊子）…………… 34
民営バス運賃の割引……………117
民生委員・児童委員……………172

む

無料公衆無線LAN……………102

め

メール…………… 96

も

盲人福祉協会……………181

盲導犬の給付…………… 80
盲ろう者支援センター……………181

や

夜間こころの電話相談…………… 29

ゆ

UR賃貸住宅……………137
郵送サービス（図書館）……………105
郵便料金・ゆうパック運賃等の減免
……………123
有料道路通行料金の割引…………… 15・118

よ

幼稚園特別保育…………… 23・144
要約筆記者の派遣…………… 15・100
予防接種費用の一部助成…………… 62
予防対策課（精神相談）…………… 16

り

利子等の非課税……………128
理美容サービス…………… 15・81
リフト付福祉タクシー…………… 15・109
療育手帳（愛の手帳）…………… 32
利用者負担…………… 41
旅客船運賃の割引……………121

れ

レクリエーション教室……………155

わ

Wi-Fi……………102・104

表紙の作品について

『は〜と・ピア2の山』

作者：は〜と・ピア2の利用者のみなさん

この作品テーマは、「は〜と・ピア2は日本一の山のように…。わたしたちの心のすみか。わたしたちの夢のありか。たくさんのいろいろなのちをはぐくむところ。そう、そして みんなの誇り。」

利用者のみなさんに好きな動物を選んでいただき、段ボールで形を作って、色々な材料を貼ったり色を塗ったりして、個性豊かな動物たちの住む山を作りました。みなさんにとって、は〜と・ピア2が居心地のいい場所で、ありますようにと願いを込めて。

令和7年 文の京 障害者福祉のてびき

印刷物番号 E0325016

令和7年 7月発行

頒布価格 250円

編集発行 文京区障害福祉課
文京区春日1丁目16番21号

ダイヤルイン 03（5803）1211

印刷 山浦印刷株式会社
文京区関口1丁目39番10号

電話 03（3203）4721

ヘルプカードを持ちましょう

このカードは必ずしもすべての欄に記入する必要はありません。必要であると思う欄のみご記入ください。

記入年月日

カードに記入した日です。

氏名・住所・生年月日

このカードを使用する本人のことを記入してください。お名前にはふりがなをふってください。

第1連絡先・第2連絡先・第3連絡先

連絡してほしい方をご記入ください。お名前にはふりがなをふってください。

ご本人との関係や、連絡のとれる時間を書くに役立ちます。

なお、連絡先は必ず相手方の了承を得てから記入してください。

家族の集合場所

災害の時などに家族で集まる場所を決めていけば記入してください。

例 ○○公園、△△作業所
××小学校等

キリトリ

あなたの支援が必要です。

ヘルプカード



 文京区

ヤマオリ

記入年月日 年 月 日

ふりがな
氏名

住所

生年月日 年 月 日

キリトリ

タニオリ

第1 連絡先
電話

第2 連絡先
電話

第3 連絡先
電話

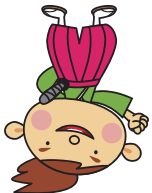
災害時の家族の集合場所

ヤマオリ

1121-8089-03 電話

文京区福祉部障害福祉課

発行





カードを開いて見てください！

手助けが必ずあります！

利用にあたって気をつけること

ヘルプカードには、いざという時にこのカードを見る人に、何を伝えたいのか、どのような支援をしてもらいたいのかを記載します。重要な個人情報も含まれますので、取扱いや紛失などには十分注意してください。

キリトリ

障害名・病名（ ）

通院先
電話

服薬（有・無）
・

配慮して欲しいこと

- ☐（ ）が不自由です
☐人工透析をしています
☐ペースメーカーを使用しています
☐（ ）発作があります
☐パニックになることがあります
理由（ ）
☐アレルギーがあります
内容（ ）

- ☐コミュニケーションが苦手です
☐簡単な言葉で説明してください
☐筆談で伝えてください
☐手話通訳が必要です
☐書いてある情報を音読してください
☐移動の際、介助してください
内容（ ）

☐その他、配慮して欲しいことがあります

キリトリ

障害名・病名

分かりやすく記入してください。

通院先

通院中の病院がある場合ご記入ください。

服薬

ふだん飲んでいる薬や持っている薬、服薬の注意点がある場合にはご記入ください。

配慮して欲しいこと

不自由なこと手助けしてほしい内容で、あてはまるものに「✓」を記入してください。
（ ）には詳しい内容をご記入ください。

現在の病状や本人の特性など、支援する方に伝えたいことを自由に記入してください。

例

- ・周りの状況や掲示の内容を説明してください。
- ・私の前か横に来て、それから話しかけてください。
- ・体温調整ができません。空調の配慮をしてほしいです。
- ・体に触れられることが苦手です。
- ・普段は○○○ちゃんと呼ばれています。
- ・カバンの中に詳しい情報が書いてあるノートが入っています。

例

顔写真を貼ると本人のカードであることがわかります。
会話ができない場合に有効です。

障害福祉 に関する シンボル マーク (案内)

障害者のための 国際シンボルマーク



車いすを利用する人だけでなく、障害のあるすべての人を示す世界共通のマークです。障害のある人たちが利用しやすい建物、トイレ、駐車場などを示しています。

公益財団法人
日本障害者リハビリテーション協会
電話：03-5273-0601 FAX：03-5273-1523

盲人のための 国際シンボルマーク



視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに使用されている世界共通のマークです。

社会福祉法人 日本盲人福祉委員会
電話：03-5291-7885

耳マーク



聞こえが不自由なことを示すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を示すマークです。聴覚障害者に援助することを示すマークとしても使用されます。

一般社団法人
全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
電話：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046

オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を使用する人のこと及びオストメイトのための設備が整っていることを示す場合などに使用されています。

公益社団法人 交通エコロジー・モビリティ財団
電話：03-5844-6265 FAX：03-5844-6294

ハート・プラスマーク



身体内部に障害のある人を示しています。心臓や呼吸機能等に障害のある人は、外見からは分かりにくいいため、理解や配慮が必要です。

特定非営利活動法人 ハート・プラスの会
電話：080-4824-9928

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬、聴導犬のことを言います。不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店等)では、補助犬の受け入れが義務づけられています。

東京都福祉局障害者施策推進部
電話：03-5320-4147 FAX：03-5388-1413

ヒアリング ループマーク



補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。

一般社団法人
全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
電話：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046

ヘルプマーク



障害のある人や難病の方、妊娠初期の方など、外見からわからなくても支援や配慮を必要としていることを周囲の方に知らせることができるマークです。

東京都福祉局障害者施策推進部
企画課社会参加推進担当
電話：03-5320-4147

身体障害者標識 (身体障害者マーク)



身体障害のある人が、運転していることを示しています。このマークを付けた車に幅寄せ、割り込みを行った場合、道路交通法の規定により罰せられます。

警視庁交通局交通企画課
電話：03-3581-0141 (代)

聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)



聴覚障害のある人が、運転していることを示しています。このマークをつけた車に幅寄せ、割り込みを行った場合、道路交通法の規定により罰せられます。

警視庁交通局交通企画課
電話：03-3581-0141 (代)

「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク



白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

岐阜市福祉部障がい福祉課
TEL 058-214-2138 FAX 058-265-7613

手話マーク



きこえない・きこえにくい人が手話でのコミュニケーションの配慮を求める時に提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語による対応ができるところが提示できます。

一般財団法人 全日本ろうあ連盟
TEL 03-6302-1430 FAX 03-6302-1449

筆談マーク



きこえない・きこえにくい人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求める時に提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。

一般財団法人 全日本ろうあ連盟
TEL 03-6302-1430 FAX 03-6302-1449



共生社会の実現に向けた障害者理解促進キャラクター
「すけだちくん」



障害者施設商品販売会
ハートフル工房

ふみ みやこ

文の京 ハートフル工房

障害者施設商品販売会

障害者就労支援事業の一環として、パンや雑貨をはじめとした、区内の障害者施設自主製品の販売や、名刺印刷の注文受付などを、障害のある当事者の方も店員となって行う販売会です。

区民ひろば（シビックセンター地下2階）会場での定例即売会や、区内イベント等への外部出店を行っています。詳細は区のホームページに掲載しています。

佑啓会



は〜と・ピア



は〜と・ピア2



アンビション文京



アビーム



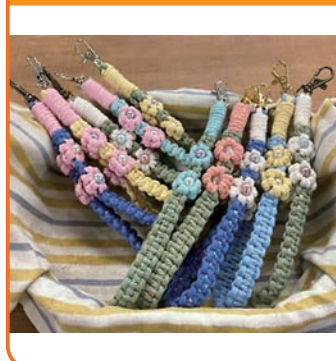
ワークショップやまどり



若駒の里



アイビス文京



工房わかぎり



リアン文京



ぶんぶんまるしえ



ハートフル工房



区HP



UDフォント

ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。